

島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

平成29年10月

中国電力株式会社

目次

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（2号炉および3号炉に係る保安措置）	
第1章 総則	
第1条 目的	第1章-1
第2条 基本方針	第1章-1
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	第1章-1
第2条の3 安全文化の醸成	第1章-1
第2章 品質保証	
第3条 品質保証計画	第2章-1
第3章 体制および評価	
第1節 保安管理体制	
第4条 保安に関する組織	第3章-1
第5条 保安に関する職務	第3章-2
第6条 原子力発電保安委員会	第3章-4
第7条 原子力発電保安運営委員会	第3章-4
第8条 原子炉主任技術者の選任	第3章-5
第8条の2 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任	第3章-5
第9条 原子炉主任技術者の職務等	第3章-5
第9条の2 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等	第3章-9
第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の情報共有	第3章-9
第2節 原子炉施設の定期的な評価	
第10条 原子炉施設の定期的な評価	第3章-10
第4章 運転管理	
第1節 通則	
第11条 構成および定義	第4章-1
第11条の2 原子炉の運転期間	第4章-3
第12条 原子炉の運転員の確保	第4章-3
第13条 巡視点検	第4章-4
第14条 規定類の作成	第4章-4
第15条 引継および周知	第4章-4
第16条 原子炉起動前の確認事項	第4章-5
第17条 地震・火災等発生時の対応	第4章-6
第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	第4章-7
第2節 運転上の留意事項	
第18条 水質管理	第4章-8
第3節 運転上の制限	
第19条 停止余裕	第4章-9
第20条 反応度監視	第4章-11
第21条 制御棒の動作確認（2号炉）	第4章-12

第 83 条 燃料移動	第 5 章-4
第 84 条 使用済燃料の貯蔵	第 5 章-7
第 85 条 使用済燃料の運搬	第 5 章-8
第 6 章 放射性廃棄物管理	
第 86 条 放射性固体廃棄物の管理	第 6 章-1
第 86 条の 2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第 6 章-2
第 86 条の 3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	第 6 章-3
第 87 条 放射性液体廃棄物の管理	第 6 章-4
第 88 条 放射性気体廃棄物の管理	第 6 章-5
第 89 条 放出管理用計測器の管理	第 6 章-6
第 90 条 頻度の定義	第 6 章-6
第 7 章 放射線管理	
第 91 条 管理区域の設定および解除	第 7 章-1
第 92 条 管理区域内における区域区分	第 7 章-2
第 93 条 管理区域内における特別措置	第 7 章-2
第 94 条 管理区域への出入管理	第 7 章-3
第 95 条 管理区域出入者の遵守事項	第 7 章-3
第 96 条 保安区域	第 7 章-3
第 97 条 周辺監視区域	第 7 章-4
第 98 条 線量の評価	第 7 章-5
第 99 条 床、壁等の除染	第 7 章-5
第 100 条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	第 7 章-6
第 101 条 放射線計測器類の管理	第 7 章-8
第 102 条 管理区域外等への搬出および運搬	第 7 章-9
第 103 条 発電所外への運搬	第 7 章-9
第 104 条 協力会社の放射線防護	第 7 章-9
第 105 条 頻度の定義	第 7 章-10
第 8 章 保守管理	
第 106 条 保守管理計画	第 8 章-1
第 106 条の 2 溶接事業者検査および定期事業者検査の実施	第 8 章-8
第 106 条の 3 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価 および長期保守管理方針	第 8 章-8
第 9 章 緊急時の措置	
第 107 条 原子力防災組織	第 9 章-1
第 108 条 原子力防災組織の要員	第 9 章-1
第 108 条の 2 緊急作業従事者の選定	第 9 章-1
第 109 条 原子力防災資機材等の整備	第 9 章-2
第 110 条 通報経路	第 9 章-2
第 111 条 緊急時訓練	第 9 章-2
第 112 条 通報	第 9 章-2
第 113 条 緊急時体制の発令	第 9 章-2
第 114 条 応急措置	第 9 章-2

第 115 条 緊急時における活動	第 9 章-2
第 115 条の 2 緊急作業従事者の線量管理等	第 9 章-3
第 116 条 緊急時体制の解除	第 9 章-3
第 10 章 保安教育	
第 117 条 所員への保安教育	第 10 章-1
第 118 条 協力会社従業員への保安教育	第 10 章-2
第 11 章 記録および報告	
第 119 条 記録	第 11 章-1
第 120 条 報告	第 11 章-8

第10章 保安教育	
第187条 所員への保安教育	第10章-1
第188条 協力会社従業員への保安教育	第10章-2
第11章 記録および報告	
第189条 記録	第11章-1
第190条 報告	第11章-8
附則	附則-1

添付	
添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準 (第76条関連)	
添付2 管理区域図 (第91条, 第92条関連)	
添付3 保全区域図 (第96条関連)	
添付4 管理区域図 (第158条, 第159条関連)	
添付5 保全区域図 (第163条関連)	

運転段階の発電用原子炉施設編

(2号炉および3号炉に係る保安措置)

運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点から、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

2. 目的
品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEA04111-2009）」（以下「JEA04111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
2. 適用範囲
品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。
3. 定義
品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEA04111 に従う。
 - (1) 原子力発電所
原子力発電所を構成する構造物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）
 - (2) 原子力施設情報公開ライブラリー
原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下、「ニューシア」という。）
 - (3) BWR事業者協議会
国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）
4. 品質マネジメントシステム
 4. 1 一般要求事項
 - (1) 第4条（保安に関する組織）に定める発電所の保安に関する組織（本編において、以下「組織」という。）は、品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
 - (2) 組織は、次の事項を実施する。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および4.2.1c)、d) に示す規定類で明確にする。
 - b) これらのプロセスの順序および相互関係を「図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。
 - c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするた

めに必要な判断基準および方法を明確にする。
d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。

e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。

f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。

g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。
h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づき重要性に加えて以下の事項を考慮する。

a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度

b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度

d) 作業または製造プロセス、要員、要領、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度

e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度

(4) 組織は、これらのプロセスを、品質保証計画に従って運営管理する。

(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、「7.4 調達」の中で定める。

d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書
このうち、組織が必要と決定した二次文書を以下の表に示す。

関連条項・項目	実施部門		監査部門		制定者
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	
5.4.1 品質目標		マネジメント基本要領 (第3条)			
		主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第8条、第9条の2、第9条の3)			
5.5.1 責任および権限		電源事業本部長			
		電源事業本部長			
5.5.4 内部コミュニケーション		電源事業本部長			
		電源事業本部長			
5.6 マネジメントレビュー		電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	原子力安全管理監査要領 (原子力監査)
6.2 人的資源		電源事業本部長	原子力品質保証規程		
		電源事業本部長			
7.1 業務の計画		電源事業本部長 (原子力管理)			
		電源事業本部長			
7.1 業務の計画		島根原子力発電所長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	原子力安全管理監査要領 (原子力監査)
		島根原子力発電所長			

関連条項・項目	実施部門		監査部門		制定者
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	
7.1 業務の計画 (つづき)		放射線管理要領 (第91条から105条)			
		保守管理要領 (第106条、第107条の2、第107条の3)			
7.2.3 外部とのコミュニケーション		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			
7.3 設計・開発		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			
7.4 調達		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			
8.2.1 原子力安全の達成		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			
8.2.4 検査および試験		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			
8.4 データの分析		島根原子力発電所長			
		島根原子力発電所長			

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 品質方針を設定する。
- c) 品質目標が設定されることを確実にする。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7. 2. 1および8. 2. 1参照）。

5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 組織の目的に対して適切である。
- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。

5. 4 計画

5. 4. 1 品質目標

(1) 社長は、組織内の上から下まで、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a) 参照）を設定されていることを確実にする。

なお、組織は、品質目標に関する社内規定を定める。

(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。

5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。

5. 5 責任・権限およびコミュニケーション

5. 5. 1 責任および権限

社長は、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定め、組織全体に

周知されていることを確実にする。

5. 5. 2 管理責任者

(1) 社長は、実施部門の管理責任者として電源事業本部長、監査部門の管理責任者として審査部門長を任命する。

(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかがわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
- b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。
- c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) 成果を含む実施状況について評価する（5. 4. 1および8. 2. 3参照）。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

なお、組織は、内部コミュニケーションに関する社内規定を定める。

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることとを確実にするために、社内規定に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。

(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する（4. 2. 4参照）。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方
- c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果
- d) 予防処置および是正処置の状況
- e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ

7. 業務の計画および実施

7. 1 業務の計画

(1) 組織は、社内規定に基づき、保安活動に関する業務（以下「7. 業務の計画および実施」「8. 評価および改善」ではこれを「業務」という。）に必要なプロセスを計画し、構築する。

(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムその他のプロセスの他のプロセスの要求事項と整合がとれていること（4. 1 参照）。

(3) 組織は、業務の計画にあたって、次の各事項について適切に明確化する。

- a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項
 - b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
 - c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの場合判定基準
 - d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4. 2. 4 参照）
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

(1) 組織は、次の事項を業務の計画（7. 1 参照）で明確にする。

- a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

(2) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。

なお、電源事業本部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。

7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。

(2) レビューでは、次の事項を確実にする。

- a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4. 2. 4 参照）。
- (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。
- (5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修

正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

(1) 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を社内規定にて明確にし、実施する。

(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。

7. 3 設計・開発

組織は、設計・開発に関する社内規定に基づき、設計・開発を管理する。

7. 3. 1 設計・開発の計画

(1) 原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。

(2) 設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。

- a) 設計・開発の段階
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
 - c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限
- (3) 効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 設計・開発の進捗に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4. 2. 4 参照）。インプットには、次の事項を含める。

- a) 機能および性能に関する要求事項
- b) 適用される法令・規制要求事項
- c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないこと。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。

(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。

- a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
- b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
- c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むが、またはそれを参照している。
- d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.

て、業務・原子炉施設の状態を識別する。

(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4. 2. 4 参照)。

7. 5. 4 組織外の所有物

組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4. 2. 4 参照)。

7. 5. 5 調達製品の保存

組織は、調達製品の検証後、受入から取付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するよう調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7. 6 監視機器および測定機器の管理

(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を業務の計画(7. 1 参照)に明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。

(2) 組織は、監視および測定の方法で確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。

(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。

a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4. 2. 4 参照)。

b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。

c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。

d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。

e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その組織は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4. 2. 4 参照)。

(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8. 1 一般

(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。

a) 業務：原子炉施設に対する要求事項への適合を要証する。

b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。

c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。

8. 2 監視および測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように要請しているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用方法を社内規定に定める。

8. 2. 2 内部監査

(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で社内規定に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。

a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7. 1 参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステムの要求事項に適合しているか。

b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。

(2) 組織は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。

(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定するために、内部監査に関する社内規定を確立する。

(4) 監査およびその結果の記録を維持する(4. 2. 4 参照)。

(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8. 5. 2 参照)。

8. 2. 3 プロセスの監視および測定

(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。

(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。

(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

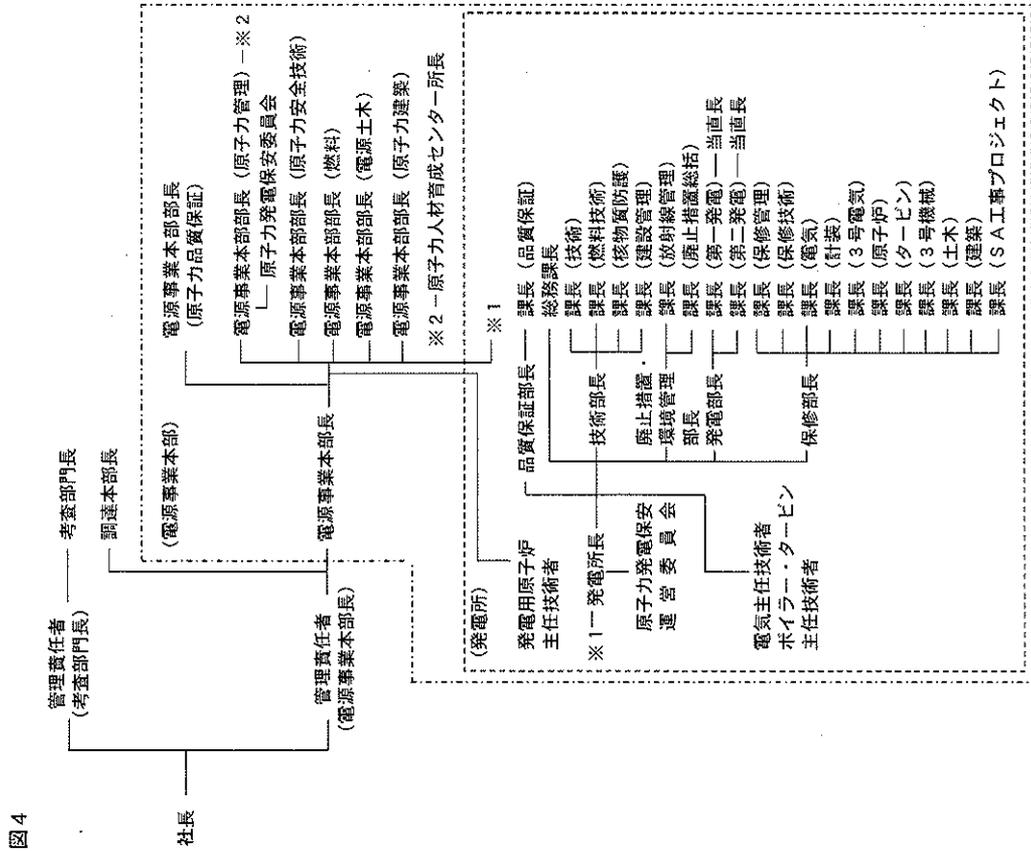
8. 2. 4 検査および試験

(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、検査および試験に関する社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1 参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合格判定基

第3章 体制および評価

第1節 保安管理体制

(保安に関する組織)
第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



- (保安に関する職務)
- 第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。
2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。
3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。
4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。
5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。
6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安の業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。
7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。
8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。
9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。
10. 電源事業本部長（原子力発電）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。
11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。
12. 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。
13. 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。
14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。
15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。
16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。
17. 修理工部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。
18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。
19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。
20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。
21. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。
22. 課長（核物質防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。

・放射線計測器類の点検・校正に関する事項

・管理区域内で使用した物品の撤出および避難に関する事項

(5) 保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保安・保守管理の有効性評価に関する事項

(6) 改造の実施に関する事項

(7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正 (第109条)

(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項

3. 所長を委員長とする。

4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長 (品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長) に加え、委員長が指名した者で構成する。

(原子炉主任技術者の選任)

第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。

2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任し、同一型式 (沸騰水型) の原子炉では兼任させることができる。

3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部参事以上とし、第9条 (原子炉主任技術者の職務等) に定める職務を専任する。

4. 代行者の職位は、課長以上とする。

5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。

(電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の選任)

第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ポイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ポイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。

2. 電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。

3. 電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者を選任する。

(原子炉主任技術者の職務等)

第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき次の職務を遂行する。

(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。

(2) 表9-1に定める事項のうち、第117条および第118条については、電源事業本部長 (原子力管理) の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。

(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。

(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。

(5) 第120条 (報告) 第1項に基づき報告を受けた場合、自らの責任において、事態を

確認し、その確認したところに従い正確な情報を社長に直接報告する。

(6) 保安の監督状況について、定期的および必要に応じて社長へ直接報告する。

(7) 保安委員会、保安運営委員会へ出席しなければならぬ。

(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。

2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者とその保安のためにする指示に従う。

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)

第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。

(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。

(3) 溶接事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定められた区分に従って、検査の指導、監督を行う。

(4) 所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。

(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査（以下、「定期検査」という。）には、あらかじめ定められた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。

(6) あらかじめ定める記録の内容を確認する。

2. 電気工作物の工事、維持または運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

(原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の情報共有)

第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者（以下、「主任技術者」という。）は、適宜、相互の職務について情報共有し、意思疎通を図る。

第2節 原子炉施設の定期的な評価

(原子炉施設の定期的な評価)

第10条 所長は、各号炉および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。

(1) 保安活動の実施の状況の評価

(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価

2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。

(原子炉の運転期間)

第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

表11の2

原子炉の運転期間	2号炉	3号炉
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月

※1 原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。

(原子炉の運転員の確保)

第12条 課長(発電)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2. 課長(発電)は、原子炉の運転にあたって前項に定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で、2交替勤務を行わせる。(3号炉については4班以上編成した上で、3交替勤務を行わせる。)なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。

※1：2号炉の当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。

3. 課長(発電)は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を当直長、当直副長、当直主任または運転員の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は当直長または当直副長とする。

表12-1

原子炉の状態	2号炉	3号炉
運転、起動および高温停止の場合	3名以上	3名以上
冷温停止および燃料交換の場合	2名以上	2名以上

表12-2

原子炉の状態	2号炉	3号炉
運転、起動および高温停止の場合	2名以上	2名以上
冷温停止および燃料交換の場合	1名以上	1名以上

(巡視点検)

第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内部および第93条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。

- (1) 原子炉冷却系統施設
- (2) 制御材駆動設備
- (3) 電源、給排水および排気施設

2. 当直長は、格納容器内部および第93条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域の巡視点検について、「運転管理要領」に基づき実施する。

(規定類の作成)

第14条 課長(発電)は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改正にあたっては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項
- (2) 巡視点検に関する事項
- (3) 異常時の操作に関する事項
- (4) 警報発生時の措置に関する事項
- (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (6) 定期試験に関する事項

(引継および周知)

第15条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐに当たり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。

2. 課長(発電)は、この保安規定で定める通知を受けた場合はその通知内容を、第3節における各条第2項の確認を行った場合はその結果を当直長に周知する。

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第17条の2 課長(技術)は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用し原子炉施設を冷却する全ての設備および燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
- (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機(電源車に整備されている発電機を含む。)、可搬式ポンプ(消防車に整備されているポンプを含む。)、ホースおよびその他資機材の配備

2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3. 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の確認(総務課長を除く。)を受けて、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、評価の結果について技術部長の確認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。

第2節 運転上の留意事項

(水質管理)

第18条 課長(放射線管理)は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力低下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオン濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長(発電)に通知する。

2. 当直長は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力低下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材が表18に定める基準値であることを1箇月に1回確認する。

3. 当直長は、原子炉冷却材の水質が表18に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。

表18

項目	基準値	
	原子炉冷却材 (原子炉水)	導電率
pH		5.5~8.5 (25℃において)
塩素イオン濃度		0.1ppm 以下

(反応度監視)

第20条 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差^{*1}は、表20-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 反応度の予測値と監視値の差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長（燃料技術）は、燃料取替後の原子炉起動操作^{*2}終了から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。
- (2) 課長（燃料技術）は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MMW/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。

3. 課長（燃料技術）が、反応度の予測値と監視値の差が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、課長（燃料技術）および当直長は表20-2の措置を講じる。

項目	運転上の制限
反応度の予測値と監視値との差	±1%Δk/k以内

表20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 課長（燃料技術）が反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 課長（燃料技術）は、反応度差を生じた原因の調査および対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を課長（発電）に通知する。 B1. 当直長は、高温停止にする。	3日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合は、課長（燃料技術）が運転継続を許容できないと判断した場合		24時間

*1：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき制御棒密度には24ポジション（3号炉においては50ステップ）以上引き抜かれている制御棒は含まない。

*2：原子炉起動操作とは、原子炉起動に關係する制御棒操作および出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。

(制御棒の動作確認)

〔2号炉〕

第21条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒は表21-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒および引抜制御棒1本だけが動作不能の場合を除く。

2. 制御棒が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、全制御棒の位置を24時間に1回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、1ノッチの挿入・引抜が可能であることを1箇月に1回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能^{*1}となった制御棒およびスタックした制御棒を除く。また、他の条文中で制御棒の操作を禁止された場合も除く。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。

3. 当直長は、制御棒が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該制御棒がスタックかまたは動作不能かを速やかに判断し、課長（燃料技術）および当直長は、表21-2または表21-1または表21-2-2の措置を講じる。

表21-1

項目	運転上の制限
制御棒	(1) 制御棒がスタックしていないこと (2) 制御棒が動作不能でないこと

表 2.1 の 2-2-2 (制御棒が動作不能の場合)

条件	要求される措置	完了時間
A 引抜制御棒が 2 本以上動作不能となった場合	A1. 当直長は、当該制御棒の操作を行わない。 および A2. 当直長は、動作不能の制御棒を 2 本未満にする。	速やかに 2 4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 (該当制御棒が 8 本以下の場合)	B1. 当直長は、当該制御棒を全挿入する。(要求される措置 A1 は適用除外とする。) および B2. 当直長は、当該制御棒駆動機構を除外する。	3 時間
C. 条件 A (該当制御棒が 9 本以上の場合) または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。(要求される措置 A1 は適用除外とする。)	4 時間 2 4 時間

※ 1 : 動作不能とは、次のいずれかの場合に該当し、かつスクラム挿入は可能と判断された状態^{※3}をいう。

- ① 制御棒の位置が確認できない。
- ② 通常駆動による制御棒の挿入ができなまたは引き抜きができない。ただし、制御棒操作監視系または制御棒駆動系の不具合として特定される場合は、制御棒操作が必要となるまでは動作不能とは見なさない。
- ③ 制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。

※ 2 : 制御棒駆動機構において分離後出装置が動作した場合、当該制御棒の挿入・引抜操作により確認する。

※ 3 : スクラム挿入が可能と判断された状態とは、当該制御棒の制御棒スクラム・アキュムレータの圧力が表 2.2-2 に定める値であることおよび原子炉緊急停止装置の [原子炉緊急停止] 要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。

(制御棒のスクラム機能)

第 2.2 条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表 2.2-1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。

2. 制御棒のスクラム機能が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するたため、次の急号を実施する。

- (1) 課長 (原子炉) および課長 (3 号機械) は、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表 2.2-2 に定める値であることを確認し、その結果を課長 (発電) に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラム・アキュムレータの圧力が表 2.2-2 に定める値であること 1 週間に 1 回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラム・アキュムレータの充填を行う。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表 2.2-2 に定める値であることを管理的手段により確認する。

3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 2.2-3 の措置を講じる。

表 2.2-1

項目	運転上の制限
制御棒のスクラム機能	動作可能であること

表 2.2-2

項目	判定値	
2 号炉	全制御棒のスクラム時間の平均値 (75%挿入) 1. 6 2 秒以下	
3 号炉	制御棒スクラム・アキュムレータの圧力 全制御棒のスクラム時間の平均値 (60%挿入) (100%挿入)	10. 5MPa (gage) 以上 1. 4 4 秒以下 2. 8 0 秒以下
	制御棒スクラム・アキュムレータの圧力	12. 8MPa (gage) 以上

表 2 4 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図 2 4 - 1, 2 の範囲内がない場合	A1. ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度を図 2 4 - 1, 2 の範囲内に復旧する。	3 日間
B. ほう酸水注入系が動作不能な場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8 時間
C. 条件 A または B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	2 4 時間

(ほう酸水注入系)
第 2 4 条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表 2 4 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。

- ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
 - 課長 (発電) は、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。
 - 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。
 - 課長 (放射線管理) は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を 1 箇月に 1 回測定し、その結果を課長 (発電) に通知する。
 - 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図 2 4 - 1, 2 の範囲内にあることを、毎日 1 回確認する。
 - 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表 2 4 - 2 に定める値であることを、1 箇月に 1 回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。

3. 当直長は、ほう酸水注入系が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 2 4 - 3 の措置を講じる。

※ 1 : 主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち 1 次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉炉圧力容器までの注入配管をいう。

表 2 4 - 1

項 目	運転上の制限
ほう酸水注入系	(1) 1 系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止するのに必要なほう酸水の量が確保されていること

※ 2 : 1 系列とは、ポンプ 1 台および必要な弁ならびに主要配管をいう。

表 2 4 - 2

項 目	判 定 値
(注入ポンプ吐出圧力)	
2 号炉	11. 04MPa [gauge] 以上
3 号炉	8. 32MPa [gauge] 以上

(原子炉熱的制限値)

第25条 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度を24時間に1回確認する。

3. 当直長は、最小限界出力比または燃料棒最大線出力密度が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表25-2の措置を講じる。

表25-1

項目	運転上の制限
最小限界出力比	
高燃度 8×8 燃料	1.25 以上
9×9 燃料 (A型)	1.25 以上
9×9 燃料 (B型)	1.25 以上
燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m 以下

2. 3号炉

項目	運転上の制限
最小限界出力比	
9×9 燃料 (A型)	1.22 以上
燃料棒最大線出力密度	44.0kW/m 以下

表25-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限以内に復旧する措置 ^{※1} を開始する。	速やかに

※1：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。

(原子炉熱出力および炉心流量)

第26条 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉熱出力および炉心流量が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量が図26に定める運転範囲にあることを24時間に1回確認する。

(2) 課長(燃料技術)は、定格熱出力一定運転にあり、原子炉熱出力について運転管理目標値を定め、課長(発電)に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値^{※1}および1時間平均値^{※2}が原子炉熱出力100%以下であることを1時間に1回確認する。

3. 当直長は、原子炉熱出力および炉心流量が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表26-2の措置を講じる。

表26-1

項目	運転上の制限
原子炉熱出力および炉心流量	図26に定める運転範囲にあること

表26-2

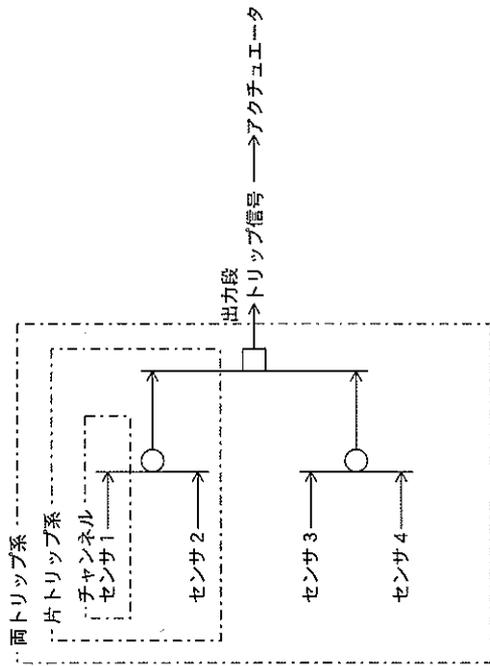
条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに

※1：瞬時値とは、計算機により算出される1分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力100%に対して1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。

※2：1時間平均値とは、計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。

※3：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。

※1：適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。
また、トリップ系の定義の例は次のとおり。



※2：誤動作とは、計測および制御設備が、トリップ信号を出力すべきでない状態にもかかわらず、誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。

※3：誤不動作とは、計測および制御設備が、トリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、トリップ信号を出力しない状態、または、そのような状態が発生すると推定される状態をいう。

※4：動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足しない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

表 27-2

1. 原子炉保護系計装

表 27-2-1 (2号炉 原子炉保護系計装)

要 素	設定値	項 目	頻 度
1. 中間領域計装 a. 中性子束高	各レンジフルスケールの95%以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{※1} 、冷温停止 ^{※1} および燃料交換 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 当直長は、中性子源領域計装と中間領域計装のオーバーラップを確認する。	毎日1回 原子炉起動時 (中性子源領域計装を全引抜にする前までに)
b. 中性子計装不動作	-	当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入るとき、中間領域計装と平均出力領域計装のオーバーラップを確認する。 課長 (計装) は、チャンネル校正 (検出器を除く) および論理回路機能検査を実施する。 課長 (計装) は、論理回路機能検査を実施する。	原子炉起動時 定検停止時 定検停止時

2. 中性子源領域計装

表 2.7-2-2 (2号炉 中性子源領域計装)

要 素	検定値	項 目	頻 度
9. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁ハイアウトの油圧 4.12MPa [gage] 以上 ^{※3}	当直長は、タービン出力45%相当以上に於いてハイバス状態でないことを確認する。 課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
10. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	当直長は、原子炉の状態が運転および起動において動作不能でないことを指示により確認する。 課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
11. 地震大 a. 水平(EL 1.3m) b. 水平(EL 34.8m) c. 鉛直(EL 1.3m)	水平(EL 1.3m) 140 Gal以下 水平(EL 34.8m) 350 Gal以下 鉛直(EL 1.3m) 70 Gal以下	課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。 正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
12. モードスイッチ 「停止」位置	—	課長(計装)は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
13. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転および起動において自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 課長(計装)は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	1箇月に1回 定検停止時

※1：1体以上の燃料が蒸荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

※2：タービン出力45%相当^{※4}以上で運転しているとき。

※3：タービン出力45%相当以上で運転しており、かつタービンハイバス弁が0.2秒以内に動作しないとき。

※4：タービン出力45%相当とは、高圧タービン第1段圧力が2.11MPa [gage]であることをいう。本条文中の2号炉において同じ。

4. 格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

表27-2-4-1 (2号炉 主蒸気隔離弁計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長(計装)は、チャンネル誤長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
2. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下		
3. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下		
4. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下		
5. 主蒸気圧力低	5.87MPa [gauge] 以上		
6. 復水器真空低	真空度 28.8kPa [gauge] 以上		

※1：主蒸気圧力低については、起動および高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

表27-2-4-2 (2号炉 格納容器隔離系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 主蒸気ドレン系	112cm 下方以上 (気水分離器下 端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
a. 原子炉水位低 (L2)			
b. 主蒸気管放射線高			
c. 主蒸気流量大			
d. 主蒸気管周囲温度高			
e. 主蒸気圧力低			
f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa [gauge] 以上		
2. 炉水サンプリング系	112cm 下方以上 (気水分離器下 端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時
a. 原子炉水位低 (L2)			
b. 主蒸気管放射線高			
c. 主蒸気流量大			
d. 主蒸気管周囲温度高			
e. 主蒸気圧力低			
f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa [gauge] 以上		

5. その他の計装

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表27-2-5-1 (2号炉 非常用ディーゼル発電機計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 非常用ディーゼル発電機計装		(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 課長(電気)および課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-		
b. 原子炉水位低 (L1)	381cm 下方以上 (気水分離器 下端より)		
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時
2. 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機計装		(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-		
b. 原子炉水位低 (L1H)	261cm 下方以上 (気水分離器 下端より)		
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時

(2) 原子炉隔離時冷却系計装

表27-2-5-2 (2号炉 原子炉隔離時冷却系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器 下端より)	当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} および高温停止 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日1回
			定検停止時

※1：原子炉圧力が0.74MPa [gage] 以上の場合。

(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装

表27-2-5-3 (2号炉 原子炉再循環ポンプトリップ計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 主蒸気止め弁閉	開度 90% 以上 ^{※1}	課長(タービン)はチャネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。 課長(計装)は論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロトットの油圧 4.12MPa [gage] 以上 ^{※2}	課長(計装)は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：タービン出力45%相当^{※3}以上で運転しているとき。

※2：タービン出力80%相当^{※3}以上で運転しているとき。

※3：タービン出力80%相当とは、高圧タービン第1段圧力が3.74MPa [gage]であることをいう。
本文文中の2号炉において同じ。

(4) 制御棒引抜監視装置計装

表27-2-5-4 (2号炉 制御棒引抜監視装置計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし、再循環流量 Wd (%) に対し、 0.62Wd + 52% の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でハイパスされていないことを確認する。 課長(計装)は、チャネル校正(検出器は除く)および論理回路機能検査を実施する。	起動時
b. 不作為	-	課長(計装)は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 中性子束低	5% ^{※1}	課長(計装)は、チャネル校正(検出器は除く)および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：実際の設定値が「本表に定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみさない。

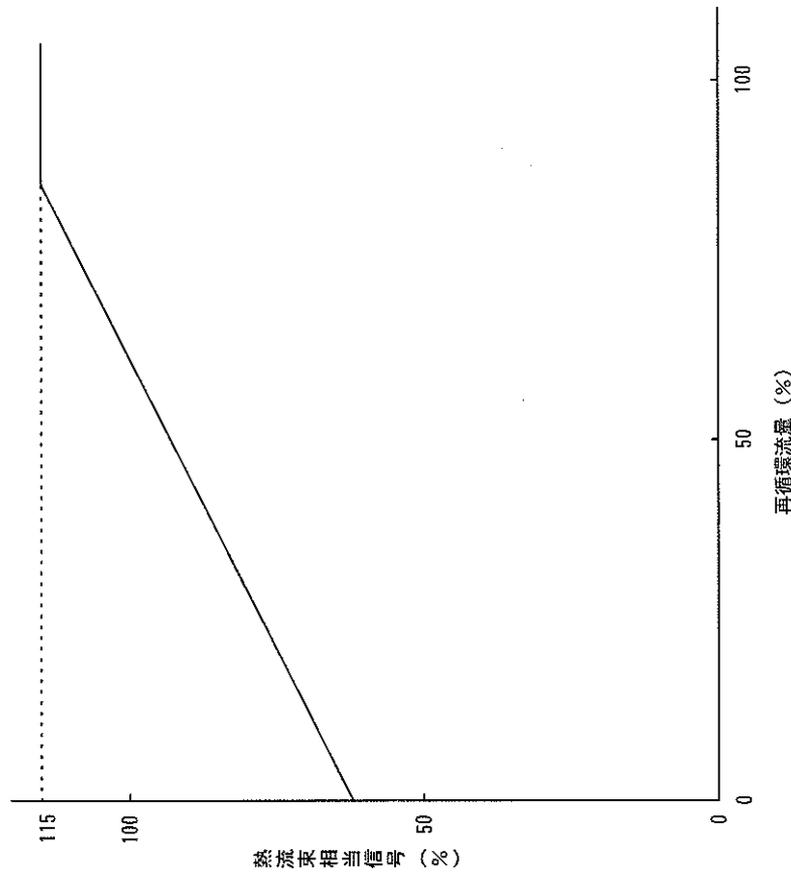
表 2 7 - 3

1. 原子炉保護系計装
- 原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて次の措置を講じる。
- なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、片トリップ系毎のすべてのチャンネル数をいう。
- (1) 片トリップ系において、動作不能チャンネルが1つ以上ある場合は、12時間以内に動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ動作不能なチャンネルをトリップするか、または当該トリップ系をトリップする。
 - (2) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ1つ以上ある場合は、6時間以内に少なくとも片トリップ系を動作可能な状態に復旧し、復旧できなければ、いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか、またはいずれかの片トリップ系をトリップする。
 - (3) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合は当該トリップ系が動作不能の場合は、1時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。
 - (4) 上記 (1)、(2) または (3) の措置を完了できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 2 7 - 3 - 1 (2号炉 原子炉保護系計装)

要 素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (片トリップ系)	要求される措置	完了時間	
1. 中間領域計装 a. 中性子束高	起動	4 ^{*2}	A1. 高温停止にする。	24時間 速やかに	
	高温停止 ^{*1}		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。		
	冷温停止 ^{*1} 燃料交換 ^{*1}		A1. 高温停止にする。		
b. 中性子計装不動作	起動	4 ^{*2}	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。	24時間 速やかに	
	高温停止 ^{*1}		A1. 高温停止にする。		
	冷温停止 ^{*1} 燃料交換 ^{*1}		A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な制御棒の全挿入操作を開始する。		
2. 平均出力領域計装 a. 中性子束高 (a) 中性子束 (b) 熱流束相当	起動	3 ^{*3}	A1. 高温停止にする。	24時間	
	運転		A1. 起動にする。		12時間
	運転、起動		A1. 高温停止にする。		
b. 中性子計装不動作	運転、起動	3 ^{*3}	A1. 高温停止にする。	24時間	

図 2 7



(注) 熱流束相当信号は、再循環流量 Wd (%) に対して、 $0.62Wd+62$ により設定する。ただし、最大値は 115 とする。

3. 非常用炉心冷却系計装

(1) 低圧炉心スプレイス計装

低圧炉心スプレイス計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
なお、動作可能であるべきチャネル数とは、低圧炉心スプレイス系を作動させるためのすべてのチャネル数をいう。

表2 7-3-3-1 (2号炉 低圧炉心スプレイス計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (L1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャネルが1つの場合 B. 動作不能チャネルが2つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 低圧炉心スプレイス系を動作不能とみなす。 B1. 低圧炉心スプレイス系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間 1時間
2. ドライウエル 圧力高	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャネルが1つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 低圧炉心スプレイス系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
3. 注水弁差圧低 (注水可)	運転 起動 高温停止	1	A. 動作不能チャネルが1つの場合	A1. 低圧炉心スプレイス系を動作不能とみなす。	1時間

(2) 低圧注水系計装

低圧注水系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
なお、動作可能であるべきチャネル数とは、系列毎のポンプおよび弁を作動させるためのすべてのチャネル数をいう。

表2 7-3-3-2 (2号炉 低圧注水系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数 (系列毎) ※1	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (L1)	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャネルが1つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。 B1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間 1時間
2. ドライウエル 圧力高	運転 起動 高温停止	2	A. 動作不能チャネルが1つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
3. 注水弁差圧低 (注水可)	運転 起動 高温停止	1	A. 動作不能チャネルが1つの場合	A1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	1時間

※1：系列毎とは低圧注水系においてA系、B系およびC系をいう。

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し、動作不能であるべきチャネル数を満足できないう場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
なお、動作可能であるべきチャネル数とは、論理毎のすべてのチャネル数をいう。

表 27-3-3-4 (2号炉 自動減圧系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (L1)	運転 起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	2	A. いずれかの論理に動作不能チャネルが1つ以上の場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャネルをトリップする。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイス系の動作不能を発見した場合は4日間
			B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイス系の動作不能を発見した場合は4日間 1時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
2. ドライウェイ高圧力高	運転 起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	2	A. いずれかの論理に動作不能チャネルが1つ以上の場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該チャネルをトリップする。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイス系の動作不能を発見した場合は4日間
3. 自動減圧系始動タイム	運転 起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	1	A. いずれかの論理が動作不能の場合	A1. 当該論理を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心スプレイス系の動作不能を発見した場合は4日間 1時間
			B. 両方の論理がそれぞれ動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間

※1：原子炉圧力が0.78MPa [eagel] 以上の場合。

表 2.7-3-4-2 (2号炉 格納容器隔離系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能なチャンネル数(論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
d. 主蒸気管周囲温度高	運転 起動 高温停止	1 2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
f. 復水器真空低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能なチャンネル数(論理毎)	要求される措置	完了時間
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L2)	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	8	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
d. 主蒸気管周囲温度高	運転 起動 高温停止	1 2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
f. 復水器真空低	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間
	運転 起動 高温停止	2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1. 高温停止にする。 および A2. 2. 低温停止にする。	1 2 時間 2 4 時間 3 6 時間

5. その他の計装

- (1) 非常用ディーゼル発電機計装
 非常用ディーゼル発電機計装または高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。
 なお、動作可能であるべきチャンネル数は、系列毎の非常用ディーゼル発電機または高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機を作動させるためのすべてのチャンネル数をいう。

表 2 7 - 3 - 5 - 1 (2号炉 非常用ディーゼル発電機計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	運転 起動 高温停止 および 第65条で要求される非常用交流高圧電源母線の要求がある期間	3	A. 動作不能チャンネルが1つ以上の場合 B. 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 B1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間 1時間 速やかに

表 2 7 - 3 - 4 - 3 (2号炉 原子炉棟隔離系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低(L3)	運転 起動 高温停止	2	A1. 原子炉棟給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
2. ドライウエル圧力高	運転 起動 高温停止	2	A1. 原子炉棟給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
3. 原子炉棟排気放射線高※1	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2 および原子炉棟内の照射された燃料に係る作業時	2	A1. 原子炉棟給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに
4. 燃料取替階放射線高※1	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2 および原子炉棟内の照射された燃料に係る作業時	2	A1. 原子炉棟給排気隔離弁の動作確認を行い、手動で隔離できることを確認する。 および A2. 1. 非常用ガス処理系1系列を動作可能な状態とする。 または A2. 2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。	速やかに 速やかに 速やかに

※1：高線量当量放射性物品の移動時を除く。
 ※2：停止余裕確認後の制御棒1本挿入・引抜を除く。

要素	適用される原子炉の状態	動作可能な原子炉数(系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
b. 原子炉水位低 (L1H)	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャネルが1つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャネルをトリップする。 または B3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間

要素	適用される原子炉の状態	動作可能な原子炉数(系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
c. ドライウエル圧力高	運転 起動 高温停止	4	A. 片トリップ系に動作不能チャネルが1つの場合	A1. チャネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャネルをトリップする。 または A3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	24時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャネルが1つの場合	B1. 少なくとも1つのチャネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. いずれかの動作不能チャネルをトリップする。 または B3. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	12時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャネルが2つの場合	C1. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	1時間

(4) 制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 27-3-5-4 (2号炉 制御棒引抜監視装置計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能なチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高 b. 不作動 c. 中性子束低	原子炉熱出力 30%相当以上	2※1	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. 動作不能チャンネルをトリップする。	1時間
			B. 条件Aの要求される措置が完了時間内に達成できない場合	B1. 制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※1：2チャンネルのうち、1チャンネルバイパス可能設備のため、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能なチャンネル数は1とする。

(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、給水ポンプ・主タービントリップ機能を作動させるためのチャンネル数をいう。

表 27-3-5-5 (2号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能なチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位高 (L8)	タービン出力 45%相当以上	3	A. 動作不能チャンネルが1つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャンネルをトリップする。	10日間
			B. 動作不能チャンネルが2つ以上の場合	B1. 高水位トリップ機能を復旧する。	2時間
			C. 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. タービン出力を45%相当未満にする。	8時間

表 2.7-3-5-7 (2号炉 中央制御室非常用循環系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能な原子炉数(系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉操縦・放射線高※1	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2 および原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	2	A. 動作不能チャヤルが1つの場合	A1. チャヤルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャヤルをトリップする。 または A3. 当該中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。	24時間 24時間 24時間
2. 燃料取替階・放射線高※1	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2 および原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	2	B. 動作不能チャヤルが2つの場合 A. 動作不能チャヤルが1つの場合	B1. 当該中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。 A1. チャヤルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 動作不能チャヤルをトリップする。 または A3. 当該中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。	1時間 24時間 24時間 24時間
3. 換気系・放射線高※1 ※3	運転 起動 高温停止 炉心変更時※2 および原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	1	B. 動作不能チャヤルが2つの場合 A. 動作不能チャヤルが1つの場合	B1. 当該中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。 A1. チャヤルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。	1時間 1時間 1時間

※1：高線量当量率物品の移動時を除く。

※2：停止余裕確認後の制御棒1本挿入・引抜を除く。

※3：サンプルポンプの定期切替時を除く。

(8) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表 2.7-3-5-8 (2号炉 事故時計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能な原子炉数	条件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉圧力 2. 原子炉水位(広帯域) 3. 原子炉水位(燃料域) 4. 格納容器圧力	運転 起動	2	A. 動作不能チャヤルが1つの場合 B. 条件 A の要求される措置を完了時間内に達成できない場合 C. 動作不能チャヤルが2つの場合	A1. チャヤルを動作可能な状態に復旧する。 B1. 当該計器が動作不能であることを明確にするよう措置を開始する。 C1. 少なくとも1つのチャヤルを動作可能な状態に復旧する。	30日間 速やかに 10日間
5. 格納容器雰囲気線量当量率			A. 動作不能チャヤルが1つの場合 B. 条件 A の要求される措置を完了時間内に達成できない場合 C. 動作不能チャヤルが2つの場合 D. 条件 C の要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. チャヤルを動作可能な状態に復旧する。 B1. 当該計器が動作不能であることを明確にするよう措置を開始する。 C1. 少なくとも1つのチャヤルを動作可能な状態に復旧する。 D1. 高温停止にする。	30日間 速やかに 24時間

※4：動作可能とは、当該計測および制御設備に期待される機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該センサチャネル、論理チャネルまたは論理出力チャネルをバイパスして下表に示す動作可能であるべきチャネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態（論理出力チャネルの1チャネルバイパスを含む。）は、誤動作であっても動作不能とはみなさない。

要素	動作可能であるべきチャネル数	1チャネルバイパスしている期間における動作可能であるべきチャネル数
センサチャネル	4	3
論理チャネル	4	3

表2.7の2-2-1

1. 原子炉緊急停止系計装

表2.7の2-2-1 (3号炉 原子炉緊急停止系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止 ^{※1} 、冷温停止 ^{※1} および燃料交換 ^{※1} において動作不能でないことを指示により確認する。 ^{※2} 当直長は、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 課長(3号電気)は、チャネル校正 ^{※3} (検出器を除く)および論理回路機能検査 ^{※4} を実施する。 課長(3号電気)は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 原子炉起動時 定検停止時 定検停止時
b. 動作不能	—		
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」以外のとき)	当直長は、原子炉の状態が起動において動作不能でないことを指示により確認する。 当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入るとき、起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバーラップを確認する。 課長(3号電気)は、チャネル校正(検出器を除く)および論理回路機能検査を実施する。 当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 課長(燃料技術)は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。 課長(燃料技術)は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	毎日1回 原子炉起動時 定検停止時 毎日1回 1週間に1回
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」のとき)	課長(3号電気)は、チャネル校正(検出器を除く)および論理回路機能検査を実施する。 当直長は、原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。 課長(燃料技術)は、原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて校正を実施する。 課長(燃料技術)は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	毎日1回 定検停止時 毎日1回 1週間に1回 燃焼度の増分が1.000MWd/t毎に1回 定検停止時

2. 起動領域モニタ計装

表2.7の2-2-2 (3号炉 起動領域モニタ計装)

要素	項目	頻度
1. 起動領域モニタ計装	当直長は、計数率が3 s ⁻¹ 以上であることを確認する。 当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において動作不能でないことを指示により確認する。 課長 (3号電気) は、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施する。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} の場合は毎日1回 炉心変更中 ^{※2} の場合は1.2時間毎に1回 毎日1回 定検停止時

※1：中性子源領域の場合。

※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。

3. 非常用炉心冷却系計装

(1) 低圧注水系計装

表2.7の2-2-3-1 (3号炉 低圧注水系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa [eage]以下	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.10MPa [eage] ^{※1}		

※1：実際の設定値が「本表に定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していな

いとみなさない。

(2) 高圧炉心注水系計装

表2.7の2-2-3-2 (3号炉 高圧炉心注水系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (L1: 5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa [eage]以下	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

(2) 原子炉格納容器隔離系計装

表 2.7 の 2-2-4-2 (3号炉 原子炉格納容器隔離系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L 1. 5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動および高温停止*1)において動 作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時
b. 主蒸気管放射能高	1.0× (通常運転時の バックグラウンド) 以 下		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140% 以下		
d. 主蒸気管周囲温度 高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa [gauge] 以上		
f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa [gauge] 以上		
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L 1. 5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動*1)および高温停止*1)におい て動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時
b. 主蒸気管放射能高	1.0× (通常運転時の バックグラウンド) 以 下		
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140% 以下		
d. 主蒸気管周囲温度 高	93℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa [gauge] 以上		
f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa [gauge] 以上		
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (L 2)	59cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動および高温停止*1)において動 作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時

要素	設定値	項目	頻度
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L 3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動および高温停止*1)において動 作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時
b. ドライウエル圧力 高	13.7kPa [gauge] 以下		
c. 原子炉排気 放射能高*2	1.0× (通常運転時の バックグラウンド) 以 下		
d. 燃料代替エリア 放射能高*2	1.0× (通常運転時の バックグラウンド) 以 下		
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L 3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動および高温停止*1)において動 作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa [gauge] 以下		
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L 3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、 起動および高温停止*1)において動 作不能でないことを指示により 確認する。 (2) 課長 (3号電気) は、チャンネ ル校正および論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回 定検停止時
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa [gauge] 以下		

*1 : 主蒸気管圧力低については、起動および高温停止を除く。

*2 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装

表2.7の2-2-5-3 (3号炉 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. タービン主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 ^{*1}	課長 (3号機械) は、チャネル校正 (リミットスイッチ調整) を実施する。 課長 (3号電気) は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. タービン蒸気加減弁急凍閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa [gage] 以上 ^{*1}	課長 (3号電気) は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：原子炉熱出力 35%相当以上で運転しているとき。

(4) 制御棒引抜監視装置計装

表2.7の2-2-5-4 (3号炉 制御棒引抜監視装置計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし、炉心流量 W (%) に対し、0.68W +44%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が 30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。 課長 (3号電気) は、チャネル校正 (検出器は除く。) および論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b. 動作不能	-	課長 (3号電気) は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 中性子束低	5% ^{*1}	課長 (3号電気) は、チャネル校正 (検出器は除く。) および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：実際の設定値が「本表に定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装

表2.7の2-2-5-5 (3号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位高 (L 8)	165cm 上方以下 (蒸気乾燥器スカート 下端より)	当直長は、原子炉熱出力 35%相当以上において動作不能でないことを指示により確認する。 課長 (3号電気) は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	毎日 1 回 定検停止時

(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装

表2.7の2-2-5-6 (3号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)

要素	項目	頻度
1. 原子炉圧力	課長 (3号電気) は、チャネル校正および制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時
2. 高圧炉心注水系流量		
3. 残留熱除去系流量		

(7) 中央制御室非常用循環系計装

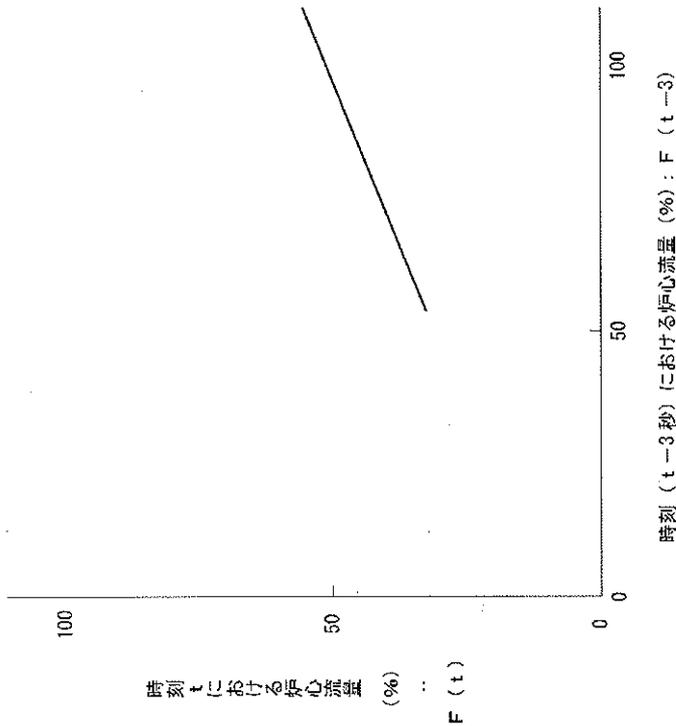
表2.7の2-2-5-7 (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉排気放射能高 ^{*1}	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{*2} または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
2. 燃料取替エリア放射能高 ^{*1}		課長 (3号電気) は、チャネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1：高線量当量率物品の移動時を除く。

※2：停止余裕確認後の制御棒 (同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本の制御棒) の挿入・引抜を除く。

図 27 の 2 - 2



(注) 炉心流量急減信号は、時刻 t における炉心流量 $F(t)$ (%) と時刻

$t-3$ における炉心流量 $F(t-3)$ に対し、

$F(t) = (0.4 F(t-3) + 1.1)$ により設定する。

ただし、原子炉熱出力の 75% 相当以上で運転しているとき。

表 27 の 2 - 3

1. 原子炉緊急停止系計装

原子炉緊急停止系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表 27 の 2-3-1 (1) の措置を講じる。表 27 の 2-3-1 (1) の措置を完了できない場合は、表 27 の 2-3-1 (2) の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉を自動停止させるためのすべてのチャンネル数をいう。

表 27 の 2-3-1 (1) (3号炉 原子炉緊急停止系計装)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサチャンネル	A 1つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む) を開始する ^{※1※2※3} 。	速やかに
	B 2つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および B2. 他の区分をバイパスする ^{※1※2※3} 。 B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間 6時間 30日間
	C 3つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに
	D 4つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 速やかに
論理チャンネル	A 1つの論理チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分の論理チャンネルをバイパスする操作を含む) を開始する。	1時間 速やかに
	B 2つの論理チャンネルが動作不能の場合	B1. 1つの論理チャンネルをトリップする。 および B2. 他の論理チャンネルをバイパスする。 B3. 少なくとも1つの論理チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間 6時間 30日間
	C 3つの論理チャンネルが動作不能の場合	C1. 1つの論理チャンネルをトリップする。 および C2. 少なくとも1つの論理チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに
	D 4つの論理チャンネルが動作不能の場合	D1. 1つの論理チャンネルをトリップする。 および D2. 少なくとも1つの論理チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 6時間 1時間

- ※1：中性子源領域を除く。
- ※2：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。
- ※3：各バイパスグループにおいて、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は次のとおり。
 - ・バイパスグループⅠ：3
 - ・バイパスグループⅡ：2
 - ・バイパスグループⅢ：2
- ※4：主蒸気ライン閉トリップバイパス可能な設備であり、センサチャンネルを1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は3とする。
- ※5：主蒸気ライン閉トリップバイパススイズまたはセンサチャンネルバイパスにてセンサチャンネルをバイパス可能な設備であり、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は6とする。
- ※6：主蒸気ライン閉トリップバイパススイズまたはセンサチャンネルバイパスにてセンサチャンネルをバイパス可能な設備であり、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は3とする。
- ※7：1区分（センサチャンネル）をバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は9とする。
- ※8：原子炉モードスイッチは1つであり、その接点を両トリップ系で1チャンネルずつ使用している。

2. 起動領域モニタ計装

起動領域モニタ計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、表27の2-3-2の要求される措置を完了時間内に講じる。

表27の2-3-2 (3号炉 起動領域モニタ計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ計装	起動※1	10※2	A 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 高温停止にする。	24時間
	高温停止 低温停止	2※3	A 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 挿入可能な制御棒を全挿入する。 および A2. 制御棒引抜操作を行ってはならない。	1時間 1時間
	燃料交換	2※3※4 2※4※5	A 動作不能チャンネルが1つ以上の場合 A 動作不能チャンネルが1つ以上の場合	A1. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。 A1. 制御棒挿入または燃料取出し以外の炉心変更を中止する。 および A2. 1体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※1：中性子源領域の場合。

※2：各バイパスグループにおいて、1チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は次のとおり。

- ・バイパスグループⅠ：3
- ・バイパスグループⅡ：2
- ・バイパスグループⅢ：2

※3：異なる1/4炉心の2チャンネル。

※4：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は、当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※5：炉心変更が実施されている1/4炉心の1チャンネルおよびそれに隣接するいずれかの1/4炉心の1チャンネル。

(3) 原子炉隔離時冷却系計装

表2.7の2-3-3 (2) - 3 (3号炉 原子炉隔離時冷却系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (L1, 5)	運転 起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1時間
2. ドライウエル圧力高	運転 ^{※1} 起動 ^{※1} 高温停止 ^{※1}	4	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなす。	1時間

※1：原子炉圧力が1.03MPa [rage]以上の場合。

(4) 自動減圧系計装

表2.7の2-3-3 (2) - 4 (3号炉 自動減圧系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理 ^{※1} /毎)	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位低 (L1)	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	4	A1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間
2. ドライウエル圧力高	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	4	A1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間

※1：論理とは、当該系統・設備を起動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。以下、本条において同じ。

※2：原子炉圧力が1.03MPa [rage]以上の場合。

表2.7の2-3-3 (3) (3号炉 非常用炉心冷却系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎) ^{※1}	条件	要求される措置	完了時間
1. 低圧注水系 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。 B1. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 当該低圧注水系を動作不能とみなす。	速やかに 1時間 1時間

4. 原子炉格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表27の2-3-4-1(1)の措置を講じる。表27の2-3-4-1(1)の措置を完了できない場合は、表27の2-3-4-1(2)の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、主蒸気隔離弁を隔離させるためのすべてのチャンネル数をいう。

表27の2-3-4-1(1)(3号炉 主蒸気隔離弁計装)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサチャンネル	A. 1つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する措置(当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する ^{※1} 。	速やかに
	B. 2つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および B2. 他の区分をバイパスする ^{※1} 。 および B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間
	C. 3つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに
	D. 4つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
5. 自動減圧系 高圧炉心注水ポンプ出口圧力高または 残留熱除去ポンプ出口圧力高	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	高圧炉心注水系：2 または 残留熱除去系：3	A. 片トリップ系の1つが動作不能 ^{※3} の場合	A1. 片トリップ系を動作可能な状態に復旧する。	10日間 ただし、高圧炉心注水系1系列の動作不能を発生した場合、7日間 または 高圧炉心注水系2系列の動作不能を発生した場合、3日間
			B. 両トリップ系が動作不能の場合 または 条件Aの要求される措置を時間内に達成できない場合	B1. 自動減圧系を動作不能とみなす。	1時間

※1：系列間とは、低圧注水系においては、A系、B系、C系をいう。また、高圧炉心注水系においては、B系、C系をいう。

※2：原子炉圧力が1.03MPa [Gage] 以上の場合。

※3：片系の論理出力チャンネル数は2とする。

※4：片トリップ系の1つが動作不能とは、自動減圧系起動信号(A)もしくは(B)系に係る高圧炉心注水ポンプまたは残留熱除去ポンプ出口圧力高に関する要素が動作不能の場合をいう。

(2) 原子炉格納容器隔離系計装

主蒸気隔離弁以外の原子炉格納容器隔離系計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表2.7の2-3-4-2 (1) および表2.7の2-3-4-2 (3) の措置を講じる。表2.7の2-3-4-2 (1) の措置を完了できない場合は、表2.7の2-3-4-2 (2) の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャネル数とは、内側または外側の隔離機能を作動させるためのすべてのチャネル数をいう。

表2.7の2-3-4-2 (1) (3号炉 原子炉格納容器隔離系計装)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサチャネル	A. 1つの区分のセンサチャネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分のセンサチャネルをバイパスする操作を含む) を開始する*1。	速やかに
	B. 2つの区分のセンサチャネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャネルをトリップする。 および B2. 他の区分をバイパスする*1。 および B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間
	C. 3つの区分のセンサチャネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャネルをトリップする。 および C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
	D. 4つの区分のセンサチャネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャネルをトリップする。 および D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャネルを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 6時間 1時間

*1: 区分 (センサチャネル) をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャネルについても、バイパスしているものとみなす。

表2.7の2-3-4-2 (2) (3号炉 原子炉格納容器隔離系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L1, 5)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間
b. 主蒸気管放射能高	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間
c. 主蒸気管流量大	運転 起動 高温停止	1 6*1	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間
d. 主蒸気管周囲温度高	運転 起動 高温停止	3 6*2	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 起動にする。	1 2時間 1 2時間
f. 復水器真空度低	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間

表 2.7 の 2-3-4-2 (3) 号炉 原子炉格納容器隔離系計表)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 主蒸気ドレン系隔離 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分の論理出力チャンネルをハイバスする操作を含む) を開始する。	速やかに
			B 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 当該ラインを隔離する。 または B2. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間
			C 条件 A または B の要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 低温停止にする。	24時間 36時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 当該ラインを隔離する。 または A2. 1 高温停止にする。 および A2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間
			B1. 当該ラインを隔離する。 または B2. 1 高温停止にする。 および B2. 2 低温停止にする。	1 2時間 2 4時間 3 6時間

※1: 1 区分 (センサチャンネル) をハイバスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は 1 2 とする。

※2: 1 区分 (センサチャンネル) をハイバスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は 2 7 とする。

※3: 高効率当量率物品の移動時を除く。

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
4 不活性ガス系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1 当該論理出力チャンネルの状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに
			B 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1 当該ラインを隔離する。 または B2 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間
			C 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1 高温停止にする。 および C2 低温停止にする。	2.4時間 3.6時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(論理毎)	条件	要求される措置	完了時間
5 残留熱除去系隔離(論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1 当該論理出力チャンネルの状態に復旧する措置(当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに
			B 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1 当該ラインを隔離する。 または B2 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	1時間 1時間
			C 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1 高温停止にする。 および C2 低温停止にする。	2.4時間 3.6時間

表 2.7 の 2 - 3 - 4 - 3 (2) (3 号炉 原子炉棟隔離系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
a. 原子炉水位低 (L3)	運転 起動 高温停止	4	A1. 原子炉棟給排気隔離 弁の動作確認を行 い、手動で隔離できる ことを確認する。 および A2. 1 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能 な状態とする。 または A2. 2 非常用ガス処理系 を動作不能とみな す。	速やかに
b. ドライウエル 圧力高	運転 起動 高温停止	4	A1. 原子炉棟給排気隔離 弁の動作確認を行 い、手動で隔離できる ことを確認する。 および A2. 1 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能 な状態とする。 または A2. 2 非常用ガス処理系 を動作不能とみな す。	速やかに
c. 原子炉棟排気 放射能高*1	運転 起動 高温停止 炉心変更時*2 および 原子炉棟内での照射 された燃料に係る作 業時	4	A1. 原子炉棟給排気隔離 弁の動作確認を行 い、手動で隔離できる ことを確認する。 および A2. 1 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能 な状態とする。 または A2. 2 非常用ガス処理系 を動作不能とみな す。	速やかに

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (論理毎)	要求される措置	完了時間
d. 燃料取扱エリア 放射能高*1	運転 起動 高温停止 炉心変更時*2 および 原子炉棟内での照射 された燃料に係る作 業時	4	A1. 原子炉棟給排気隔離 弁の動作確認を行 い、手動で隔離できる ことを確認する。 および A2. 1 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能 な状態とする。 または A2. 2 非常用ガス処理系 を動作不能とみな す。	速やかに

※ 1 : 高線量当量率物品の移動時を除く。

※ 2 : 停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本の制御棒挿入・引抜を除く。

表2.7の2-3-5-1 (2) (3号炉 非常用ディーゼル発電機計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 非常用ディーゼル発電機計装 (A系, B系およびC系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧 (センサチャンネル)	運転 起動 高温停止 および 第5条で要求される非常用交流高圧電源母線低電圧の要求がある期間	3	A 1つ以上のセンサチャンネルが動作不能の場合 B 条件Aの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または A2. 当該センサチャンネルをトリップする。	1時間 1時間 1時間

表2.7の2-3-5-1 (4) (3号炉 非常用ディーゼル発電機計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
1. 非常用ディーゼル発電機計装 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止	2	A 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 B 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合 C 条件AまたはBの要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む) を開始する。 B1. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 C1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに 1時間 1時間

(2) 原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能)

原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能) の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、その状態に応じて表2.7の2-3-5-2 (1) および表2.7の2-3-5-2 (3) で要求される措置を完了時間内に講じる。
表2.7の2-3-5-2 (1) の措置を完了できない場合は、表2.7の2-3-5-2 (2) の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお、動作可能であるべきチャンネル数とは、原子炉隔離時冷却系を起動させるためのすべてのチャンネル数をいう。

表 2.7 の 2-3-5-3 (3号炉 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
1. タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力 35%相当以上	4	A. 1つのチャンネルが動作不能の場合	A1. 当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む) を開始する。	速やかに
			B. 2つのチャンネルが動作不能の場合	B1. 1つの動作不能のチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. チャンネルをトリップする。	3日間
			C. 3つ以上のチャンネルが動作不能の場合	C1. 少なくとも1つの動作不能のチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または C2. チャンネルをトリップする。	2.4時間
			D. 条件 A, B または C の要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉熱出力を 35%相当未満にする。	8時間

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条件	要求される措置	完了時間
2. タービン蒸気加減弁急速閉	原子炉熱出力 35%相当以上	4	A. 1つのチャンネルが動作不能の場合	A1. 当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む) を開始する。	速やかに
			B. 2つのチャンネルが動作不能の場合	B1. 1つの動作不能のチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. チャンネルをトリップする。	3日間
			C. 3つ以上のチャンネルが動作不能の場合	C1. 少なくとも1つの動作不能のチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または C2. チャンネルをトリップする。	2.4時間
			D. 条件 A, B または C の要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉熱出力を 35%相当未満にする。	8時間

(4) 制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し、動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は、表 2.7 の 2-3-5-4 の要求される措置を完了時間内に講じる。

表2.7の2-3-5-7 (1) (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)

要素	条件	要求される措置	完了時間
センサ チャンネル	A. 1つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	A1. 当該センサチャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分のセンサチャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する ^{*1} 。	速やかに
	B. 2つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	B1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および B2. 他の区分をバイパスする ^{*1} 。 および B3. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	3時間
	C. 3つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	C1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および C2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間
	D. 4つの区分のセンサチャンネルで1つ以上のセンサが動作不能の場合	D1. 1つの区分のセンサチャンネルをトリップする。 および D2. 少なくとも1つの区分のセンサチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	30日間

※1：区分 (センサチャンネル) をバイパスしている期間については、当該区分に含まれている他の要素のセンサチャンネルについても、バイパスしているとみなす。

表2.7の2-3-5-7 (2) (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)

要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	要求される措置	完了時間
a. 原子炉排気 放射能高 ^{*1}	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{*2} および 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	4	A1. 中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。	速やかに
		4		
b. 燃料取替エリア 放射能高 ^{*1}				

※1：高線量当量率物品の移動時を除く。

※2：停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組または1本の制御棒の挿入・引抜を除く。

表2.7の2-3-5-7 (3) (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)

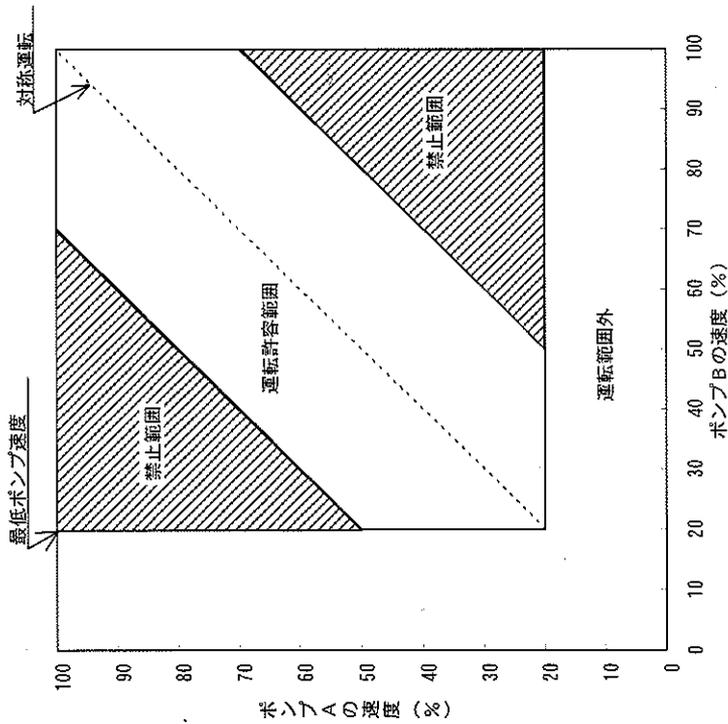
要素	適用されるべき原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数 (系列毎)	条件	要求される措置	完了時間
中央制御室非常用 循環系起動 (論理出力チャンネル)	運転 起動 高温停止 炉心変更時 ^{*1} および 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時	2	A. 1つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	A1. 当該論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置 (当該区分の論理出力チャンネルをバイパスする操作を含む)を開始する。	速やかに
			B. 2つの論理出力チャンネルが動作不能の場合	B1. 少なくとも1つの論理出力チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 または B2. 当該中央制御室非常用循環系を動作不能とみなす。	1時間

※1：停止余裕確認後の同一の水圧制御ユニットに属する1組または1本の制御棒挿入・引抜を除く。

(8) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生した場合は、表2.7の2-3-5-8の要求される措置を完了時間内に講じる。

図 2 8



(原子炉再循環ポンプ)

{ 3号炉 }

第 2 8 条の 2 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表 2 8 の 2-1 に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉冷却材再循環ポンプが前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するた
め、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉冷却材再循環ポンプの運転台数を毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、原子炉冷却材再循環ポンプが、第 1 項で定める運転上の制限を満足していない
と判断した場合は、表 2 8 の 2-2 の措置を講じる。

表 2 8 の 2-1

項 目	運転上の制限
原子炉冷却材再循環ポンプ	原子炉冷却材再循環ポンプが 1 0 台で運転していること

表 2 8 の 2-2

条 件	要求される措置	完了時間
A 原子炉冷却材再循環ポンプの 運転台数が 9 台の場合	A1. 停止した原子炉冷却材再循環ポンプを復旧す る。	1 0 日間
B 原子炉冷却材再循環ポンプの 運転台数が 8 台以下の場合 または 条件 A で要求される措置を完 了時間内に達成できない場 合	B1. 高温停止にする。	2 4 時間

2. 3号炉

項目	設定値
(1) 主蒸気逃がし安全弁 安全弁機能	8.2MPa [gauge] 以下*2 (3個)
	8.13MPa [gauge] 以下*2 (3個)
	8.06MPa [gauge] 以下*2 (4個)
	7.99MPa [gauge] 以下*2 (4個)
	7.92MPa [gauge] 以下*2 (2個)
(2) 主蒸気逃がし安全弁 逃がし弁機能	7.86MPa [gauge] 以下 (3個)
	7.79MPa [gauge] 以下 (3個)
	7.72MPa [gauge] 以下 (4個)
	7.65MPa [gauge] 以下 (4個)
	7.58MPa [gauge] 以下 (1個)
7.51MPa [gauge] 以下 (1個)	

※2：公称値

表30-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作可能な状態に復旧する。	A1. 主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 3.6時間

(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率)

第31条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉冷却材の漏えいがないことが確認されている漏えいが発生した場合、原子炉冷却材の漏えいがないことをドライウエル冷却機凝縮水監視装置で24時間に1回および格納容器内の粒子状放射物質の濃度で毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合は、ドライウエル床ドレンサンプリング監視装置(3号炉については、「ドライウエル高電導度廃液サンプリング測定装置」と読みかえる。以下同じ。)によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。
- (3) 課長(計装)および課長(3号電気)は、必要に応じて、ドライウエル床ドレンサンプリング監視装置およびドライウエル機器ドレンサンプリング監視装置(3号炉については、「ドライウエル低電導度廃液サンプリング測定装置」と読みかえる。以下同じ。)の点検を行う。

3. 当直長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表31-2の措置を講じる。また、ドライウエル床ドレンサンプリング監視装置またはドライウエル機器ドレンサンプリング監視装置の故障のために前項に定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。

表31-1

項目	運転上の制限
格納容器内の 原子炉冷却材漏えい率	(1) ドライウエル床ドレンサンプリング監視装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率(以下、「不明確な箇所からの漏えい率」という。)が0.23m ³ /h以下であること
	(2) ドライウエル床ドレンサンプリング監視装置とドライウエル機器ドレンサンプリング監視装置によって測定される漏えい率の合計(以下、「総漏えい率」という。)が5.9m ³ /h(1日平均)以下であること

表31-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 不明確な箇所からの漏えい率が運転上の制限を満足していないと判断した場合または 総漏えい率が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該漏えい率を運転上の制限以内に復旧する。	4時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 3.6時間

(非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)

第3-2条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表3-2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。

2. 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、定検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査を実施し、その結果を課長(発電)に通知する。

(2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1箇月に1回確認する。

3. 当直長は、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系の系統圧力が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表3-2-2の措置を講じる。

表3-2-1

項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと

表3-2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系の系統圧力が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させざる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間

(原子炉冷却材中のよう素131濃度)

第3-3条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表3-3-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 課長(放射線管理)は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度を1週間に1回測定し、その結果を課長(発電)に通知する。

3. 当直長は、原子炉冷却材中のよう素131濃度が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表3-3-2の措置を講じる。

表3-3-1

項目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素131濃度	1. $4 \times 10^8 \text{Bq/g}$ 以下
2. 3号炉	
項目	運転上の制限
原子炉冷却材中のよう素131濃度	1. $3 \times 10^8 \text{Bq/g}$ 以下

表3-3-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉冷却材中のよう素131濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉冷却材中のよう素131濃度を運転上の制限以内に復旧する。	2日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	2.4時間 3.6時間

(原子炉圧力)

第38条 原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。

2. 原子炉圧力が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力を2.4時間に1回確認する。

3. 当直長は、原子炉圧力が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表38-2の措置を講じる。

表38-1

項目	運転上の制限
原子炉圧力	7.03MPa [gauge]以下
項目	運転上の制限
原子炉圧力	7.17MPa [gauge]以下

表38-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉圧力が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉圧力を運転以内に復旧する。	15分間
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間

(非常用炉心冷却系その1)

[2号炉]

第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする^{※1}。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系(格納容器冷却系)の動作不能とはみなさない。

2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 講義(第一発電)は、定検停止時に、高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。

(2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項ならびに高圧炉心スプレイス系、低圧炉心スプレイス系、低圧注水系(格納容器冷却系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管^{※2}が満水であることを確認する。

(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。^{※1}

3. 当直長は、非常用炉心冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表39-3-1または表39-3-2の措置を講じる。

※1：自動減圧系については、原子炉圧力が次表の場合に適用する。

項目	原子炉圧力
自動減圧系	0.78MPa [gauge]以上

※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を実現するための水源(サブプレッションチェンバまたは復水貯蔵タンク)からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器(格納容器スプレイヘッダ)までの注入配管(スプレイ配管)を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管(スプレイ配管を除く。)の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。

表39-1

項目	運転上の制限 (動作可能であるべき系列数)
低圧炉心スプレイス系	1 ^{※3}
低圧注水系 (格納容器冷却系)	3 ^{※3} (2) ^{※5}
自動減圧系	6 ^{※4}
高圧炉心スプレイス系	1 ^{※3}

※3：1系列とは、ポンプ1台、必要な弁および主要配管をいう。

※4：自動減圧系の系列数は、1系列に相当する弁数をいう。

※5：1系列とは、ポンプ1台、熱交換器1基、必要な弁および主要配管をいう。

表 3.9-3-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器冷却系 1 系列が動作不能の場合 ^{※6}	A1. 格納容器冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの格納容器冷却系 1 系列について動作可能であることを確認する。	10 日間 速やかに
B. 格納容器冷却系 2 系列が動作不能の場合 ^{※6}	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24 時間 36 時間

または、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合

※6：残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および格納容器冷却系の動作不能となる場合は、それぞれ要求される措置を実施する。

(非常用炉心冷却系その 1)

〔3号炉〕

第 3.9 条の 2 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表 3.9 の 2-1 に定める事項を運転上の制限とする^{※1}。ただし、残留熱除去系原子炉炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。

2. 非常用炉心冷却系が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長（第二発電）は、定検停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系および自動減圧系が警報信号で作動することおよび原子炉格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。
- (2) 課長（第二発電）は、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。
- (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に表 3.9 の 2-2（項目 3）に定める事項ならびに高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管^{※2}が満水であることを確認する。
- (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表 3.9 の 2-2（項目 3 を除く。）に定める事項を確認する。^{※1}

3. 当直長は、非常用炉心冷却系が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 3.9 の 2-3-1 または表 3.9 の 2-3-2 の措置を講じる。

※1：原子炉隔離時冷却系および自動減圧系については、原子炉圧力が次表の場合に適用する。

項目	原子炉圧力
原子炉隔離時冷却系	1.03MPa [gage] 以上
自動減圧系	1.03MPa [gage] 以上

※2：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッショナルエンジンまたは復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（スプレイ配管）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（スプレイ配管を除く。）の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることと確認する。
また、原子炉隔離時冷却系の主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を実現するための水源（サブプレッショナルエンジンまたは復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることと確認する。

表 3.9 の 2 - 3 - 1

条 件	要求される措置	完了時間
A. 低圧注水系 1 系列が動作不能の場合※。	A1. 低圧注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの低圧注水系 2 系列について動作可能であること を確認する。	1 0 日間 速やかに
B. 自動減圧系が動作不能の場合	B1. 自動減圧系を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 高圧炉心注水系 2 系列について、動作可能であること を確認する。 および B3. 原子炉隔離時冷却系※1 について動作可能であること を確認する。	1 0 日間 速やかに 速やかに
C. 高圧炉心注水系 1 系列が動作不能の場合	C1. 高圧炉心注水系 1 系列を動作可能な状態に復旧する。 および C2. 残りの高圧炉心注水系について動作可能であること を確認する。 および C3. 自動減圧系※1 の窒素ガス供給圧力が表 3.9 の 2 - 2 に定める値であることを確認する。 および C4. 原子炉隔離時冷却系※1 について動作可能であること を確認する。	1 0 日間 速やかに 速やかに 速やかに
D. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	D1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および D2. 高圧炉心注水系 2 系列について動作可能であること を確認する。 および D3. 自動減圧系※1 の窒素ガス供給圧力が表 3.9 の 2 - 2 に定める値であることを確認する。	1 0 日間 速やかに 速やかに
E. 非常用炉心冷却系 2 系列以上が動作不能の場合 または 条件 A~D のいずれかで 要求される措置を完了 時間内に達成できない 場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 低温停止にする。 なお、自動減圧系が動作不能の場合は、原子炉圧力を 1.03MPa [gage] 未満にする。	2 4 時間 3 6 時間

表 3.9 の 2 - 3 - 2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレ イ冷却系 1 系列が動作 不能の場合※。	A1. 原子炉格納容器スプレイ冷却系を動作可能な状態に 復旧する。 および A2. 残りの原子炉格納容器スプレイ冷却系について動作 可能であることを確認する。	1 0 日間 速やかに
B. 原子炉格納容器スプレ イ冷却系 2 系列以上が 動作不能の場合※。 または 条件 A で要求される措 置を完了時間内に達成 できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間

※ 8 : 残留熱除去系ポンプの故障等により、低圧注水系および原子炉格納容器スプレイ冷却系の動作不能となる場合は、それぞれの要求される措置を実施する。

表 4.0 - 3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1 系列が動作不能の場合	A1. 動作可能な状態に復旧する。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉圧力容器ハウジングを構成する隔離弁の閉鎖を禁止する。 C1. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉圧力容器ハウジングを構成する隔離弁の閉鎖を禁止する。 および C2. 1 系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに
D. 条件 C で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 原子炉棟大物機器搬入口および原子炉棟二重頂の各々において、少なくとも 1 つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 および D2. 原子炉棟給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 および D3. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とすするための措置を開始する。	4 時間 速やかに 速やかに 速やかに

(原子炉隔離時冷却系)

[2 号炉]

第 4.1 条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表 4.1 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。^{※1}

2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足してからの期間において、次の各号を実施する。

- (1) 講長（第一発電）は、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で動作することを確認する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた閉鎖状態および主要配管^{※2}が満水であることを確認する。
- (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表 4.1 - 2 に定める事項を確認する。^{※1}

3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 4.1 - 3 の措置を講じる。

※ 1：原子炉の圧力が次表の場合に適用する。

※ 2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブレーションタンクまたは復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および非気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。

項目	原子炉圧力
原子炉隔離時冷却系	0.74MPa [gage] 以上

表 4.1 - 1

項目	運転上の制限
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること

表 4.1 - 2

項目	頻度
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて 44m 以上で、流量が 93.0m ³ /h 以上であることを確認することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 ^{※3} に 1 回 その後 1 箇月に 1 回
2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開閉することを確認する。また、動作確認後に動作した弁の閉鎖状態および主要配管が満水であることを確認する。 ※ 3：原子炉圧力が 0.98MPa [gage] 相当 ^{※4}	定検停止後の原子炉起動中に 1 回 その後 1 箇月に 1 回

※ 3：原子炉圧力が 0.98MPa [gage] 相当^{※4}
※ 4：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

表 4 3 - 3

系 統	格納容器隔離弁
1. 主蒸気系	主蒸気ドレン内側隔離弁 主蒸気ドレン外側隔離弁
2. 原子炉再循環系	炉水サンプリング内側隔離弁 炉水サンプリング外側隔離弁
3. 原子炉浄化系	入口内側隔離弁 入口外側隔離弁
4. 残留熱除去系	炉水入口内側隔離弁 炉水入口外側隔離弁 A-ポンプ炉水戻り弁 B-ポンプ炉水戻り弁 炉頂部冷却外側隔離弁 炉頂部冷却内側隔離弁 ト-ラス水移送第1隔離弁 ト-ラス水移送第2隔離弁 A-サンプリング第1隔離弁 B-サンプリング第1隔離弁 A-サンプリング第2隔離弁 B-サンプリング第2隔離弁
5. 窒素ガス制御系	N ₂ 置換供給隔離弁 N ₂ ドライウエル入口隔離弁 N ₂ ト-ラス入口隔離弁 N ₂ ドライウエル出口隔離弁 N ₂ ト-ラス出口隔離弁 格納容器空気供給隔離弁 N ₂ 補給隔離弁 N ₂ 補給ドライウエル入口隔離弁 N ₂ 補給ト-ラス入口隔離弁 A-ト-ラス真空破壊隔離弁 B-ト-ラス真空破壊隔離弁 N ₂ ドライウエル出口弁バイパス隔離弁 N ₂ ト-ラス出口弁バイパス隔離弁 SGT入口隔離弁 HVR入口隔離弁 A-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 B-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 C-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 D-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 E-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 F-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 G-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 H-ドライウエル真空破壊空気供給隔離弁 格納容器空気置換排風機バイパス弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ入口第1隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ入口第2隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ出口第1隔離弁 ドライウエル内漏洩検出モニタ出口第2隔離弁

(格納容器および格納容器隔離弁)
第 4 3 条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表 4 3 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウエル内部の点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上で、エアロック二重扉を開放したままとすることができ、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。

2. 格納容器および格納容器隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長 (原子炉) および課長 (3号機械) は、定検停止時に、格納容器の漏えい率が表 4 3 - 2 に定める値であることを確認し、その結果を課長 (発電) に通知する。
- (2) 課長 (発電) は、定検停止時に、表 4 3 - 3 に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。
- (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バンドリとなりとなっている格納容器隔離弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。

3. 当直長は、格納容器または格納容器隔離弁が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 4 3 - 4 の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表 4 3 - 4 の措置を講じる。

表 4 3 - 1

項 目	運転上の制限
格納容器	機能が健全であること
格納容器隔離弁	動作可能であること

表 4 3 - 2

項 目	判定値
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)

2. 3号炉

項 目	判定値
格納容器の漏えい率	0.4%/日以下 (常温、空気または窒素、最高使用圧力の0.9倍において)

系 統	格納容器隔離弁
4. 不活性ガス系	AC PCVバージ用空気供給隔離弁
	AC D/Wバージ用入口隔離弁
	AC S/Cバージ用入口隔離弁
	AC D/Wベント用出口隔離弁
	AC D/Wベント用出口隔離弁バイパス弁
	AC S/Cベント用出口隔離弁
	AC S/Cベント用出口隔離弁バイパス弁
	AC SGT S側PCVベント用隔離弁
	AC HVA C側PCVベント用隔離弁
	AC PCVバージ用窒素供給隔離弁
	AC PCV常時補給用窒素隔離弁
	AC D/W常時補給用窒素入口隔離弁
	AC S/C常時補給用窒素入口隔離弁
	AC 真空破壊弁計表用空気配管隔離弁 (A)
	AC 真空破壊弁計表用空気配管隔離弁 (B)
	AC PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁
5. 移動式炉心計表系	TIPボール弁 (A)
	TIPボール弁 (B)
	TIPボール弁 (C)
	TIPバージラインバージ弁
6. 放射性ドレン移送系	RDドライウエルLCWサンプ内側隔離弁
	RDドライウエルLCWサンプ外側隔離弁
	RDドライウエルHCWサンプ内側隔離弁
	RDドライウエルHCWサンプ外側隔離弁
7. 漏えい検出系	LDS放射線モニタ入口1次隔離弁
	LDS放射線モニタ入口2次隔離弁
	LDS放射線モニタ出口1次隔離弁
	LDS放射線モニタ出口2次隔離弁
8. 試料採取系	SAM事故後炉水サンプル1次隔離弁
	SAM事故後炉水サンプル2次隔離弁
	SAM事故後炉水サンプル戻り1次隔離弁
	SAM事故後炉水サンプル戻り2次隔離弁
	SAM D/W雰囲気サンプリング内側隔離弁
	SAM D/W雰囲気サンプリング外側隔離弁
	SAMサンプル戻り1次隔離弁
SAMサンプル戻り2次隔離弁	

系 統	格納容器隔離弁
9. 格納容器雰囲気モニタ系	PASS PCV雰囲気サンプリング入口1次止め弁
	PASS PCV雰囲気サンプリング出口1次止め弁
	PASS PCV雰囲気サンプリング入口2次止め弁
	PASS PCV雰囲気サンプリング出口2次止め弁
10. 可燃性ガス濃度制御系	FCS入口隔離弁 (A)
	FCS入口隔離弁 (B)
	FCS出口隔離弁 (A)
	FCS出口隔離弁 (B)
11. 復水補給水系	MUW C下部ドライウエル注水流量調節弁
	MUW C下部ドライウエル注水流量調節弁
12. サプレッションポンプ浄化系	SPCU S/P側吸込一次隔離弁
	SPCU S/P側吸込二次隔離弁
	SPCU S/P戻り隔離弁

(サブレーションチェンバの平均水温)

第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレーションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブレーションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。

2. サブレーションチェンバの平均水温が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブレーションチェンバの水温が上昇するような場合、サブレーションチェンバの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えたときには、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブレーションチェンバの水温が上昇するような動作確認等を中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレーションチェンバの動作可能な局所水温計の平均水温^{※1}を24時間に1回確認する。

3. 当直長は、サブレーションチェンバの平均水温が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表45-2の措置を講じる。

※1：平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。

表45-1

項目	運転上の制限
サブレーションチェンバの平均水温	35℃以下

表45-2

条件	要求される措置	完了時間
A. サブレーションチェンバ平均水温が35℃を超えている場合	A1. サブレーションチェンバ平均水温を35℃以下に復旧する。	24時間
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 B2. 低温停止にする。 C1. 原子炉をスクラムする。	24時間 36時間 速やかに
C. サブレーションチェンバ平均水温が49℃を超えている場合	および C2. 原子炉減圧を開始する。 および C3. 低温停止にする。	1時間 36時間

(サブレーションチェンバの水位)

第46条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレーションチェンバの水位は、表46-1(図46)に定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時における一時的な水位変動を除く。

2. サブレーションチェンバの水位が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブレーションチェンバの水位を24時間に1回確認する。

3. 当直長は、サブレーションチェンバの水位が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表46-2の措置を講じる。

表46-1

項目	運転上の制限
サブレーションチェンバ水位	+5cm(上限値)以下 -5cm(下限値)以上

図46

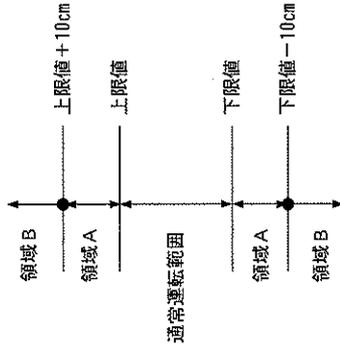


表46-2

条件	要求される措置	完了時間
A. サブレーションチェンバの水位が図46の領域Aの場合	A1. サブレーションチェンバの水位を制限値以内に復旧する。	24時間
B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。 C1. 原子炉をスクラムする。	24時間 36時間 速やかに
C. サブレーションチェンバの水位が図46の領域Bの場合		

(原子炉棟)

第 49 条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※1または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟は、表 49-1 に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉棟が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長 (発電) は、定検停止時に、原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟を負圧に保つために原子炉棟大物機器搬入口および原子炉棟二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1箇月に1回確認する。

3. 当直長は、原子炉棟が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 49-2 の措置を講じる。

※ 1 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本 (3 号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本) 挿入・引抜を除く。

表 49-1

項目	運転上の制限
原子炉棟	機能が健全であること

表 49-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉棟を負圧に保つための措置を講じる。	4 時間
B. 条件 A で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 冷温停止にする。	24 時間 3.6 時間
C. 炉心変更時または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。 および C2. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

(原子炉棟給排気隔離弁)

第 50 条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※1または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟給排気隔離弁は、表 50-1 に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉棟給排気隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 課長 (発電) は、定検停止時に、原子炉棟給排気隔離弁が模擬信号で全開することを確認する。
- 3. 当直長は、原子炉棟給排気隔離弁が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 50-2 の措置を講じる。

※ 1 : 停止余裕確認後の制御棒 1 本 (3 号炉においては、同一の水圧制御ユニットに属する 1 組または 1 本) 挿入・引抜を除く。

表 50-1

項目	運転上の制限
原子炉棟給排気隔離弁	動作可能であること

表 5 1 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用ガス処理系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 他の 1 系列について動作可能であること を確認する。	1 0 日間 速やかに
B. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間
C. 炉心変更時または原子炉棟内の照射された燃料に係る作業時に、条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 および C2. 原子炉棟内の照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに
D. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ガス処理系 2 系列が動作不能の場合	D1. 高温停止にする。 および D2. 低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間
E. 炉心変更時または原子炉棟内の照射された燃料に係る作業時に、非常用ガス処理系 2 系列が動作不能の場合	E1. 炉心変更を中止する。 および E2. 原子炉棟内の照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

(原子炉補機冷却水および原子炉補機海水系)

第 5 2 条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水および原子炉補機海水系（3 号炉については、「原子炉補機冷却海水系」と読みかえる。以下同じ。）は、表 5 2 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。

2. 原子炉補機冷却水および原子炉補機海水系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長（発電）は、定検停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）および原子炉補機海水ポンプ（3 号炉については、「原子炉補機冷却海水ポンプ」と読みかえる。）（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が機械信号で作動することを確認する。
- (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管^{※1}が満水であることを確認する。
- (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉補機海水系の主要な手動弁と電動弁^{※2}の開閉状態を確認する。
- (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、表 5 2 - 2 に定める事項を確認する。

3. 当直長は、原子炉補機冷却水または原子炉補機海水系が、第 1 項に定める運転上の制限を満足しないと判断した場合は、表 5 2 - 3 の措置を講じる。ただし、この場合第 3 9 条^{※3}（非常用炉心冷却系その 1）および第 5 9 条（非常用ディーゼル発電機その 1）は適用しない。

※ 1：原子炉補機冷却水系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却系熱交換器と冷却水ポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびに主要配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち主要配管の満水を維持するため必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該系統のサーキットレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。

※ 2：原子炉補機海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための海水ポンプから放水槽までの配管上の手動弁および電動弁ならびにこの配管に接続する配管上の手動弁および電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

※ 3：3 号炉については、「第 3 9 条の 2」と読みかえる。以下同じ。

表 5 2 - 1

項 目	運転上の制限
原子炉補機冷却水および原子炉補機海水系	2 系列 ^{※4} が動作可能であること

※ 4：1 系列とは、冷却水ポンプ 2 台、海水ポンプ 2 台、熱交換器 3 基、必要弁および主要配管をいう。

表 5.3-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機海水系が動作不能の場合 または 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系が動作不能の場合	A1. 当該系を動作可能な状態に復旧する。	1 0 日間
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Aにおいて、さらに原子炉補機冷却水系または原子炉補機海水系が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 1. 低温停止にする。 または B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	2 4 時間 3 6 時間 冷温停止と なるまで 毎日 1 回

(燃料プールの水位および水温)

第 5.4 条 燃料プールの水位および水温は、表 5.4-1 に定める事項を運転上の制限とする。

2. 燃料プールの水位および水温が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、表 5.4-1 の事項を毎日 1 回確認する。

3. 当直長は、燃料プールの水位または水温が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 5.4-2 の措置を講じる。

表 5.4-1

項 目	運転上の制限
燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること
燃料プールの水温	6 5 °C 以下

表 5.4-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 燃料プールの水位または水温が、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料プールの水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 および A2. 燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。 ^{※1} および A3. 原子炉核大物機器出入口および原子炉様の二重扉の各々において、少なくとも 1 つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 および A4. 原子炉核給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 および A5. 非常用ガス処理系 1 系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに その後毎日 1 回 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※1：移動中の燃料については、所定の場所に移動するものとする。

表 5 6 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系 1 系列が動作不能の場合	A1. 当該系統を動作可能な状態に回復する。 および A2. 他の 1 系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	3 0 日間 速やかに
B. 中央制御室非常用循環系 2 系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも 1 系列を動作可能な状態に回復する。	1 0 日間
C. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 および C2. 冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間
D. 炉心変更または原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件 A または B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 および D2. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

(外部電源その 1)

第 5 7 条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源^{※1}は表 5 7 - 1 に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等における瞬時停電時を除く。

2. 外部電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源の電圧が確立していることを 1 週間に 1 回確認する。

3. 当直長は、外部電源が、第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表 5 7 - 2 の措置を講じる。

※ 1 : 外部電源とは、電力系統または主発電機 (当該原子炉の主発電機を除く。) からの電力を第 6 4 条 (所内電源系統その 1) および第 6 5 条 (所内電源系統その 2) で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。以下、第 5 8 条 (外部電源その 2) および第 5 9 条 (非常用ディーゼル発電機その 1) において同じ。

表 5 7 - 1

項 目	運転上の制限
外部電源	2 系列 ^{※2} が動作可能であること

※ 2 : 外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数 (当該原子炉の主発電機を除く。) の合計数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。以下、第 5 8 条 (外部電源その 2) および第 5 9 条 (非常用ディーゼル発電機その 1) において同じ。

(外部電源その2)

第58条 原子炉の状態が、冷温停止および燃料交換において、外部電源は、表58-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。

2. 外部電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は、外部電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表58-2の措置を講じる。

表58-1

項目	運転上の制限
外部電源	1系列が動作可能であること

表58-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 外部電源が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 炉心変更を中止する。 A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力ハウンダリを構成する隔離弁の開閉操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

(非常用ディーゼル発電機その1)

第59条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機は、表59-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電機が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 課長(発電)は、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で動作することを確認する。

(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、次の事項を確認する。

a. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧および周波数が表59-2に定める値であることを1箇月に1回確認する。

b. デイタンクレベルが表59-2に定める値であることを1箇月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。

3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表59-3の措置を講じる。

表59-1

項目	運転上の制限
1. 2号炉	
非常用ディーゼル発電機	3台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること

2. 3号炉

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること

*1: 3台とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。

*2: 3台とは、A系、B系およびC系のディーゼル発電機をいう。

表59-2

非常用ディーゼル発電機	判定値	
	電圧	周波数
A系およびB系	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
高圧炉心スプレイ系	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
		ダイタンクレベル
		13.45m ³ 以上
		7.7m ³ 以上

2. 3号炉

非常用ディーゼル発電機	判定値	
	電圧	周波数
A系、B系およびC系	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
		ダイタンクレベル
		1.960mm以上

表60-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A2. 炉心変更を中止する。 および A3. 原子炉棟内での照射された燃料に係る作業を中止する。 および A4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力ハウジングを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

(非常用ディーゼル発電機その2)
第60条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機は、表60-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用ディーゼル発電機が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するた
め、次号を実施する。

(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第65条(所内電源系統
その2)で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機につい
て、次の事項を確認する。

a. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧および周波数が表
60-2に定める値であること、ならびに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できる
ことを1箇月に1回確認する。ただし、2号炉については、当該非常用交流高圧電源母線
が66kV系から受電している場合においては、非常用ディーゼル発電機の並列の確認を
除外する。

b. デイタングレベルが表60-2に定める値であることを1箇月に1回確認する。ただし、
非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く。

3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと
判断した場合は、表60-3の措置を講じる。

表60-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機	第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に接続する非常用 ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 ^{※1} が動作可能であ ること

※1：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機および必要な電力供給が可能な非常用発電機
をいう。なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。

表60-2

1. 2号炉

非常用ディーゼル発電機	判定値	
	電圧	周波数
A系およびB系	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
高圧炉心スプレイス	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
		ダイタングレベル
		13.45 m ³ 以上
		7.7 m ³ 以上

2. 3号炉

非常用ディーゼル発電機	判定値	
	電圧	周波数
A系、B系およびC系	6.9±0.345kV以内	60±1.2Hz以内
		ダイタングレベル
		1.960mm以上

(直流電源その1)

第62条 原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。

2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

- (1) 課長 (電気) および課長 (3号電気) は、定検停止時に、直流電源 (蓄電池および充電器^{※1}) の機能を確認し、その結果を課長 (発電) に通知する。
- (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、蓄電池および充電器について浮動充電時の蓄電池電圧が113.4V以上であることを1週間に1回確認する。

3. 当直長は、直流電源が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表62-2の措置を講じる。

※1：充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能となる。以下、第63条 (直流電源その2) において同じ。

表62-1

項目	運転上の制限
直流電源	3系列 ^{※2} が動作可能であること

2. 3号炉

項目	運転上の制限
直流電源	4系列 ^{※3} が動作可能であること

※2：3系列とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。

※3：4系列とは、A系、B系、C系およびD系をいう。

表62-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 直流電源1系列の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間
B. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	B1. 当該の直流電源母線の電源喪失とみなす。 C1. 高温停止にする。 および C2. 低温停止にする。	速やかに 24時間 36時間

2. 3号炉

条件	要求される措置	完了時間
A. 直流電源D系の蓄電池または充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに
B. 直流電源1系列 (A系、B系、C系) の蓄電池または充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池または充電器を動作可能な状態に復旧する。 および B2. 残りの蓄電池および充電器が動作可能であることを確認する。	10日間
C. 直流電源1系列の蓄電池および充電器が動作不能の場合	C1. 当該直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに
D. 条件A、BまたはCで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	D1. 高温停止にする。 および D2. 低温停止にする。	24時間 36時間

表 6 4 - 2

1. 2号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用交流高圧電源母線1系列が電源喪失(高圧炉心スプレイ系母線を除く。)の場合	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間
B. 原子炉保護系母線1系列が電源喪失の場合	B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間
C. 直流電源母線1系列が電源喪失(高圧炉心スプレイ系母線を除く。)の場合	C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間
D. 高圧炉心スプレイ系の非常用交流高圧電源母線または高圧炉心スプレイ系の直流電源母線が電源喪失の場合	D1. 高圧炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	速やかに
E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 高温停止にする。 および E2. 低温停止にする。	24時間 36時間
F. 表 6 4 - 1 に定める母線のうち 2 系列以上が電源喪失の場合	F1. 高温停止にする。 および F2. 低温停止にする。	24時間 36時間

2. 3号炉

条 件	要求される措置	完了時間
A. 非常用交流高圧電源母線1系列が電源喪失の場合	A1. 非常用交流高圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。	8時間
B. 計装用無停電交流電源母線1系列が電源喪失の場合	B1. 計装用無停電交流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	3日間
C. 計装用無停電交流電源母線の2系列が電源喪失の場合	C1. 少なくとも1つの計装用無停電交流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	2時間
D. 直流電源母線D系が電源喪失の場合	D1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。	3日間
E. 直流電源母線の1系列(A, B, C系)が電源喪失の場合 または 直流電源母線の1系列(A, B, C系)および直流電源母線D系が電源喪失の場合	E1. 直流電源母線1系列(A, B, C系)を受電可能な状態に復旧する。	2時間
F. 条件 A, B, C, D または E で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 高温停止にする。 および F2. 低温停止にする。	24時間 36時間
G. 非常用交流高圧電源母線2系列以上 または 計装用無停電交流電源母線3系列以上 または 直流電源母線2系列(A, B, C系)以上 が電源喪失の場合	G1. 高温停止にする。 および G2. 低温停止にする。	24時間 36時間

表 6 6 - 2

項 目	頻 度
1. 原子炉モードスイッチが燃料交換位置において、1本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※2} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに 2.4時間に1回
2. 全制御棒の位置を確認する。	毎日1回
3. 原子炉モードスイッチが燃料交換位置に施設されていることを確認する。 および 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 および 第27条（計測および制御設備）の原子炉保護系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において、適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 および 制御棒スクラム・アキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。）	制御棒を引き抜き都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前、その後 1週間に1回
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※2：作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。ただし、制御棒1本ごとにこれらの作業を実施する場合は、これら全体を一つの作業として扱う。なお、1本制御棒引抜インターロックの除外または原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

2. 3号炉

項 目	頻 度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において、制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎 ^{※3} に、最初の制御棒引き抜き後、速やかに 2.4時間に1回
2. 全制御棒の位置を確認する。	毎日1回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施設されていることを確認する。 および 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は、制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 および 第27条の2（計測および制御設備）の原子炉緊急停止系計装に関して、原子炉の状態が燃料交換において、適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 および 制御棒スクラム・アキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。また、引抜対象制御棒と同一の水圧制御ユニットに属する他の制御棒については、全挿入されている場合に限る。）	制御棒を引き抜き都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前、その後 1週間に1回
4. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※3：作業毎とは、制御棒のフリクションテスト、スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。ただし、制御棒1本（同一水圧制御ユニットに属する1組を含む。）ごとにこれらの作業を実施する場合は、これら全体を一つの作業として扱う。なお、制御棒引抜インターロックの除外または原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は、作業の再開にあたり再度制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

表 6 6 - 3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 および A2. 挿入可能なすべての制御棒の全挿入操作を開始する。 および A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜きかかない。	速やかに 速やかに 速やかに

表 6 8 - 2

1. 2 号炉

項 目	頻 度
1. 下記の原子炉保護系計装および中性子源領域計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 a. 原子炉保護系計装 ・ 中間領域計装 ・ 中性子束高 ・ 中性子計装不動作 ・ 平均出力領域計装（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） ・ 中性子束高セツトダウン ・ 中性子計装不動作 ・ スクラム排水容器水位高 ・ 地震大 ・ 原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・ スクラム回路 b. 中性子源領域計装（原子炉の状態が燃料交換での検査の場合） ・ 中性子束高 ・ 中性子計装不動作	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 または 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員を配置し、制御棒操作手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度
3. 制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。	制御棒を全引抜位置にする都度 制御棒操作の都度
4. 制御棒の引抜操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前
5. 制御棒スクラム・アキユムレータの圧力が表 2 2 - 2 に定められた値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。）	最初の制御棒引き抜き開始前
6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

2. 3 号炉

項 目	頻 度
1. 下記の原子炉緊急停止系および起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ・ 起動領域モニタ （1）原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 計数率高 動作不能 （2）原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合 計数率高 動作不能 または 原子炉周期短 動作不能 ・ 平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止および冷温停止での検査の場合） ・ 中性子束高 ・ 動作不能 ・ 制御棒駆動機構補充ん水圧力低 ・ 地震加速度大 ・ 原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・ 手動 ・ 原子炉緊急停止	最初の制御棒引き抜き開始前
2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 または 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は、制御棒を操作する運転員の他に、少なくとも1名の運転員を配置し、制御棒操作手順に従った操作がなされていることを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前 制御棒操作の都度
3. 制御棒の引抜操作は、制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きステップ操作であることを確認する。	制御棒操作の都度
4. 制御棒スクラム・アキユムレータの圧力が表 2 2 - 2 に定められた値であることを確認する。（ただし、当該制御棒が全挿入かつ除外されている場合を除く。）	最初の制御棒引き抜き開始前
5. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。	最初の制御棒引き抜き開始前

(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)

第70条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止および燃料交換において、第68条(複数の制御棒引き抜き抜きを伴う検査)の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置または起動/高温待機位置にする場合は、表70-1に定める事項を運転上の制限とする。このとき、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止または燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が運転または起動であるとはみなさない。

2. 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合は、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、表70-2に定める事項を確認する。

3. 当直長は、原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表70-3の措置を講じる。

表70-1

項目	運転上の制限
原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	1 体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていることとおよび炉心変更が行われていないこと

表70-2

項目	頻度
1. 1 体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていることを確認する。	原子炉モードスイッチの切替直前
2. 炉心変更が行われていないことを確認する。	原子炉モードスイッチの切替直前

表70-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 検査を中止する。 および A2. 原子炉モードスイッチを停止位置または燃料交換位置にする。	速やかに 速やかに

(運転上の制限の確認)

第71条 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項¹で確認する。

2. 第3節各条の第2項に定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表71に定める範囲内で延長することができる²。ただし、確認回数の減減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。

3. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかつた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。

4. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。

5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。

6. 第3節各条の第2項に定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第72条(運転上の制限を満足しない場合)第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。

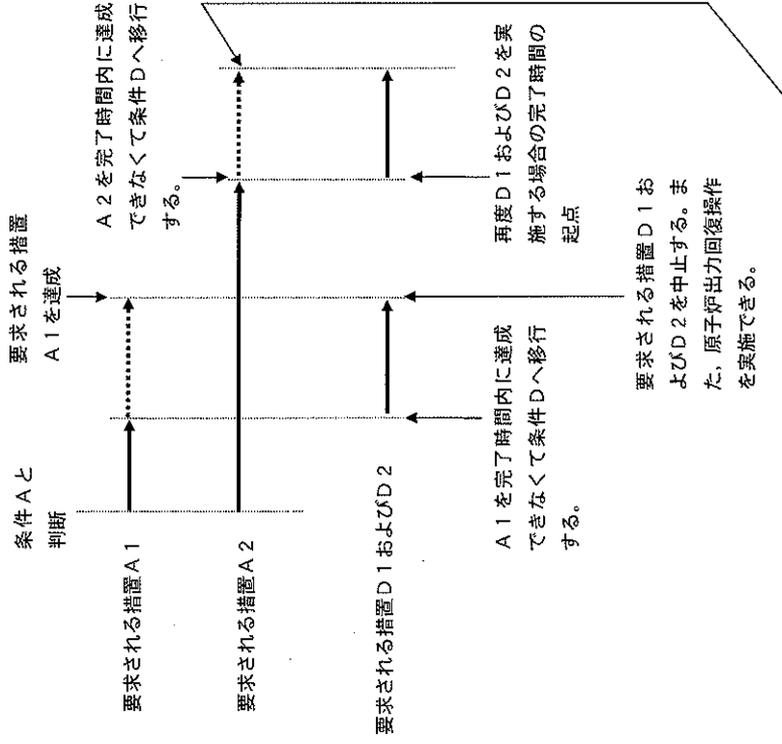
※1: 第71条(運転上の制限の確認)から第74条(運転上の制限に関する記録)までを除く。以下、第72条(運転上の制限を満足しない場合)および第73条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)において同じ。

※2: 第2節で定められた頻度も適用される。

表71

保安規定に定める頻度	頻度		備考
	延長できる時間		
1 時間に1回	15分		分単位の間隔で確認する。
1 2 時間に1回	3時間		時間単位の間隔で確認する。
2 4 時間に1回	6時間		同上
毎日1回	-		所定の直の時間帯で確認する。
1 週間に1回	2日		日単位の間隔で確認する。
1 箇月に1回	7日		同上
1.000Mwd/tに1回	2.50Mwd/t		なお、1箇月は31日とする。

参考図 7 2 - 1



要求される措置 A 2 が達成できた場合（機能 X が確認できた場合）とは、運転上の制限を、満足していると確認できた場合であり、全ての要求される措置を中止し、運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の前の状態への移行または原子炉熱出力の復帰を行うことができる。

(7) 条件 A（機能 X が確認できない場合）の要求される措置 A 1 と A 2 を実施中に条件 B（機能 Y が確認できない場合）であると判断した場合、条件 C に移行するが、要求される措置 C 2（または C 1）の完了時間より前に条件 A の完了時間が来るときは、条件 A の完了時間が優先する。このとき、実質的な条件 C の完了時間は条件 A の完了時間と同じであり、要求される措置 A 1 と A 2 が条件 A の完了時間内に達成できれば、自動的に条件 C の要求される措置は達成され、条件 B の完了時間は条件 B であると判断した時点とすなければならない。また、要求される措置 A 1 と A 2 が条件 A の完了時間内に達成できなければ、条件 C の要求される措置を実施するしなにかかわらず条件 D へ移行する。（参考図 7 2 - 3 参照）

要求される措置 D 1 および D 2 を中止する。また、原子炉出力回復操作を実施できる。

(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)

第73条 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保修を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合は, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。

2. 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保修を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合であって, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を定め, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

3. 第1項および第2項の実施については, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

4. 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項に基づく点検・保修を行う場合, 関係課長と協議し実施する。

5. 第1項および第2項の実施にあたっては, 運転上の制限外に移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。

6. 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項を実施する場合, 運転上の制限外に移行する前に, 要求される措置^{※2}を順次実施し, すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。

7. 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項を実施する場合, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第3項および第8項に準拠する。

8. 第1項および第2項において, 要求される措置または安全措置を実施できなかった場合, 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 当該運転上の制限を満足していないと判断する。

9. 各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(発電), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第2項を実施し, 当該運転上の制限外から復帰しているときと判断した場合は, 原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。

※1: 第3節各条の第2項に基づき事項として同様の措置を実施している場合は, 第1項においては要求される措置, 第2項においては必要安全措置に代えることができる。

※2: 点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また, 複数回の実施要求があるものについては, 2回目以降の実施については除く。

(運転上の制限に関する記録)

第74条 当直長は, 原子炉の状態を変更した場合は, 引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。

2. 当直長は, 自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長(課長(品質保証), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)から運転上の制限を満足していないと判断を受けた場合は, 次の各号を引継日誌に記録する。

(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は, 当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。

(2) 要求される措置を実施した場合は, 当該措置の実施結果。(保修作業を含む。)

(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は, 満足しているときと判断した時刻。

3. 当直長は, 自ら第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合または各課長(課長(品質保証)), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), 課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)から第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は, 次の各号を引継日誌に記録する。

(1) 第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は, 適用除外とした運転上の制限, その時刻および点検・保修の内容。

(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は, 当該措置の実施結果。

(3) 運転上の制限外から復帰した場合は, 復帰した時刻。

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第78条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。

2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、次の各号を遵守する。

- (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。^{※1}

3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の各号を遵守する。

- (1) 法令に適合する容器に封入すること。^{※1}
- (2) 容器および車両の適当な箇所法令に定める標識をつけること。

4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※1}。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

6. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。

※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認の確認をもって代えることができる。

(新燃料の貯蔵)

第79条 課長(燃料技術)は、新燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (3) 原子炉建物天井クレーンまたは燃料取替機を使用すること。
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。

(燃料の検査)

第80条 課長(燃料技術)は、定期検査時に、装置予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。

2. 課長(燃料技術)は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合、課長(放射線管理)が行う原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から燃料取替の措置を講じる場合は、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいまたは漏えいの疑いありと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。

3. 課長(燃料技術)は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。

4. 課長(燃料技術)は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。

(燃料の取替実施計画)

第81条 課長(燃料技術)は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の承認を得て所長の承認を得る。

2. 課長(燃料技術)は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。

- (1) 停止余裕
- (2) 最小限界出力比
- (3) 燃料棒最大線出力密度
- (4) 燃料集合体最高燃焼度

3. 燃料を装荷した後、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ課長(燃料技術)は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の承認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。

表 8 3 - 1 - b

1. 2号炉

項 目	頻 度
1. 引き抜き制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り出されていることを確認する。 ^{※2}	制御棒を引き抜き直前
2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。 ^{※2} ただし、引き抜かれた制御棒を除く。	制御棒を引き抜き直前
3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り出されていることを確認する。 ^{※2}	毎日1回
4. 1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを確認する。 ^{※2}	毎日1回
5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。	燃料を装荷する直前
6. 臨界未満であることを確認する。	燃料を移動する都度 および制御棒を引き抜き都度

2. 3号炉

項 目	頻 度
1. 引き抜き制御棒毎に、当該セルのすべての燃料が取り出されていることを確認する。 ^{※2}	制御棒を引き抜き直前
2. 引抜対象制御棒以外のすべての制御棒が全挿入かつ除外状態の管理がなされていることを確認する。 ^{※2} ただし、引き抜かれた制御棒を除く。	制御棒を引き抜き直前
3. 制御棒が引き抜かれているセルは、燃料すべてが取り出されていることを確認する。 ^{※2}	毎日1回
4. 1体以上の燃料が装荷されているセルは、制御棒が全挿入されていることを管理的手段により確認する。 ^{※2}	毎日1回
5. 炉心に燃料を装荷する場合は、当該セルに制御棒が全挿入されていることを管理的手段により確認する。	燃料を装荷する直前
6. 臨界未満であることを確認する。	燃料を移動する都度 および制御棒を引き抜き都度

※1：燃料移動開始前とは、燃料取出の工程前をいう。

※2：第82条（燃料移動手順）第1項の（4）適用時を除く。

表 8 3 - 2 - a

条 件	要求される措置	完了時間
A. 表 8 3 - 1 - a のうち1つ以上が確認できない場合	A1. 制御棒の引き抜きおよび関連する制御棒駆動機構の取り外し作業を中止する。 および A2. 燃料装荷を中止する。 および A3. 1. 1体以上の燃料が装荷されているすべてのセルの制御棒全挿入措置を開始する。 または A3. 2. 表 8 3 - 1 - a の条件を満足する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

表 8 3 - 2 - b

条 件	要求される措置	完了時間
A. 表 8 3 - 1 - b のうち1つ以上が確認できない場合	A1. 制御棒の引き抜きおよび関連する制御棒駆動機構の取り外し作業を中止する。 および A2. 燃料装荷を中止する。 および A3. 1. 1体以上の燃料が装荷されているすべてのセルの制御棒全挿入措置を開始する。 または A3. 2. 表 8 3 - 1 - b の条件を満足する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第86条 課長(放射線管理)、課長(燃料技術)および課長(発電)は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該廃棄物等に貯蔵^ニまたは保管する。

(1) 濃縮廃液(ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生した濃縮廃液は除く。)は、課長(発電)がドラム詰装置(3号炉については、「固化装置」と読みかえる。以下同じ。)でドラム缶等の容器に固型化し、課長(放射線管理)が固体廃棄物貯蔵所(以下「貯蔵所」という。)に保管する。

ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生した濃縮廃液は、課長(発電)が雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入したうえで、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。

(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、課長(燃料技術)が燃料プールに貯蔵またはサイトバンカに保管する。ただし、封入またはしゃへい等の措置により課長(放射線管理)が貯蔵所に保管することができる。

(3) 使用済樹脂およびフィルタスラッジ(3号炉については、「廃スラッジ」と読みかえる。以下同じ。)は、課長(発電)が腐樹脂タンク等に貯蔵またはドラム詰装置でドラム缶等の容器に固型化し、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。または課長(発電)が雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入したうえで、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。

(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

- 焼却する場合は、課長(発電)が雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。
- 圧縮減容する場合は、課長(放射線管理)が減容機で圧縮減容する。
- 溶融する場合は、課長(発電)が雑固体廃棄物処理設備で溶融する。

2. 各課長は、放射性固体廃棄物を封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表119-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

3. 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(1) 課長(放射線管理)は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3箇月に1回保管量を確認する。

(2) 課長(発電)は、腐樹脂タンク等における使用済樹脂およびフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3箇月に1回貯蔵量を確認する。

(3) 課長(燃料技術)は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1箇月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3箇月に1回保管量を確認する。また、燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等については、3箇月に1回貯蔵量を確認する。

4. 課長(放射線管理)は貯蔵所、課長(燃料技術)はサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。

(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

6. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

7. 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

8. 課長(放射線管理)は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第86条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質による汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。

2. 課長(放射線管理)は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができ。

(放射性気体廃棄物の管理)

第88条 課長(発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表88-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。

(2) 排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表88-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 課長(放射線管理)は、表88-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(発電)に通知する。

3. 表88-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。

(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 課長(放射線管理)は、表88-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表88-1

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	7.9×10 ¹⁴ Bq/年 ^{※1} 3.9×10 ¹⁰ Bq/年 ^{※1}

※1:1号炉, 2号炉および3号炉の合計

表88-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 1週間に1回
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	
放射性気体廃棄物	サイト バンカ 建物 排気口 非常用 ガス 処理系	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回
		希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系運転時) 1週間に1回 (非常用ガス処理系運転時)
放射性気体廃棄物	サービス 建物排気 ダクト	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回

表88-3

測定項目	計測器種類	測定頻度
排気筒等以外の排気出口 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の頻度 ^{※2}

※2:作業が1週間を超える場合は、1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)

第89条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表89

分類	計測器種類	所管課長	数量
1. a. 放射性液体 廃棄物放出 監視用計測器	排水モニタ	所管課長 課長(計装) 課長(3号電気)	2台
	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	2台 ^{※1}
b. 放射性液体 廃棄物放出 管理用計測器	排気筒モニタ	課長(計装) 課長(3号電気)	4台
	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※2}

※1:1号炉, 2号炉および3号炉共用

※2:放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第90条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表90のとおりとする。

表90

頻度	考え方
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1箇月に1回	毎月1日を始期とする1箇月間に1回実施
3箇月に1回	4月1日, 7月1日, 10月1日および1月1日を始期とする各3箇月間に1回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

(管理区域への出入管理)

第94条 課長(放射線管理)は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者
- (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者
2. 課長(放射線管理)は、前項に基づき管理区域に立入る者に対して許可を与える。
3. 課長(放射線管理)は、前項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。
4. 課長(放射線管理)は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
5. 課長(放射線管理)は、前項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。
6. 課長(放射線管理)は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第95条 課長(放射線管理)は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。ただし、課長(放射線管理)の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって課長(放射線管理)の指示に従う場合は、この限りでない。
- (3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合は課長(放射線管理)の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (4) 第93条(管理区域内における特別措置)第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣および持ち出す物の養生等を行うこと。
- (5) 管理区域から退出する場合は管理区域で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、第94条(管理区域への出入管理)第6項に基づき課長(放射線管理)の指示に従う場合は、この限りでない。
- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

第96条 保全区域は、添付3に示す区域とする。

2. 課長(核物質防護)は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第97条 周辺監視区域は、図97に示す区域とする。

2. 課長(核物質防護)は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設けるまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

図97

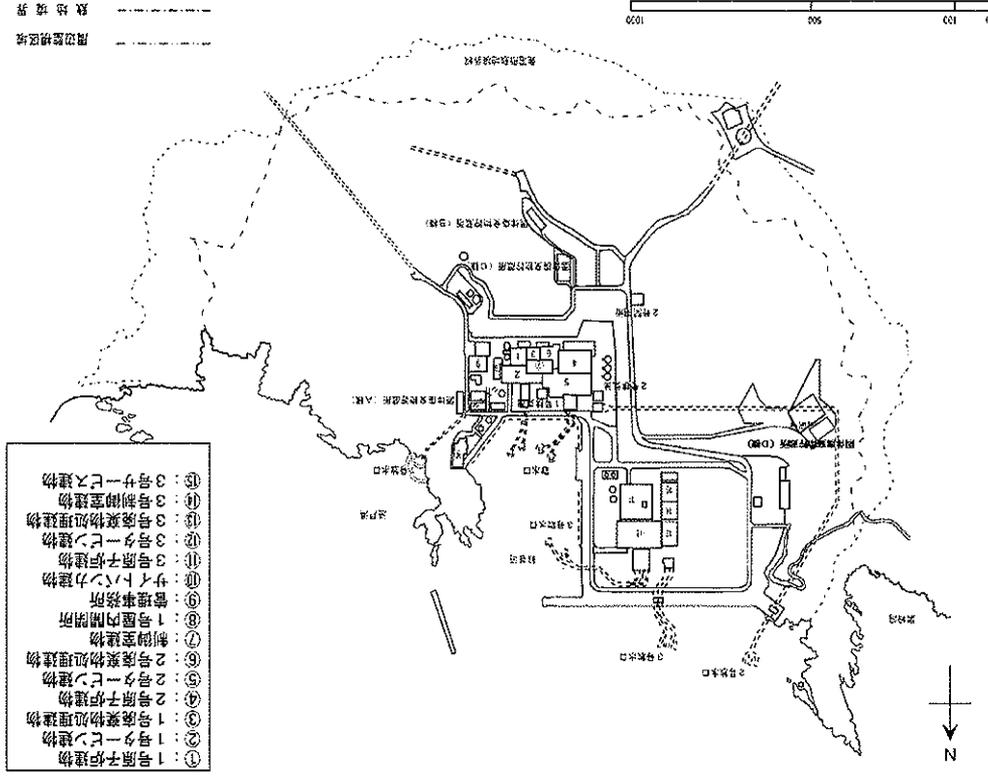
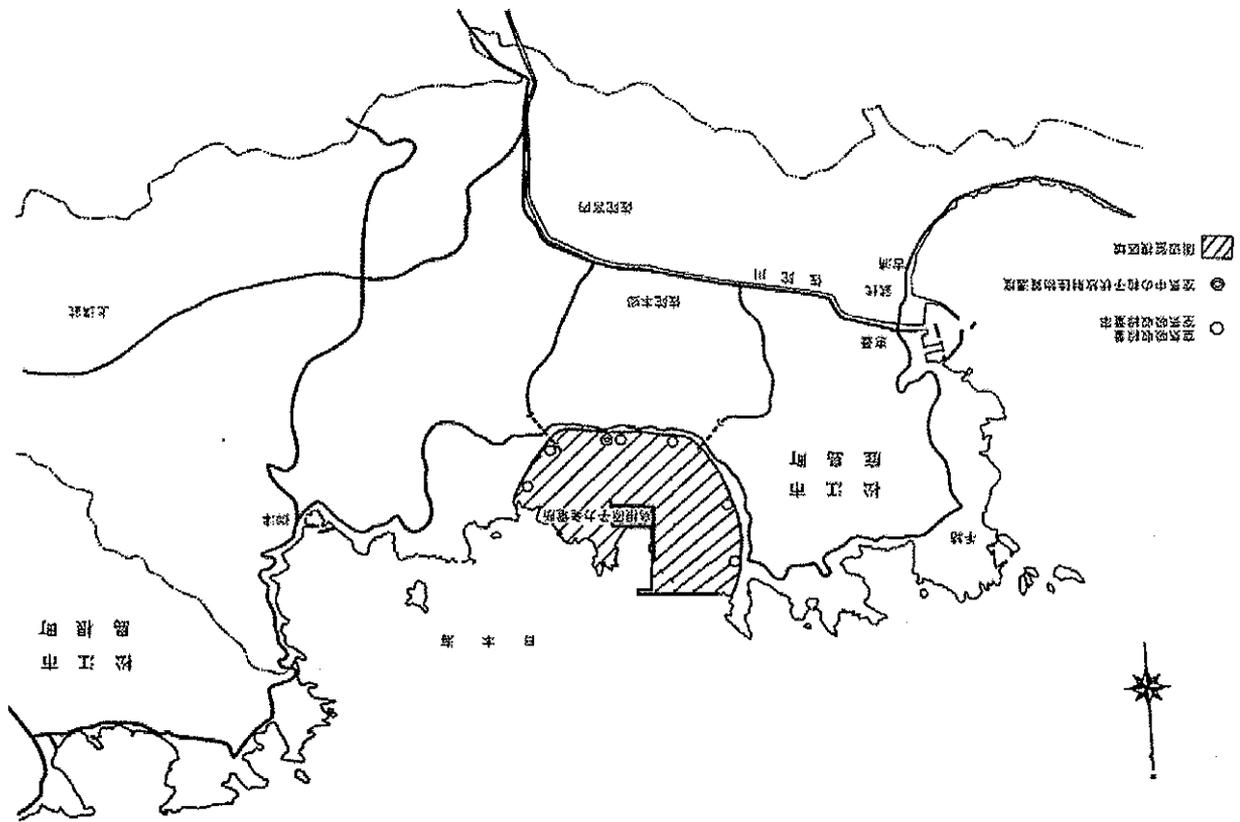


図 100



(放射線計測器類の管理)

第101条 課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表101に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表101

分類	計測器種類	所管課長	数量
1. 被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	課長（放射線管理）	1台※1
	線量当量率測定用サーベイメータ	課長（放射線管理）	3台※2
2. 放射線管理用計測器	汚染密度測定用サーベイメータ	課長（放射線管理）	3台※2
	体表面モニタ	課長（放射線管理）	7台※3
3. 放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	課長（放射線管理）	1台※1※5
	電子式積算線量計	課長（放射線管理）	1式※1
	モニタリングポスト	課長（計装）	6台※1
	エリアモニタ	課長（計装）	79台※4※6
	試料放射能測定装置	課長（放射線管理）	1台※1
	積算線量計測定装置	課長（放射線管理）	1台※1
4. 環境放射能用計測器			

※1: 1号炉、2号炉および3号炉共用
 ※2: 1号炉、2号炉および3号炉共用の1台を含む。
 ※3: 1号炉および2号炉共用の3台を含む。
 ※4: 1号炉および2号炉共用の2台を含む。
 ※5: 表89の試料放射能測定装置と共用
 ※6: 管理区域外測定用の3台を含む。

第8章 保守管理

(保守管理計画)

第106条 保守管理を実施するにあたり、原子炉施設の安全を確保するために以下の保守管理計画を定める。保守管理に関する業務を確実に実施するために、「保守管理要領」に従い実施する。また、組織は、保守管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、保守管理の業務を実施する。

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (IEAC4209-2007)」に従うものとする。ただし、本条において「原子力発電所の保守管理規程 (IEAC4209-2007)」で定める「点検計画」は「点検の計画」と読みかえる。また、本条において課長 (品質保証)、総務課長、課長 (発電)、課長 (核物質防護) および課長 (建設管理) を除く各課長を「設備主管課長」と定義する。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7. 3 参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) さらに、第106条の3に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い安全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。
- (3) 所長は、「マネジメントレビュー基本要領」で定められた手順により、社内で周知された保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7. 3 参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保守プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため、4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態 (7. 3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

課長 (保守技術) は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備
- (3) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (以下、「技術基準規則」という。))」に規定される設備
- (4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (5) その他、自ら定める設備

5. 保全重要度の設定

課長 (保守技術) は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構造物、系統および機器の保全重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、PSAから得られるリスク情報を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、PSAから得られるリスク情報を考慮することができ。
- (3) 構造物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。

- (1) 課長 (保守技術) は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。

- (a) 7000 境界時間あたりの計画外自動スクラム回数
- (b) 7000 境界時間あたりの計画外出力変動回数
- (c) 工学的安全施設の計画外作動回数

b. 系統レベルの保全活動管理指標

系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。

- (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数
- (b) 非待機 (UA) 時間^{*1}

- (2) 課長 (保守技術) は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行い、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

a. プラントレベルの保全活動管理指標

プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。

b. 系統レベルの保全活動管理指標

- (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。
- (b) 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第74条の第3項で定められる要求される措置の完了時間を参照して設定する。

- (3) 課長 (保守技術) は、プラントまたは系統の使用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、各課長 (総務課長、課長 (核物質防護) を除く。) に周知する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

- (4) 各課長 (総務課長、課長 (核物質防護) を除く。) は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長 (保守技術) に通知する。

- (5) 課長 (保守技術) は、通知を受けた情報の取り纏めおよび監視を行い、その結果を保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

いう。(以下、第1119条(記録)において同じ。)

※3：法令に基づく必要な手続とは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)ならびに「電気事業法」の第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続をいう。なお、手続が不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。(以下、第1119条(記録)において同じ。)

7. 3 特別な保全計画の策定

設備主管課長は、「プラント停止時工程管理手順書」に基づき、下記の業務を行う。

(1) 設備主管課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合には、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定し、課長(保修管理)に通知する。課長(保修管理)は、計画を取り纏め、保修部長の承認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。

(2) 設備主管課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

- a. 点検の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
- c. 点検の実施時期

8. 保全の実施

(1) 各課長(総務課長、課長(核物質防護)を除く。)は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。

(2) 設備主管課長は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。

- a. 工事計画：保全計画に基づく工事を実施するために必要な一連の検討および計画行為を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「プラント停止時工程管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。
- b. 設計管理：方針書、技術検討書、調達製品に関する要求事項の策定および詳細設計・製作・据付段階での検証を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「原子力発電所土木建築関係設計・調達管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。
- c. 調達管理：物品、工事等の調達および調達先の供給能力の確認を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所発注先の評価・選定手順書」、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「原子力発電所土木建築関係設計・調達管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。また、点検計画表の内容を調達先への要求事項に反映する。
- d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる点検・補修の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」、「工事施工管理手順書」、「工事における安全管理手順書」、「点検手入れ前状態データ採取・評価手順書」、「本設備測定機器管理手順書」、「試験・検査用測定機器管理手順書」、「プラント停止時工程管理手順書」、「配管肉厚管理手順書」、「供用期間中検査計画管理手順書」、「作業要領書作成手順書」、「作業票取扱手順書」および「島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。

(3) 設備主管課長は、点検・補修等の結果について記録する。

(4) 設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、点検実績を点検計画表に反映

する。

9. 点検・補修等の結果の確認・評価

設備主管課長は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」、「島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所使用中前検査受検手順書」、「点検計画作成・運用手順書」、「配管肉厚管理手順書」、「供用期間中検査計画管理手順書」、「設備診断手順書」および「点検手入れ前状態データ採取・評価手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。

- (1) 設備主管課長は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。なお、定期事業者検査の検査要領書を作成する場合、「定期事業者検査要領書作成の手引き」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。
- (2) 設備主管課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、点検・補修等の要領書に基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※4}までに確認・評価し、記録する。

※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置

(1) 設備主管課長は、不適合が認められた場合、第3条8. 3に基づき不適合管理を行う。また、是正処置ならびに予防処置について、第3条8. 5. 2は是正処置ならびに第3条8. 5. 3予防処置に基づき実施する。なお、以下のa. およびb. の場合には、点検・補修等の不適合として不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。

- a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。
 - b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、点検・補修等の要領書に基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合。
- (2) 設備主管課長は、(1) a. およびb. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。

11. 保全の有効性評価

設備主管課長は、「保全の有効性評価手順書」に基づき、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認して、課長(保修技術)に通知する。課長(保修技術)は、保修部長の確認、運営委員会の審議を要し、所長の承認を得た結果を設備主管課長へ周知する。また、設備主管課長は、保全の有効性の評価に基づき継続的な改善につなげる。なお、原子炉主任技術者は、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき業務の実施状況を確認する。

(1) 設備主管課長は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせで行う。

- a. 保全活動管理指標の監視結果
- b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- c. トラブルなど運転記録
- d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果
- e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ

第9章 緊急時の措置

(原子力防災組織)

第107条 課長(技術)は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。

2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。
 3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

(原子力防災組織の要員)

第108条 課長(技術)は、原子力防災組織の要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。

(緊急作業従事者の選定)

第108条の2 課長(技術)は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。

(1) 表108の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
 (2) 表108の2の緊急作業についての訓練を受けた者
 (3) 表108の2の緊急作業について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

表108の2

分類	項目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上
	電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
訓練	緊急作業の方法	3時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{※1}	3時間以上

※1：兼用できる訓練

・第17条第2項、第17条の2第1項、第111条および第117条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練

(原子力防災資機材等の整備)

第109条 課長(技術)は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。

2. 課長(発電)および課長(燃料技術)は、緊急時における運転操作に関する規定類を作成し、制定および改正にあたっては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき、運営委員会の承認を得る

(通報経路)

第110条 課長(技術)は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防署等の社外関係機関との通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。

(緊急時訓練)

第111条 課長(技術)は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、発電所で毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

(通報)

第112条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。

2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合、第110条(通報経路)に定める通報経路に従って、通報する。

(緊急時体制の発令)

第113条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。

(応急措置)

第114条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。

- (1) 避難
- (2) 放射性物質の影響範囲の推定
- (3) 緊急被ばく医療
- (4) 消火活動
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置
- (9) 資機材の調達および輸送

(緊急時における活動)

第115条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。

表117-1-1 (放射線防護方針(総括))

大分類	中分類	小分類	放射線防護方針		放射線防護方針(総括)	
			放射線防護方針	放射線防護方針(総括)	放射線防護方針	放射線防護方針(総括)
放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護
		放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護

(協力会社従業員への保安教育)

第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表118の実施方針に基づき実施されていることを確認する。

なお、総務課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、総務課長が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

2. 課長(放射線管理)は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118の実施方針に基づき実施されていることを確認する。

なお、課長(放射線管理)は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、課長(放射線管理)が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

3. 課長(発電)は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長(原子力管理)の承認を得る。

4. 課長(発電)は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その実施結果を所長および電源事業本部長(原子力管理)に報告する。

なお、課長(発電)は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、課長(発電)が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

5. 課長(発電)または課長(燃料技術)は、燃料取替に関する業務の補助を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1、2、3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その内容を原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長(原子力管理)の承認を得る。

6. 課長(発電)または課長(燃料技術)は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認する。原子力人材育成センター所長は、その実施結果を所長および電源事業本部長(原子力管理)に報告する。

なお、課長(発電)または課長(燃料技術)は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、課長(発電)または課長(燃料技術)が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

第11章 記録および報告

(記録)

第11.9条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表11.9-1のうち、1. および2.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2. 検査の責任者は、表11.9-2および表11.9-3に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

3. 組織は、表11.9-4に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

表11.9-1

記録(要項規程第6.7条に基づく記録)	記録すべき場合※1	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間
2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続さの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間

項目	保安教育実施方針(協力会社)		保安教育実施方針(協力会社)		保安教育実施方針(協力会社)	
	保安教育実施方針(協力会社)	保安教育実施方針(協力会社)	保安教育実施方針(協力会社)	保安教育実施方針(協力会社)	保安教育実施方針(協力会社)	保安教育実施方針(協力会社)
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						
保安教育実施方針(協力会社)						

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
47. 事故の原因	同上	※5
48. 事故後の処置	同上	※5
49. 風向および風速	連続して	10年間
50. 降雨量	同上	10年間
51. 大気温度	同上	10年間
52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5
55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5

- ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。
- ※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。
- ※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表119-2

記録(実用炉規則第37条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 消核事業者検査の結果	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該消核事業者検査者を行った後最初の法第四十三條の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間

表119-3

記録(実用炉規則第57条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果	検査の都度	検査を実施した特定発電用原子炉施設を廃止した後5年が経過するまでの期間
(1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査を実施した特定発電用原子炉施設を廃止した後5年が経過するまでの期間

(報告)

第120条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあるときと判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。

(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合。(第72条)

(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第87条、第88条)

(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第100条)

(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合。

(5) 第75条(異常発生時の基本的な対応)第1項または第2項に定める異常が発生した場合。

2 所長は、前項で定める事項について報告を受けた場合、社長に報告する。

3 第1項(1)に該当する場合、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。

4 本条に規定される報告については、「異常事象発生時の対応要領」に基づき実施する。

第2編

廃止措置段階の原子炉施設編

(1号炉に係る保安措置)

廃止措置段階とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。

また、廃止措置段階にある高根原子力発電所1号炉に係る発電用原子炉施設(廃止措置対象施設)を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEAC4111 に従う。

(1) 原子炉施設

原子力発電所を構成する構造物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）

(2) 原子力施設情報公開ライブラリ

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。）

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第173条において同じ。）

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 第126条（保安に関する組織）に定める発電所の保安に関する組織（本編において、以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 組織は、次の事項を実施する。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および4.2.1c)、d)に示す規定類で明確にする。
- b) これらのプロセスの順序および相互関係を「図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。
- c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするた

めに必要な判断基準および方法を明確にする。

d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用して、これを確実にする。

e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。

f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。

g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。

h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。

(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮する。

a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または革新性の程度

b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度

d) 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度

e) 原子炉施設に対する保守、検査および取替えの難易度

(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。

(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、「7.4 調達」の中で定める。

d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した記録を含む文書
このうち、組織が必要と決定した二次文書を以下の表に示す。

関連条項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)
5.4.1 品質目標		マネジメントレビュー基本要領 (第125条)	電源事業本部長	
5.5.1 責任および権限		電源事業本部長	電源事業本部長	
5.5.4 内部コミュニケーション		電源事業本部長	電源事業本部長	原子力品質保証規程 原子力安全管理監査細則
5.6 マネジメントレビュー		電源事業本部長	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)
6.2 人的資源		電源事業本部長	電源事業本部長	
7.1 業務の計画		電源事業本部長 (原子力管理)	島根原子力発電所長	原子力安全管理監査細則
		島根原子力発電所長	島根原子力発電所長	原子力品質保証規程
		島根原子力発電所長	島根原子力発電所長	原子力安全管理監査要領 (第147条から149条)
		島根原子力発電所長	島根原子力発電所長	放射線管理要領 (第132条から143条)
		島根原子力発電所長	島根原子力発電所長	燃料管理要領 (第147条から150条)
		島根原子力発電所長	島根原子力発電所長	放射性廃棄物管理要領 (第151条から157条)

関連条項・項目	実施部門		監査部門	
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	二次文書名 (関連条文)
7.1 業務の計画 (つづき)		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	島根原子力発電所長	島根原子力発電所長
7.2.3 外部とのコミュニケーション		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	電源事業本部長
7.3 設計・開発		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	電源事業本部長
7.4 調達		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	電源事業本部長
8.2.1 原子力安全の達成		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)
8.2.4 検査および試験		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)
8.4 データの分析		原子力品質保証規程 原子力品質保証細則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに對するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。

- a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
- b) 品質方針を設定する。
- c) 品質目標を設定されることを確実にする。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・原子炉施設に對する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7. 2. 1 および8. 2. 1 参照）。

5. 3 品質方針

社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。

- a) 組織の目的に對して適切である。
- b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に對するコミットメントを含む。
- c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。
- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 適切性の持続のためにレビューされる。
- f) 組織運営に關する方針と整合がとれている。

5. 4 計画

5. 4. 1 品質目標

(1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に對する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。

なお、組織は、品質目標に關する社内規定を定める。

(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。

5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画

社長は、次の事項を確実にする。

- a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持に對する計画を策定する。
- b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に對して矛盾なく、整合性がとれている。

5. 5 責任・権限およびコミュニケーション

5. 5. 1 責任および権限

社長は、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容に對して説明する責任を含む。）および権限を第1 2 7 条（保安に關する職務）および第1 3 1 条（廃止措置主任者の職務等）に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。

5. 5. 2 管理責任者

(1) 社長は、実施部門の管理責任者として電源事業本部長、監査部門の管理責任者として審査部門長を任命する。

(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。

- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
- b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。
- c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全に對する認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 プロセス責任者

社長は、プロセス責任者に對し、所掌する業務に關して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。

- a) プロセスが確立され、実施されるときに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に對する要求事項に對する認識を高める。
- c) 成果を含む実施状況に對して評価する（5. 4. 1 および8. 2. 3 参照）。
- d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に關しての情報交換が行われることを確実にする。

なお、組織は、内部コミュニケーションに關する社内規定を定める。

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。

(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する（4. 2. 4 参照）。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。

- a) 監査の結果
- b) 原子力安全の達成に關する外部の受けとめ方
- c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）ならびに検査および試験の結果
- d) 予防処置および是正処置の状況
- e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 前回までのマネジメントレビューの結果に對するフォローアップ
- h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更

7. 業務の計画および実施

7. 1 業務の計画

- (1) 組織は、社内規定に基づき、保安活動に関する業務（以下「7. 業務の計画および実施」
「8. 評価および改善」ではこれを「業務」という。）に必要なプロセスを計画し、構築する。
- (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムその他のプロセスの他のプロセスの要求事項と整合がとれていること（4. 1 参照）。

7. 2 組織は、業務の計画にあたって、次の各事項について適切に明確化する。

- 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項
 - 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
 - その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの場合判定基準
 - 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4. 2. 4 参照）
- (4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。

7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

- (1) 組織は、次の事項を業務の計画（7. 1 参照）で明確にする。

- 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項
- 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項
- 組織が必要と判断する追加要求事項すべて

(2) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子炉管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。

なお、電源事業本部長（原子炉管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子炉管理）へ指示する。

7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。

(2) レビューでは、次の事項を確実にする。

- 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
 - 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
 - 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4. 2. 4 参照）。

(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。

(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修

正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。

7. 2. 3 外部とのコミュニケーション

(1) 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を社内規定にて明確にし、実施する。

(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。

7. 3 設計・開発

組織は、設計・開発に関する社内規定に基づき、設計・開発を管理する。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- 原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。
- 設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
 - 設計・開発の段階
 - 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
 - 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限

(3) 効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関連するグループ間のインタフェースを運営管理する。

(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4. 2. 4 参照）。インプットには、次の事項を含める。

- 機能および性能に関する要求事項
- 適用される法令・規制要求事項
- 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないこと。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。

(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。

- 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
- 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。
- 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
- 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.

て、業務・原子炉施設の状態を識別する。
(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。

7.5.4 組織外の所有物
組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。

7.5.5 調達製品の保存
組織は、調達製品の検証後、受入から取付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するよう調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。

7.6 監視機器および測定機器の管理
(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視機器および測定を業務の計画(7.1参照)に明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。

(2) 組織は、監視および測定の方法を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確保し、プロセスを確立する。

(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。

a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。

b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。

c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。

d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。

e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。

さらに、測定機器が要求事項に適合しないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使用する場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価および改善

8.1 一般

(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。

a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。

b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保にする。

c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。

8.2 監視および測定

8.2.1 原子力安全の達成

組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関し外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を社内規定に定める。

8.2.2 内部監査

(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で社内規定に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。

a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステムの要求事項に適合しているか。

b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。

(2) 組織は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。

(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定するために、内部監査に関する社内規定を確立する。

(4) 監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。

(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。

8.2.3 プロセスの監視および測定

(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。

(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。

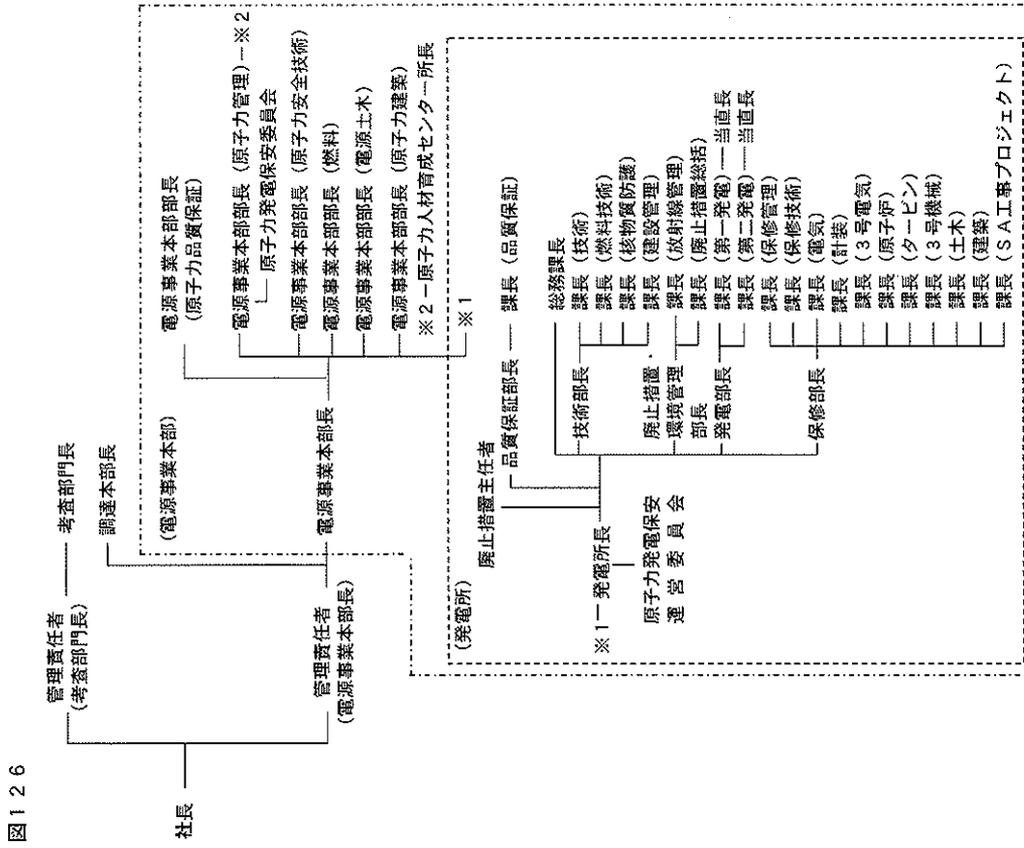
(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。

8.2.4 検査および試験

(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、検査および試験に関する社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基

第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)
 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。



- (保安に関する職務)
- 第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル」等の報告に関する社長対応指針に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確保する。
 - 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。
 - 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。
 - 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。
 - 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。
 - 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。
 - 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。
 - 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。
 - 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。
 - 電源事業本部長（原子力建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。
 - 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。
 - 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。
 - 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。
 - 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。
 - 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。
 - 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。
 - 保安部長は、課長（保安管理）、課長（放射線技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A I 事プロジェクト）の所管する業務を統括する。
 - 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括に関する業務を行う。
 - 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。
 - 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。
 - 課長（燃料技術）は、燃料の管理および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。
 - 課長（核物質防護）は保安区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。
 - 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理

(原子力発電保安運営委員会)

第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。

- (1) 廃止措置管理に関する規定類の制定および改正
 - ・運転員の構成人員に関する事項
 - ・当直の引継方法に関する事項
 - ・巡視に関する事項
 - ・警報発生時の措置に関する事項
 - ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - ・定期試験に関する事項
 - ・安全貯蔵の措置に関する事項
 - (2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正
 - ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
 - ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
 - (3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正
 - ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
 - ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
 - (4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正
 - ・管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
 - ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
 - ・保全区域に関する事項
 - ・周辺監視区域に関する事項
 - ・経量の評価に関する事項
 - ・除染に関する事項
 - ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
 - (5) 保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・保守管理の有効性評価に関する事項
 - (6) 改造の実施に関する事項
 - (7) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
3. 所長を委員長とする。
4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者および各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長およびび修部長)に加え、委員長が指名した者で構成する。

(廃止措置主任者の選任)

第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。

- (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務
 - (2) 原子炉の運転に関する業務
 - (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務
 - (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務
 - (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務
2. 廃止措置主任者は、課長以上とする。
3. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。
4. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ廃止措置主任者を選任する。

第4章 廃止措置管理

第1節 通則

(構成および定義)

第132条 本章第3節(第144条から第146条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかを含む。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

2 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。

(1) 「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく、行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備^{※2}が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

(2) 「照射された燃料に係る作業」とは、照射された燃料の移動作業および新燃料または制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

(運転員の確保)

第133条 課長(第一発電)は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2. 課長(第一発電)は、原子炉施設の運転にあたって前項に定める者の中から、1班あたり3名以上をそろえ、5班以上編成した上で、2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直長^{※1}とする。

※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。

3. 課長(第一発電)は、第2項で定める者のうち、運転士以上の職位の運転員の中から常時1名以上を中央制御室に確保する。

(巡視)

第134条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(第160条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域を除く。)を巡視する。

2 当直長は、第160条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域の巡視について、「運転管理要領」に基づき実施する。

(規定類の作成)

第135条 課長(第一発電)は、次の各号に掲げる当直長が実施する原子炉施設の廃止措置管理に関する事項の規定類を作成し、制定・改定にあたっては、第129条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 監視発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期試験に関する事項

(引継)

第136条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり、引継日誌を引き渡し、施設運用状況を申し送る。

(電源機能喪失時等の体制の整備)

第1339条 課長(技術)は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内において漏水が発生した場合、重大事故^{※1}に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)で、使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下、「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を得る。

- (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配備
- (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練
- (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2. 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。

3. 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。

4. 各課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行い、所管する部長の確認(総務課長を除く。)を受けて、課長(技術)に報告する。課長(技術)は、評価の結果について技術部長の確認、所長の承認を得て必要な措置を講じる。

※1: 「重大事故」とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。

第2節 廃止措置管理

(安全貯蔵措置)

第140条 課長(廃止措置総括)は、廃止計画に基づく安全貯蔵^{※1}の対象範囲および期間を定めるとともに、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

※1: 安全貯蔵とは、放射能レベルの比較的高い原子炉圧力容器および原子炉圧力容器を取り囲む放射線しゃへい体を含む領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

(工事の計画および実施)

第141条 各課長は、廃止措置計画に基づき工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2. 各課長は、工事計画を策定するにあたり、工事の内容が、2号炉および3号炉の運転に必要な原子炉施設に影響を与えないことを確認する。

3. 各課長は、工事を遂行するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保策のために必要な措置を講じる。

- (1) 放射性物質の漏えいおよび拡散防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4. 各課長は、工事の結果について記録する。

※1: 工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第173条(保守管理計画)に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう(以下、本条において同じ)。

(工事完了の報告)

第142条 各課長は、第141条(工事の計画および実施)に基づく工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、廃止措置主任者および廃止措置・環境管理部長に報告するとともに、関係する各課長に通知する。

(施設運用上の基準を満足しない場合)

第145条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直長が、第143条(使用済燃料プールの水位および水温)に定める施設運用上の基準を満足しないと判断した場合をいう。

なお、当直長は、この判断を速やかに行う。

2. 当直長は、この規定第2項に定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。

3. 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、廃止措置主任者、各部長に連絡する。

4. 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。

5. 当直長は、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者および課長(発電)に報告する。

6. 当直長は、次の各号を適用することができる。

(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項に定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかつた事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施する。

(2) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。

(3) 要求される措置を実施した場合、その内容がこの規定第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

(4) 当該条文の基準を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。

(施設運用上の基準に関する記録)

第146条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を引継日誌に記録する。

(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻。

(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。(必修作業を含む。)

(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性固体廃棄物の管理)

第151条 課長(放射線管理)、課長(燃料技術)および課長(第一発電)は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵[※]または保管する。

(1) 濃縮廃液は、課長(第一発電)がドラム詰装置でドラム缶等の容器に固型化し、課長(放射線管理)が固体廃棄物貯蔵所(以下「貯蔵所」という。)に保管する。

(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、課長(燃料技術)が使用済燃料プールに貯蔵またはサイトバンカに保管する。ただし、封入またはしゃへい等の措置により課長(放射線管理)が貯蔵所に保管することができる。

(3) 使用済樹脂およびフィルタスラッジは、課長(第一発電)が廃樹脂タンク等に貯蔵またはドラム詰装置でドラム缶等の容器に固型化し、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。または課長(第一発電)が雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入したうえで、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。

(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、課長(放射線管理)が貯蔵所に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

- a. 焼却する場合は、課長(第一発電)が雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。
- b. 圧縮減容する場合は、課長(放射線管理)が減容機で圧縮減容する。
- c. 溶融する場合は、課長(第一発電)が雑固体廃棄物処理設備で溶融する。

2. 各課長は、放射性固体廃棄物を封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表189-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

3. 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(1) 課長(放射線管理)は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3箇月に1回保管量を確認する。

(2) 課長(第一発電)は、廃樹脂タンク等における使用済樹脂およびフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3箇月に1回貯蔵量を確認する。

(3) 課長(燃料技術)は、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1箇月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3箇月に1回保管量を確認する。また、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、3箇月に1回貯蔵量を確認する。

4. 課長(放射線管理)は貯蔵所、課長(燃料技術)はサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 容器等の車面への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じてと。

(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

6. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、容器等の総重量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

7. 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域内で第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。

8. 課長(放射線管理)は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。

(放射性気体廃棄物の管理)

第155条 課長(第一発電)は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表155-1に示す排気筒等より放出することにも、次の事項を管理する。

(1)排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3箇月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度を超えないこと。

(2)排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素¹³¹)の放出量が、表155-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

2. 課長(放射線管理)は、表155-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を課長(第一発電)に通知する。

3. 表155-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。

(1)各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2)課長(放射線管理)は、表155-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表155-1

項目	放出管理目標値
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 ¹³¹	7.9×10 ¹⁴ Bq/年 ^{*1} 3.9×10 ¹⁰ Bq/年 ^{*1}

※1:1号炉、2号炉および3号炉の合計

表155-2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度
放射性気体建物廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時
	タービン建物	よう素 ¹³¹ 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回

表155-3

排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ^{*2}

※2:作業が1週間を超える場合は、1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)

第156条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表156に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表156

分類	計測器種類	所管課長	数量
1.a.放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	課長(計装)	1台
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	課長(計装)	1台
	タービン建物排気筒モニタ	課長(計装)	1台
	試料放射能測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{*1※2}

※1:1号炉、2号炉および3号炉共用

※2:放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第157条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表157のとおりとする。

表157

頻度	考え方
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1箇月に1回	毎月1日を始期とする1箇月間に1回実施
3箇月に1回	4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3箇月間に1回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており、点検時等の測定不能な期間を除く。

(管理区域への出入管理)

第161条 課長(放射線管理)は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者
- (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者
- 2. 課長(放射線管理)は、前項に基づき管理区域に立入る者に対して許可を与える。
- 3. 課長(放射線管理)は、前項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。
- 4. 課長(放射線管理)は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
- 5. 課長(放射線管理)は、前項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。
- 6. 課長(放射線管理)は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第162条 課長(放射線管理)は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。ただし、課長(放射線管理)の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって課長(放射線管理)の指示に従う場合は、この限りでない。
- (3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合または課長(放射線管理)の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (4) 第160条(管理区域内における特別措置)第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣および持ち出す物の養生等を行うこと。
- (5) 管理区域から退出する場合は、管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、第161条(管理区域への出入管理)第6項に基づき課長(放射線管理)の指示に従う場合は、この限りでない。
- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

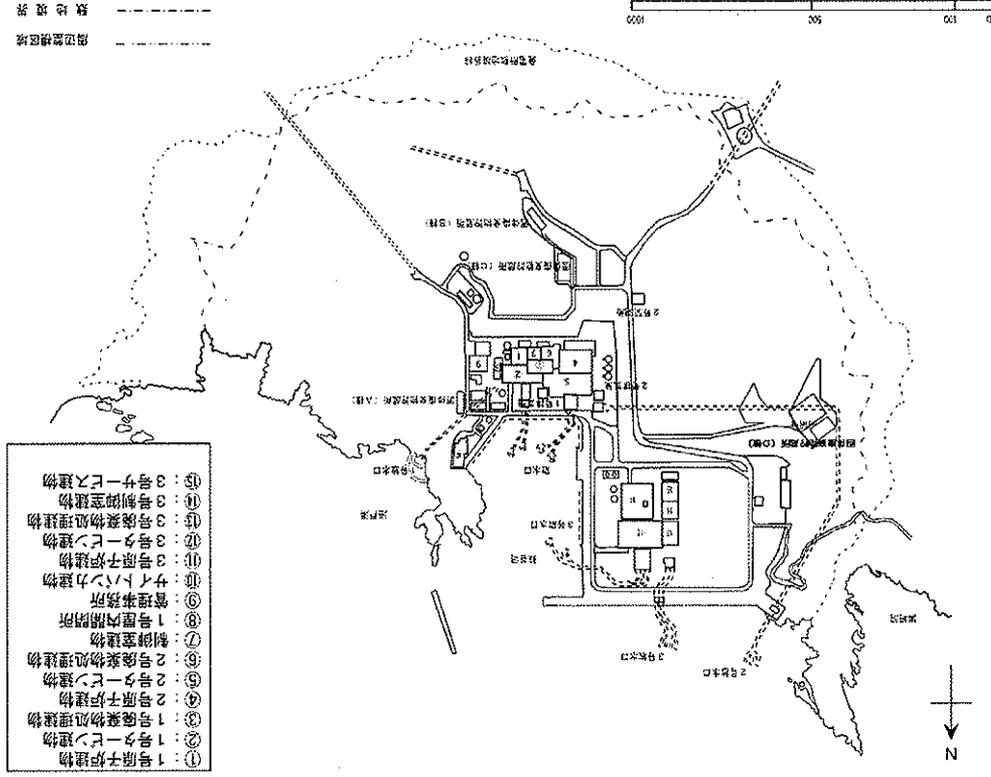
- 第163条 保全区域は、添付5に示す区域とする。
- 2. 課長(核物質防護)は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第164条 周辺監視区域は、図164に示す区域とする。

2. 課長(核物質防護)は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設けるまたは標識を掲げることにより、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

図164

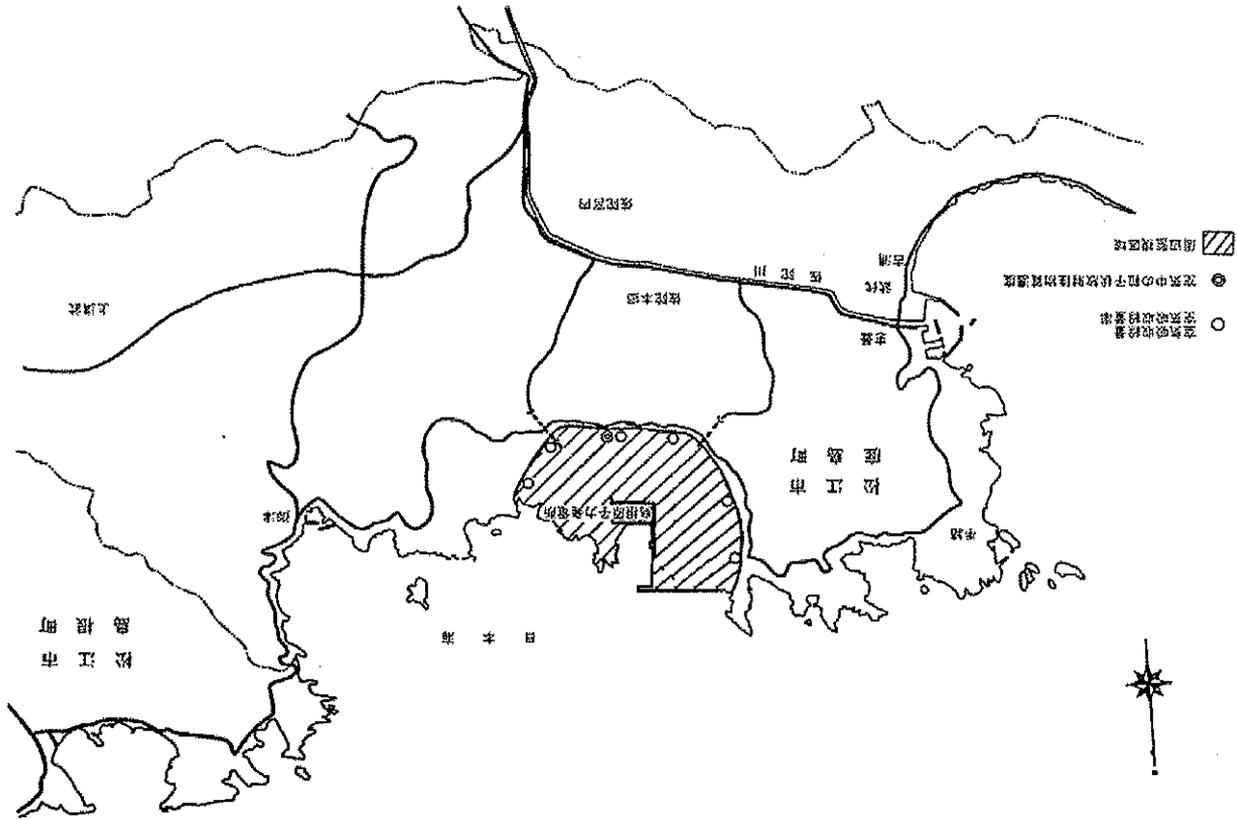


第168条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表 168

分類	計測器種類	所管課長	数量
1. 核ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}
	線量当量率測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}
	汚染密度測定用サーベイメータ	課長(放射線管理)	2台 ^{※2}
	体表面モニタ	課長(放射線管理)	3台 ^{※3}
2. 放射線監視用計測器	試料放射線測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1※5}
	電子式積算線量計	課長(放射線管理)	1式 ^{※1}
	モニタリングポスト	課長(計装)	6台 ^{※1}
	エリアモニタ	課長(計装)	13台 ^{※4※6}
3. 放射線監視用計測器	試料放射線測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}
	積算線量計測定装置	課長(放射線管理)	1台 ^{※1}

※1:1号炉, 2号炉および3号炉共用
 ※2:1号炉, 2号炉および3号炉共用の1台を含む
 ※3:1号炉, 2号炉および3号炉共用
 ※4:1号炉および2号炉共用の2台を含む
 ※5:表156の試料放射線測定装置と共用
 ※6:管理区域外測定用の1台を含む。



第8章 保守管理

(保守管理計画)

第173条 保守管理を実施するにあたり、原子炉施設の安全を確保するために以下の保守管理計画を定める。保守管理に関する業務を確実に実施するために、「保守管理要領」に従い実施する。また、組織は、保守管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、保守管理の業務を実施する。

1. 定義

本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEA4209-2007）」に従うものとする。ただし、本条において「原子力発電所の保守管理規程（JEA4209-2007）」で定める「点検計画」は「点検の計画」と読みかえる。

2. 保守管理の実施方針および保守管理目標

(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。

(2) 所長は、「マネジメントレビュー基本要領」で定めた手順により、社内で周知された保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。

3. 保守プログラムの策定

組織は、2. の保守管理目標を達成するため、4. より11. からなる保守プログラムを策定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保守プログラムの見直しを行う。

4. 保守対象範囲の策定

組織は、原子力発電施設の中から、保守を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 維持すべき原子炉施設
- (2) その他、自ら定める設備

5. 保全重要度の設定

組織は、4. の保守対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。

6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視

(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

a. 系統レベルの保全活動管理指標
系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。

- (a) 予防可能故障（MPFF）回数

(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。

- a. 系統レベルの保全活動管理指標
 - (a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。
- (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。
- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

- a. 点検計画（7. 1参照）
- b. 補修、取替えおよび改造計画（7. 2参照）
- c. 特別な保全計画（7. 3参照）

(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。

- a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化、故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見
- e. 科学的知見

(3) 組織は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

7. 1 点検の計画策定

(1) 組織は、点検を実施する場合、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画、点検計画表を策定する。

(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。

- a. 予防保全
 - (a) 時間基準保全
 - (b) 状態基準保全
- b. 事後保全

(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。

- a. 時間基準保全
 - (a) 点検の具体的な方法
 - (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

録する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

- a. 保全活動管理指標の監視結果
- b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- c. トラブルなど運転経験
- d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
- e. リスク情報、科学的知見

(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7. 1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。

- a. 点検および取替結果の評価
- b. 劣化トレンドによる評価
- c. 類似機器等のベンチマークによる評価
- d. 研究成果等による評価

(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

12. 保守管理の有効性評価

(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. 保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

13. 情報共有

組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

(溶接事業者検査の実施)

第174条 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。検査の責任者は、検査に係る以下の事項を実施し、適切に検査を実施する。

- (1) 検査要領書および成績書の作成
- (2) 検査員の選任および検査実施体制の確立
- (3) 検査の工程管理
- (4) 検査の実施
- (5) 検査記録の管理

第 10 章 保安教育

(所員への保安教育)

第 187 条 廃止措置を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。

- (1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表 187-1、2、3 の実施方針に基づき作成し、廃止措置主任者および所長の確認を得て、電源事業本部長（原子力管理）の承認を得る。
- (2) 原子力人材育成センター所長は、(1) の保安教育実施計画の策定にあたり、第 128 条（原子力発電保安委員会）第 2 項に基づき保安委員会の確認を得る。
- (3) 各課長は、(1) の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長および電源事業本部長（原子力管理）に報告する。
ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができるとができる。
- (4) 原子力人材育成センター所長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。

(緊急作業従事者の線量管理等)
第 185 条 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表 185 に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないようによく線量の管理を実施する。
 - (2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。
- 2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表 185

項目	頻度
外部被ばくによる線量	1 箇月 ^{※1} に 1 回
内部被ばくによる線量	1 箇月 ^{※1} に 1 回

※ 1：毎月 1 日を始期とする。

(緊急時体制の解除)

第 186 条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第 179 条（通報経路）の経路に従って連絡する。

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
8. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および予防処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
9. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
10. 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
11. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
12. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
13. 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設は毎日1回, 使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあっては毎週1回	10年間
14. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度については毎日1回, 3月間の平均濃度については3月ごとに1回	10年間
15. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間

記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
16. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 ^{※2} の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日および11月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回, 3月間の線量にあっては3月ごとに1回, 1月間の線量にあっては1月ごとに1回	※3
17. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子炉規制委員会が定める5年間の線量	原子炉規制委員会が定める5年間に1回	※3
18. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
19. 放射線業務従事者が当年度に就く日の属する年密における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子炉規制委員会が定める5年間ににおける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3
20. 発電所の外において搭載した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
21. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	廃棄の都度	※4
22. 放射性廃棄物を容器に封入し, または容器に固型化した場合には, その方法	封入または固型化の都度	※4
23. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には, その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
24. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
25. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
26. 事故の原因	同上	※4
27. 事故後の処置	同上	※4
28. 風向および風速	連続して	10年間
29. 降雨量	同上	10年間
30. 大気温度	同上	10年間
31. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
32. 保安教育の実施日時, 項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間

記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年
(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年

※5: 表189-1, 表189-2を適用する場合は, 本表を適用しない。

表189-4

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10年間
2. 炉心の中性子束密度	10年間
3. 炉心の温度	10年間
4. 冷却材入口温度	10年間
5. 冷却材出口温度	10年間
6. 冷却材圧力	10年間
7. 冷却材流量	10年間
8. 制御棒位置	1年間
9. 再結合装置内の温度	1年間
10. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	1年間
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間
12. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{※6}	1年間
13. 運転責任者の名前および運転員の氏名ならびに, これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1年間
14. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後の10年間
15. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	10年間
16. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※7
17. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※7
18. 定期事業者検査の結果	※8

(1) 検査年月日
(2) 検査の対象
(3) 検査の方法
(4) 検査の結果
(5) 検査を行った者の氏名
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは, その内容
(7) 検査の実施に係る組織
(8) 検査の実施に係る工程管理
(9) 検査において協力した事業者がある場合には, 当該事業者の管理に関する事項
(10) 検査記録の管理に関する事項
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項

※6: 「警報装置から発せられた警報」とは, 技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。

※7: 廃止措置が終了し, その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて, 原子力規制委員会の権限を受けるまでの期間。

※8: その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

附則（平成28年10月25日 原規規発第1610254号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成28年11月1日から施行する。

附則（平成28年9月1日 原規規発第1609012号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成28年9月5日から施行する。

附則（平成28年3月24日 原規規発第16032410号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月17日 原規規発第1506174号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成27年7月1日から施行する。

附則（平成27年5月11日 原規規発第1505116号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成27年5月20日から施行する。

2. 第97条については、固体廃棄物貯蔵所（D棟）を管理区域に設定するまでの間の図97は従前の例とする。

3. 添付2については、固体廃棄物貯蔵所（D棟）を管理区域に設定するまでの間の「図1. 管理区域図」は従前の例（その2）とする。
固体廃棄物貯蔵所（D棟）を管理区域に設定した時点から、「図1. 管理区域図」（従前の例）および「図27. 固体廃棄物貯蔵所（D棟）」を施行する。

4. 添付3については、固体廃棄物貯蔵所（D棟）を管理区域に設定するまでの間の「図1. 保全区域図」は従前の例（その2）とする。
固体廃棄物貯蔵所（D棟）を管理区域に設定した時点から、「図1. 保全区域図」（従前の例）を施行する。

附則（平成26年2月26日 原管B発第1402261号）
（施行期日）

第1条 この原子炉施設保安規定は、平成26年3月29日から施行する。

2. 第1条の（目的）における原子炉施設は、3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの間は従前の例による。

3. 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な評価）、第54条（使用済燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次の各号に定める時点から適用する。

（1）第10条（原子炉施設の定期的な評価）については、電気事業法第49条第1項および原子炉等規制法第43条の3の11第1項の使用前検査に合格した時点。

（2）第54条（使用済燃料プールの水位および水温）については、燃料プールに照射された燃料等を初めて貯蔵する時点。

（3）第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）については、照射された燃料または照射された制御棒を原子炉上部で初めて移動する時点。

4. 第11条の2（原子炉の運転期間）における3号炉の原子炉の運転期間の始期は、実用炉規則第48条第1項ただし書きにより、設置の工事の後、運転が開始された日とする。

5. 添付2については、3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始までの「図1. 管理区域図」は、従前の例とする。

3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始した時点から、「図1. 管理区域図」および「図29. 3号タービン建物地下3階、3号廃棄物処理建物地下3階」から「図37. 3号復水貯蔵タンク、補助復水貯蔵タンク」を適用する。

6. 添付3については、3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始までの「図1. 保全区域図」は、従前の例とする。

3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始した時点から、「図1. 保全区域図」を適用する。

7. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または予備発電機を非常用発電機とみなすことができる。

（試験使用期間中の特例）

第2条 3号炉については、原子炉への燃料装荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項および原子炉等規制法第43条の3の11第1項の使用前検査に合格するまでの期間（以下「試験使用期間中」という。）、第27条の2（計測および制御設備）の一部および第48条（格納容器内の酸素濃度）を適用除外する。

下表に、適用除外事項、適用除外期間および適用除外期間中の対応を示す。

適用除外事項	適用除外期間	適用除外期間中の対応
第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）	燃料装荷期間中、 計装率が安定して 3 s ² 確保される までの期間	[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装に係る確認については、別表1のとおりとする。
第48条（格納容器内の酸素濃度）	試験使用期間中	—

- ・給水制御系試験
- ・再循環流量制御系試験
- ・選択制御挿入試験
- ・ヒータドレンポンプトリップ試験
- ・安定性試験
- ・定格熱出力一定運転確認試験
- ・定格出力高流量データ採取試験

(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ)

本規定第28条の2中の条文	読みかえ
原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。	原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前検査※1および計画的に実施する試験※2を行う場合を除く。

※1：使用前検査とは、以下のものなどという。

- ・主蒸気隔離弁全閉検査
 - ・プラントトリップ検査
 - ・発電機負荷遮断検査
 - ・外部電源喪失検査
 - ・再循環ポンプトリップ検査
- ※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどという。
- ・制御棒駆動系試験
 - ・主蒸気隔離弁試験
 - ・プラントトリップ試験
 - ・発電機負荷遮断試験
 - ・外部電源喪失試験
 - ・再循環ポンプトリップ試験
 - ・選択制御挿入試験

(5) 第38条 (原子炉圧力)

本規定第38条中の条文	読みかえ
原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。	原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動 (2) 使用前検査※1および計画的に実施する試験※2を行う場合

※1：使用前検査とは、以下のものなどという。

- ・圧力制御検査
- ・主蒸気隔離弁全閉検査
- ・プラントトリップ検査
- ・発電機負荷遮断検査
- ・外部電源喪失検査
- ・再循環ポンプトリップ検査
- ・タービン保安装置検査 (無負荷運転中)

※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどという。

- ・圧力調整器試験
- ・主蒸気隔離弁試験
- ・プラントトリップ試験
- ・発電機負荷遮断試験
- ・外部電源喪失試験
- ・再循環ポンプトリップ試験
- ・タービン保安装置試験 (無負荷運転中)
- ・タービン主蒸気止め弁・加減弁試験
- ・タービンバイパス弁試験

(6) 第39条の2 (非常用炉心冷却系その1)

本規定第39条の2中の条文	読みかえ
原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系の起動準備中および原子炉格納容器スプレイ冷却系の運転中は、当該低圧注水系 (原子炉格納容器スプレイ冷却系) の動作不能とはみまさない。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 原子炉停止時冷却系の起動準備中および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系 (原子炉格納容器スプレイ冷却系) の動作不能とはみまさない。 (2) 使用前検査※1および計画的に実施する試験※2を行う場合

※1：使用前検査とは、以下のものなどという。

- ・原子炉隔離時冷却系検査

※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどという。

- ・原子炉隔離時冷却系試験

(7) 第45条 (サブプレッションチェンバの平均水温)

本規定第45条中の条文	読みかえ
原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間まで (2) 使用前検査※1および計画的に実施する試験※2を行う場合

※1：使用前検査とは、以下のものなどという。

- ・主蒸気隔離弁全閉検査
- ・発電機負荷遮断検査
- ・再循環ポンプトリップ検査

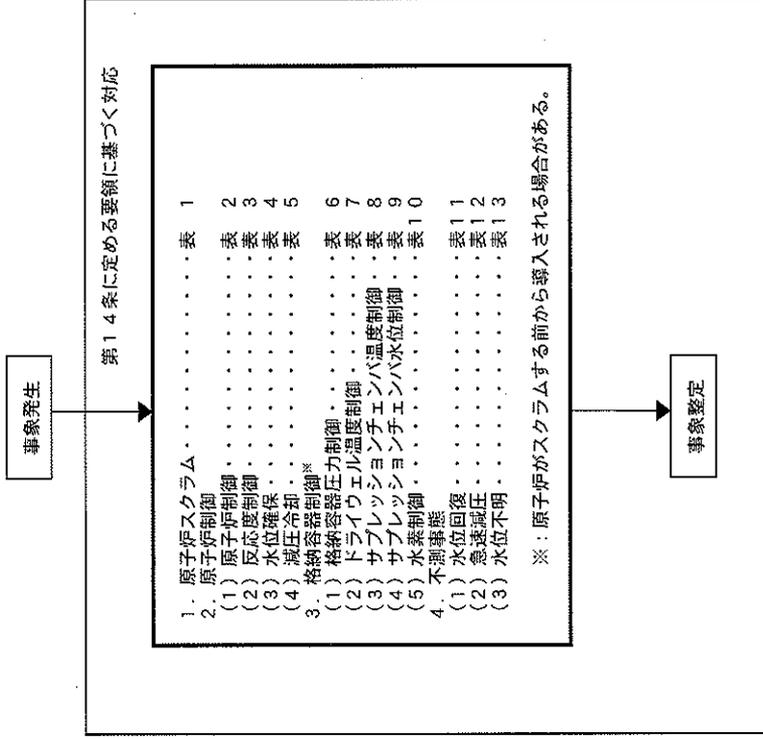
※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどという。

- ・主蒸気隔離弁試験

原子炉がスクラムした場合の運転操作基準

炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未境界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に關して、以下の運転操作基準を定める。なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。

添付1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準
(第76条関連)



D. タービン・電源

- ・原子炉スクラム後、タービンが自動トリップしていることまたは自動トリップすることを確認する。
- ・タービントリップ状態、発電機トリップ状態を確認する。
- ・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部または全部が確保されない場合は、所内電源を確保するとともに、必要に応じて原子炉隔離時冷却系による原子炉冷却を行う。
- ・主蒸気隔離弁が開の場合は、原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また、復水器が使用可能であることを確認し、空気抽出器およびグラランドシールの切替により復水器真空度を維持する。
- ・原子炉圧力制御が正常でない場合は復水器が使用不能である場合は、主蒸気隔離弁を全閉し原子炉を隔離する。
- ・タービン、発電機の停止状態を確認する。

E. モニタ確認

- ・各種放射線モニタの指示を確認する。
- ・各種放射線モニタの指示の異常が確認された場合は、「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。

F. 復旧

- ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。
- ・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。
- ・原子炉圧力等の主要パラメータが設定していることを確認する。
- ・格納容器隔離信号をリセットし、隔離状態を復旧する。
- ・原子炉浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また原子炉棟空調換気系を起動し、非常用ガス処理系を停止する。
- ・主蒸気隔離弁が開している場合は、開可能であれば均圧後、主蒸気隔離弁を閉する。また、開不能であれば主蒸気逃がし安全弁等で原子炉を減圧する。
- ・原子炉スクラム原因を究明し、原因除去後スクラムリセットを行う。
- ・原子炉再循環ポンプが停止した場合は、再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。
- ・原子炉を冷温停止する。

表 2

2. 原子炉制御 (1) 原子炉制御	
目的	・ 原子炉を停止する。 ・ 十分な炉心冷却状態を維持する。 ・ 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。
② 挿入条件	③ 脱出条件 ・ 原子炉スクラムを確認した場合
④ 基本的な考え方	・ 原子炉スクラム要求時 ・ 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。
⑤ 主な監視操作内容	・ 原子炉がスクラムしているかどうかを確認する。 ・ 原子炉スクラムが失敗した場合には、手動スクラムを行う。 ・ 全制御棒が全挿入位置まで挿入されていることを確認し、確認できない場合は、原子炉制御「区応度制御」へ移行する。 ・ 全制御棒全挿入を確認した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。

表 4

<p>2. 原子炉制御 (3) 水位確保</p>	<p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復させ、安定に維持する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「原子炉制御」においてスクラムが確認された場合 ・原子炉制御「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・格納容器制御「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サブプレッションチャンバ圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最高許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合</p>	<p>③脱出条件 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持可能な場合</p> <p>④基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. プラント状態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位、原子炉圧力、格納容器隔離ならびに非常用炉心冷却系および非常用ディーゼル発電機の作動を確認する。 ・作動すべきものが不動作の場合は、手動で作動させる。 <p>B. 水位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に回復、維持できない場合は、有効燃料頂部以上に維持する。 ・給復水系および非常用炉心冷却系が起動せず、原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合は、制御棒駆動水圧系、復水輸送系および消火系による原子炉注水の準備を行う。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」に移行する。 ・原子炉水位が不明の場合は、不測事態「水位不明」に移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持可能な場合は、原子炉制御「減圧冷却」に移行する。
------------------------------	--	---

表 5

<p>2. 原子炉制御 (4) 減圧冷却</p>	<p>①目的 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持しつつ、原子炉を減圧し、冷温停止状態へ移行させる。</p> <p>②導入条件 ・原子炉制御「水位確保」において、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・原子炉制御「反応度制御」において、全制御棒が最大米鋸引抜位置以上まで挿入されたかほう酸水注入系が全量注入完了した場合であって、原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 ・格納容器制御「サブプレッションチャンバ温度制御」において、原子炉手動スクラム後、サブプレッションチャンバ水温がサブプレッションチャンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 ・格納容器制御「サブプレッションチャンバ水位制御」において、原子炉を手動スクラムした場合</p>	<p>③脱出条件 ・原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下で、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動し、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる場合</p> <p>④基本的な考え方 ・緊急性を要しないため、原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 ・主蒸気逃がし安全弁にて減圧冷却を行う場合は、原子炉冷却材温度変化率およびサブプレッションチャンバ水温を十分監視しながら、主蒸気逃がし安全弁の間隔を間欠で行う。さらに、サブプレッションチャンバ水温上昇を均一にするように閉閉する主蒸気逃がし安全弁を選択する。また、サブプレッションチャンバ水温上昇防止のため、残留熱除去系によるサブプレッションチャンバ冷却を行う。 ・「水位維持」と「原子炉減圧」を並行操作する。</p> <p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給復水系、制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系を使用して、原子炉水位を有効燃料頂部から原子炉水位高タービントリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、不測事態「水位回復」に移行する。 <p>B. 原子炉減圧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給復水系による原子炉への注水ができない場合は、非常用炉心冷却系が少くとも1台運転可能であれば、原子炉圧力を原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下に減圧してはならない。 ・復水器が使用可能である場合は、タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・復水器が使用不能であり、かつサブプレッションチャンバ水温がサブプレッションチャンバ熱容量制限禁止範囲外の場合は、主蒸気逃がし安全弁等による減圧を行う。 ・原子炉圧力が残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの使用可能圧力以下の場合は、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードを起動する。残留熱除去系原子炉停止時冷却モードが起動できない場合は、復旧を図る。
------------------------------	---	---

表 7

3. 格納容器制御 (2) ドライウエル温度制御	
①目的	・ドライウエルの空間温度を監視し、制御する。
②導入条件	③脱出条件 ・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点以上の場合 ・ドライウエル局所温度が温度高警報設定点以上の場合
④基本的な考え方	・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前に、ドライウエルスプレイを作動させ、ドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。
⑤主な監視操作内容	・ドライウエル冷却機入口ガス温度が温度高警報設定点、またはドライウエル局所温度が温度高警報設定点を超えるような場合は、予備のドライウエル冷却機を運転する。 ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度に到達する前に、原子炉再循環ポンプおよびドライウエル冷却機を停止し、ドライウエルスプレイを作動させる。 ・ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウエル空間温度がドライウエル空間部温度制限値になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。

表 8

3. 格納容器制御 (3) サプレッションチェンバ温度制御	
①目的	・サプレッションチェンバの水および空間部温度を監視し、制御する。
②導入条件	③脱出条件 ・サプレッションチェンバのバルク水温が通常運転時制限温度以下となった場合 ・サプレッションチェンバのバルク水温がスクラム制限温度以上で、手動スクラムし、サプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 ・サプレッションチェンバ空間部の局所温度がサプレッションチェンバスプレイ起動温度以上の場合
④基本的な考え方	・サプレッションチェンバ水温がスクラム制限温度に到達したら、原子炉を手動スクラムし、原子炉を減圧する。
⑤主な監視操作内容	A. サプレッションチェンバ水温 ・サプレッションチェンバ水温が通常運転時制限温度まで上昇したら、サプレッションチェンバの冷却を開始する。 ・サプレッションチェンバ水温が 2 4 時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合は、原子炉を通常停止する。 ・サプレッションチェンバ水温がスクラム制限温度に到達したら、原子炉を手動スクラムし、サプレッションチェンバ水温を確認する。サプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は、原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。サプレッションチェンバ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 B. サプレッションチェンバ空間部温度 ・サプレッションチェンバの局所空間部温度がサプレッションチェンバスプレイ起動温度まで上昇したら、サプレッションチェンバ冷却を実施するとともに、サプレッションチェンバ空間部温度上昇の原因（原子炉隔離時冷却系の異常、主蒸気逃がし安全弁排気管の異常、サプレッションチェンバ・ドライウエル間真空破砕弁の異常等）を復旧する。 ・サプレッションチェンバ空間部温度がサプレッションチェンバスプレイ起動温度以下に下がらない場合は、サプレッションチェンバ空間部温度がサプレッションチェンバ設計温度に到達する前に、サプレッションチェンバスプレイを作動させる。

表 1 1

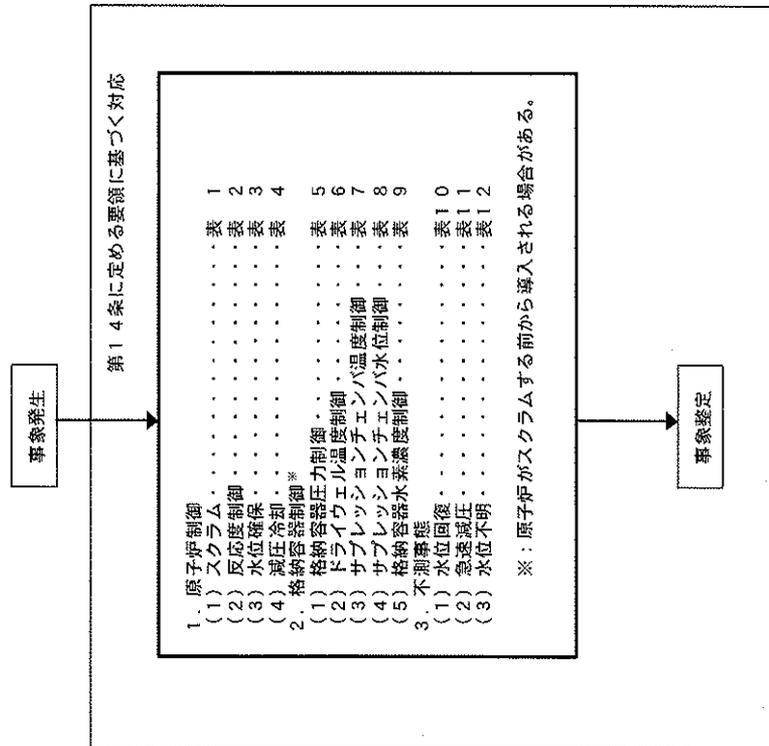
<p>4. 不測事態 (1) 水位回復</p>	<p>①目的 ・原子炉水位を回復する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合 ・原子炉制御「減圧冷却」において、原子炉水位が有効燃料頂部まで低下した場合</p>
<p>④基本的な考え方 ・原子炉水位の復旧に際して、非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行う。 ・原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合は、炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならぬ。そのために、原子炉停止後、燃料搬送管温度が1200℃または燃料搬送管酸化割合が15%に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって、炉心が露出した時刻を記録し、前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料頂部以上に回復するように、非常用炉心冷却系および復水輸送系等を起動する。</p>	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. 水位回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉水位が有効燃料頂部以下に低下した時刻を記録する。 ・原子炉隔離時冷却系を起動する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、少なくとも1つの系統の起動を試みる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上の起動ができない場合は、復水輸送系、制御棒駆動注水系、ほう酸水注入系、消火系による注水準備を行う。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に回復したら、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下に回復しない場合は、表1.2、表1.3において同じ。 ※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは以下をいう。表1.2、表1.3において同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・復水ポンプ、復水昇圧ポンプ、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系A系、低圧注水系B系、低圧注水系C系
<p>B. 水位上昇中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系が作動していない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合は、非常用炉心冷却系1系統以上の作動を確認して、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動している場合で、かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できる場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。 <p>C. 水位下降中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以上の場合、原子炉隔離時冷却系を起動させる。 ・原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合、または原子炉隔離時冷却系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、1系統以上を運転状態とし、不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統を1系統も運転状態とすることができない場合は復水輸送系、制御棒駆動注水系、ほう酸水注入系、消火系を起動し、不測事態「急速減圧」へ移行する。 <p>不測事態に関しては、③「脱出条件」はない。以下、表1.2および表1.3も同じ。</p>

表 1 2

<p>4. 不測事態 (2) 急速減圧</p>	<p>①目的 ・原子炉を速やかに減圧する。</p> <p>②導入条件 ・格納容器制御「格納容器圧力制御」において、サブレーションチャンベンプ圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 ・格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間温度がドライウエル設計温度を超えた場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が有効燃料頂部以下でかつ下降中であり、原子炉圧力が原子炉隔離時冷却系定格流量維持最低圧力以下の場合であって、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動してきた場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動できない場合であって、非常用炉心冷却系が1系統以上作動している場合 ・不測事態「水位回復」において、原子炉水位が上昇中で原子炉隔離時冷却系が作動しているが、最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料頂部を回復できない場合であって、非常用炉心冷却系が1系統以上作動している場合 ・不測事態「水位不明」において、低圧で原子炉へ注水可能な系統、代替注水系が起動してきた場合 ・格納容器制御「サブレーションチャンベンプ温度制御」において、サブレーションチャンベンプ圧力がサブレーションチャンベンプ熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合</p>
<p>④基本的な考え方 ・原子炉圧力低下必要時に、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 ・主蒸気逃がし安全弁が使用できない場合は、原子炉隔離時冷却系等を使用して減圧する。 ・原子炉減圧時の結果、原子炉水位が不明になった場合は、不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉減圧時の原子炉炉心冷却材温度変化率は原子炉炉心冷却材温度変化率制限値を遵守する必要がある。</p>	<p>⑤主な監視操作内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上、または代替注水系が作動していることを確認する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁を順次開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁全弁が開放できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放できない場合は、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁とそれ以外の主蒸気逃がし安全弁を合わせて「急速減圧」時必要弁数を開放できない場合は、原子炉隔離時冷却系を使用して減圧する。 ・原子炉減圧が不十分である場合は、主蒸気隔離弁を開し、タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・原子炉水位が判明した場合は、不測事態「水位不明」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」の「蒸水操作」および格納容器制御「水素制御」へ移行する。

原子炉がスクラムした場合の運転操作基準

炉心は原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって、著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し、炉心冷却形状を維持することおよび発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため、原子炉の未臨界維持、原子炉の冷却の確保、格納容器の健全性確保に関して、以下の運転操作基準を定める。なお、この操作基準を使用する際には、当直長の判断に基づいて、より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。



また、当直長は、以下の一般的な注意事項について留意する。

- (1) 原子炉スクラム信号が減少していることにより原子炉スクラムが挿入されていることを示し、かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。
- (2) 原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず、原子炉がスクラムしない場合は、直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また、原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、スクラム回路が作動しない場合は、直ちに原子炉を手動スクラムする。
- (3) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、2つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは、自動作動が正しいものとして対処し、不用意に手動停止しない。
- (4) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動した場合は、複数の計器により系統の健全性および注入の有無等を確認する。
- (5) 非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は、直ちに当該設備の手動作動を試みる。また、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が自動的に作動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機または非常用ガス処理系等が作動しない場合は、直ちに当該設備を手動作動することを確認する。
- (6) 非常用炉心冷却系が自動作動した場合に、十分な炉心冷却が確保されていることがなくとも2つ以上の独立した計器により確認できない場合は、非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに、炉心冷却が確保され、非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり、手動停止した場合は、当該系統を必ず自動作動できる状態とする。
- (7) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生した場合は、当該隔離弁が自動作動したことを確認する。
- (8) 格納容器隔離信号または原子炉棟隔離信号が発生したにもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は手動で全閉することを試みる。また、格納容器隔離弁または原子炉棟給排水隔離弁が自動作動する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず、当該隔離弁が自動作動しない場合は、直ちに手動で全閉する。
- (9) 格納容器隔離弁または原子炉棟給排水隔離弁の自動隔離が発生した場合は、放射線モニタの指示を確認し、異常のないことが判明するまで、隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし、特段の理由がある場合を除く。

<p>1. 原子炉制御 (2) 反応度制御</p>	<p>① スクラム不能異常過渡事象発生時に、原子炉を安全に停止させる。 ② 挿入条件 ・原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合 ③ 脱出条件 ・全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・原子炉水位が有効燃料頂部以上に維持できる場合</p>	<p>④ 基本的な考え方 ・短期的には原子炉の健全性を維持し、長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサブプレッショナルエンバの健全性を維持する。 ・「ほう酸水注入系」、「制御棒」、「水位」を並行操作する。なお、同時に実行することが不可能な場合は、「ほう酸水注入系」、「制御棒」、「水位」の順に優先させる。</p>	<p>⑤ 主な監視操作内容 [A. 原子炉出力] ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には、原子炉制御「反応度制御」の制御棒操作を行う。かつ、原子炉出力低判定値未満の場合には、原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は、原子炉冷却材再循環ポンプをランバック後停止する。また、タービンが停止中の場合は、原子炉冷却材再循環ポンプを停止する。</p>	<p>[B. ほう酸水注入系] ・サブプレッショナルエンバ水温が原子炉出力-サブプレッショナルエンバ水温相関曲線のほう酸水注入系起動領域に接近した場合には、ほう酸水注入系を起動する。 ・原子炉冷却材浄化系が稼働したことを確認する。 ・ほう酸水注入系を起動した場合には、全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし、全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、ほう酸水注入系を停止する。</p>	<p>[C. 水位] ・原子炉水位が不明となった場合、「反応度制御水位不明」および格納容器制御「格納容器水蒸騰度制御」に移行する。 ・原子炉が隔離状態で、かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合、「水位低下」操作に移行する。 ・「水位低下」操作として、原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。(原子炉水位の下限値は高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位とする。) ただし、原子炉水位が高圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合は、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。 ・原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上、スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満で、かつ原子炉が隔離状態でない場合、「水位維持」操作を行う。 ・「水位維持」操作として、給復水系、制御棒駆動系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を原子炉隔離時冷却系(補給水機能)作動水位から原子炉水位高タービントリップ設定値の間で維持する。ただし、原子炉水位が原子炉隔離時冷却系(補給水機能)作動水位以上に維持できない場合は、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。 ・原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合は、「減圧」操作を行う。「減圧」操作として、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「減圧」操作時必要弁数開閉して、原子炉を減圧し給復水系、制御棒駆動系、原子炉隔離時冷却系、非常用炉心冷却系により原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。 ・自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「減圧」操作時必要弁数開閉しても、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合には、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を優先して主蒸気逃がし安全弁を順次開放する。</p>
-------------------------------	---	--	--	---	---

・主蒸気逃がし安全弁を順次開放しても、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できない場合には、自動減圧系、消火系を起動して原子炉への注水を開始し、原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持する。
・原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回って自動減圧系の作動を阻止する。

D. 反応度制御水位不明

- ・「反応度制御水位不明」を実行中に全制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には、不測事態「水位不明」に移行する。
- ・主蒸気隔離弁、原子炉冷却材浄化系の隔離弁および主蒸気ドレン弁、ならびに原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。
- ・水位不明の場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を「反応度制御水位不明」操作時必要弁数開閉して、原子炉を減圧し、給復水系、制御棒駆動系、高圧炉心注水系を使用して原子炉圧力が回復水系、制御棒駆動系、高圧炉心注水系で注水できない場合、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁を順次開閉し、低圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心取水最低圧力以上で、かつでける限り低くなるように注水する。

E. 制御棒

- ・スクラム弁が閉の場合、代替制御棒挿入機能の動作、ベアロッドスクラム、スクラムパイロット弁電磁弁の電源切または制御用空気の排気を行う。
- ・スクラム弁が開の場合、スクラムリセットし再度自動スクラムまたは代替制御棒挿入機能等によるスクラムを行う。
- ・個々の制御棒の電動挿入を行う。

表5

<p>2. 格納容器制御 (1) 格納容器圧力制御</p>	<p>①目的 ・原子炉格納容器圧力を監視し、制御する。</p> <p>②導入条件 ・原子炉圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上の場合</p>	<p>③脱出条件 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであり、かつドライウエルレベルを戻した場合は、 ・2.4時間以内にドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力未満に復帰した場合は</p>	<p>④基本的な考え方 ・ドライウエル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は、原子炉格納容器の健全性を維持して、できる限り放射能放出を抑える目的で、サブレッションチェンハンバンスプレイを原子炉格納容器圧力制限値に達する前に原子炉を急速減圧し、原子炉格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、原子炉を満水にし、原子炉格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。</p> <p>・原子炉格納容器内で原子炉圧力容器パウンドリの大破断が発生した場合、ドライウエルレベルおよびサブレッションチェンハンバンスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があるため、速やかにドライウエルレベルおよびサブレッションチェンハンバンスプレイを起動する。</p> <p>⑤主な監視操作内容 A. 格納容器圧力制御 ・ドライウエル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウエル圧力の上昇の原因が、窒素ガスまたは空気の漏えいであることが判明した場合は、非常用ガス処理系を使用してドライウエルベントを行う。 ・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を連続した場合には、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持し、高圧炉心注水系、低圧注水系A系、原子炉隔離時冷却系の継続的作動を確認した後、ドライウエルレベルおよびサブレッションチェンハンバンスプレイを起動する。また、格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。高圧注水系A系、原子炉隔離時冷却系、原子炉水位が有効燃料頂部以上を維持できない場合は不測事態「水位回復」に移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は、不測事態「水位不明」および格納容器制御「格納容器水素濃度制御」を行う。</p> <p>・ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつドライウエルレベル起動圧力以下の状態が2.4時間継続した場合は、サブレッションチェンハンバンスプレイを起動する。 ・サブレッションチェンハンバンスプレイがドライウエルレベル起動圧力以上の状態が2.4時間継続した場合は、原子炉冷却材再循環ポンプおよびドライウエル冷却系を停止し、ドライウエルレベルおよびサブレッションチェンハンバンスプレイを起動する。 ・サブレッションチェンハンバンスプレイが設計基準事故時最高圧力に相当する圧力以下に維持できない場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サブレッションチェンハンバンスプレイが原子炉格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、低圧注水系を一時ドライウエルレベルおよびサブレッションチェンハンバンスプレイとして起動し、原子炉格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。</p> <p>B. 原子炉満水 ・原子炉水位が有効燃料頂部以下になった場合は、不測事態「水位回復」と並行操作を行う。 ・不測事態「急速減圧」時必要最少弁数以上の主蒸気逃がし安全弁が開いているか、または電動機駆動原子炉給水ポンプあるいは高圧炉心注水系が原子炉注水可能な場合は、主蒸気隔離弁、主蒸気ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・給復水系、制御機駆動系、非常用炉心冷却系を使用して原子炉へ注水し、注水量を増して、原子炉水位をできるだけ高く維持する。また、必要に応じて、復水補給水系、ほう酸水注入系、消火系による原子炉注水を行う。 ・サブレッションチェンハンバンスプレイが原子炉格納容器圧力制限値以下に維持される場合は、原子炉制御「水位確保」に移行する。 ・サブレッションチェンハンバンスプレイが原子炉格納容器圧力制限値以下に維持できない場合は、格納容器ベント準備を行う。</p>
-----------------------------------	---	---	--

※：ほう酸水注入系を原子炉注水機能として使用する場合は、テストタンクを水源とする。以下、各表において同じ。

C. 格納容器ベント

- ・サブレッションチェンハンバンスプレイが原子炉格納容器最高使用圧力を超える場合は、炉心根拠がないことを確認して、格納容器ベントを実施する。
- ・格納容器ベントは、耐圧強化ベントライン、不活性ガス系または非常用ガス処理系のサブレッションチェンハンバンスプレイを優先して使用し、サブレッションチェンハンバンスプレイが高い場合は、耐圧強化ベントライン、不活性ガス系または非常用ガス処理系のドライウエルレベル側ベントラインを使用する。

表 8

<p>2. 格納容器制御</p> <p>(4) サプレッションチェンバ水水位制御</p>	
<p>①目的</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位を監視し、制御する。</p>	<p>③撤出条件</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が2.4時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合、</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が通常運転時高水位制限値以上の場合、</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が通常運転時低水位制限値以下の場合</p>
<p>④基本的な考え方</p> <p>・ サプレッションチェンバ高水位は、冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位制限値以上では原子炉をスクラムし、減圧を開始する。さらに、それ以上の水位では主蒸気逃がし安全弁の動荷重制限および真空破壊等機能喪失防止の観点から、サプレッションチェンバ水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウエルスプレイを実施するとともに不測事態「急速減圧」へ移行する。最終的には、原子炉格納容器ベント最高水位になる前に原子炉格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p> <p>・ サプレッションチェンバ低水位は、冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位制限値以下では、原子炉をスクラムし、減圧を開始する。また、ベント管凝縮限界値以下になっ場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>A. サプレッションチェンバ水水位制御 (高水位)</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が2.4時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が通常運転時高水位制限値に到達した場合には、原子炉をスクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位がサプレッションチェンバ水位計測定上限を超えた場合には、真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉冷却材再循環ポンプおよびドライウエル冷却系を停止し、ドライウエルスプレイを実施するとともに、不測事態「急速減圧」に移行する。なお、サプレッションチェンバ水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には、ドライウエルスプレイを作動させない。</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が、原子炉格納容器ベント最高水位になる前に原子炉格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。</p>
<p>B. サプレッションチェンバ水水位制御 (低水位)</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が2.4時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は、原子炉を通常停止する。</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が通常運転時低水位制限値以下に到達した場合は、原子炉をスクラムし、原子炉制御「スクラム」および原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。</p> <p>・ サプレッションチェンバ水水位が、ベント管凝縮限界値以下になった場合、復水器が使用可能であれば不測事態「急速減圧」(タービンバイパス弁が使用可能)へ移行し、復水器が使用不能であれば不測事態「急速減圧」へ移行する。</p>	

表 9

<p>2. 格納容器制御</p> <p>(5) 格納容器水素濃度制御</p>	
<p>①目的</p> <p>・ 原子炉格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、制御する。</p>	<p>③撤出条件</p> <p>・ 冷却材喪失事故で可燃性ガス濃度制御系が作動し、原子炉格納容器内の水素濃度が低下した場合</p> <p>・ 主蒸気隔離弁閉、または原子炉水位不明であるが原子炉格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対して可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気ニータ系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合</p>
<p>②導入条件</p> <p>・ 原子炉制御「スクラム」から導入され、主蒸気隔離弁全閉後、1.2時間以内に冷温停止できない場合</p> <p>・ 格納容器制御「格納容器圧力制御」においてドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合</p> <p>・ 原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合</p> <p>・ 原子炉水位が不明の場合</p>	<p>④基本的な考え方</p> <p>・ 冷却材喪失事故または炉心露出が生じた場合には、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。</p> <p>・ 原子炉水位不明または原子炉隔離状態が長時間継続する場合には、格納容器雰囲気ニータ系により可燃性ガス濃度の監視を開始し、可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。</p> <p>・ 再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には、ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。</p>
<p>⑤主な監視操作内容</p> <p>・ 主蒸気隔離弁全閉後1.2時間以内に冷温停止できない場合は原子炉水位が不明になった場合は、格納容器雰囲気ニータ系により原子炉格納容器内の水素および酸素濃度を監視し、原子炉格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対して可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器雰囲気ニータ系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達後、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。</p> <p>・ ドライウエル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で、かつ原子炉水位が低圧で注水可能な非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合、または原子炉水位が有効燃料頂部以下を経験した場合には、可燃性ガス濃度制御系を作動させる。</p> <p>・ 可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては、原子炉格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制御圧力以下になるように必要に応じてドライウエルスプレイまたはサブプレッションチェンバスを運転する。</p> <p>・ 可燃性ガス濃度制御系の運転は、原子炉格納容器内の水素および酸素濃度に応じて再循環流量および吸込流量を調整する。</p>	

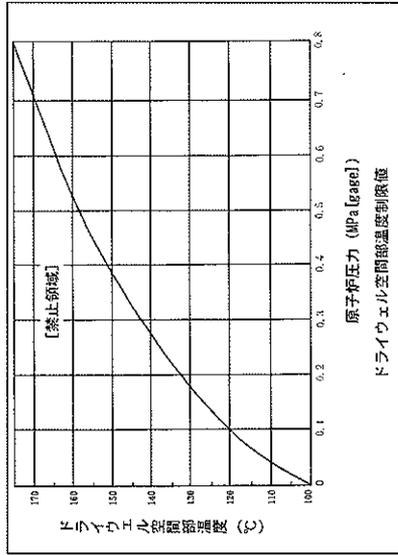
表 1-2

<p>3. 不測事態 (3) 水位不明</p>	<p>① 目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉制御「反応度制御」を除き、原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において、原子炉水位が不明になった場合 ・原子炉制御「反応度制御水位不明」を実施中に、全ての制御棒が全挿入位置または最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・格納容器制御「ドライウエル温度制御」において、ドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において、原子炉水位が判明しない場合、またはドライウエル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合</p> <p>③ 基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に、給復水系、非常用炉心冷却系、または代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い、さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は、使用可能な全ての注水系のうち、2系統以上を起動させ、原子炉圧力とサブレーション Cheney バッファの差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。</p> <p>・原子炉水位が判明した場合は、原子炉制御「水位確保」へ移行する。</p> <p>④ 主な監視操作内容</p> <p>A. 注水確保 ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統以上作動した場合は、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が1系統も作動しない場合は、原子炉隔離時冷却系を起動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統、原子炉隔離時冷却系が作動しない場合は、復水補給水系、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、消火系を起動させ1台以上が作動した場合には、不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・原子炉隔離時冷却系が作動し、かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、消火系の全部が作動しない場合は、低圧で原子炉へ注水可能な系統、復水補給水系、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、消火系の復旧を行い、これらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。</p> <p>B. 満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁以上開放、「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、「満水注入」を行う。 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合において、主蒸気逃がし安全弁が2弁以上開放できない場合は、復水系、高圧炉心注水系、低圧注水系、復水補給水系、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、消火系を使用して原子炉への注水維持を行うとともに、主蒸気隔離弁、主蒸気管ドレン弁、原子炉隔離時冷却系および原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖し、原子炉を減圧する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち、いずれか2系統を使用して原子炉へ注水し、注水流量を増加して原子炉を加圧し、原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以下の主蒸気逃がし安全弁を開放して原子炉圧力をサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・原子炉圧力がサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、原子炉への注水流量を増加させて、原子炉圧力をサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動しても、原子炉圧力をサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、主蒸気逃がし安全弁の閉鎖を原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数まで減らし、原子炉圧力をサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統を全て起動し、主蒸気逃がし安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は、他の代替確認方法にて満水を確保する。 ・他の代替確認方法によっても原子炉圧力容器満水が確認できない場合には、主蒸気逃がし安全弁を7弁開とし、代替注水系を起動し、原子炉水位をできるだけ上昇させる。</p>
-----------------------------	---

C. 水位計復旧

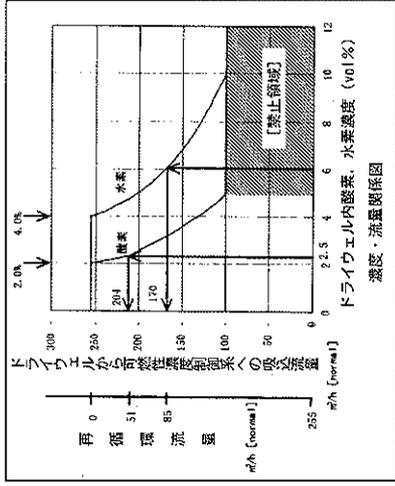
- ・原子炉圧力がサブレーション Cheney バッファより原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば、炉心の健全性は確保されているため、「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。
- ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。
- ・原子炉への注水を継続し、基準水柱の周囲温度を100℃以下にし、原子炉水位計を使用可能とする。
- ・原子炉水位を読み取るため、原子炉注水を停止し、原子炉水位を下げる。
- ・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には、原子炉制御「水位確保」へ移行する。
- ・原子炉水位が判明しない場合には、「満水注入」へ移行する。

- (110) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：0.88MPa [gage] 以下
- (111) ドライウエルスブレイ起動圧力：100kPa [gage]
- (112) 「急速減圧」時必要最少弁数：1弁
- (113) ドライウエル冷却機入口ガス温度高警報設定点：60°C
- (114) ドライウエル空間部温度制限値：下図のとおり



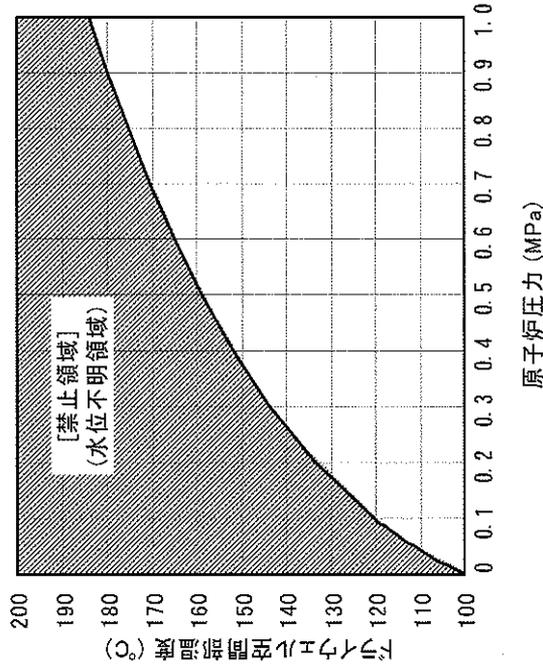
- (115) サブレーションベンチンバンプスブレイ起動温度：65°C
- (116) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：4.9m
- (117) 格納容器の圧力が大気時の最大浸水水位：26.2m
- (118) 可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納容器酸素・酸素濃度分析系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.5%

- (119) ドライウエル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり



- (120) 可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：427kPa [gage]
- (21) 「急速減圧」時必要弁数：6弁
- (22) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.6MPa [gage]
- (23) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：4弁
- (24) 原子炉圧力容器満水確認用最少必要弁数：1弁

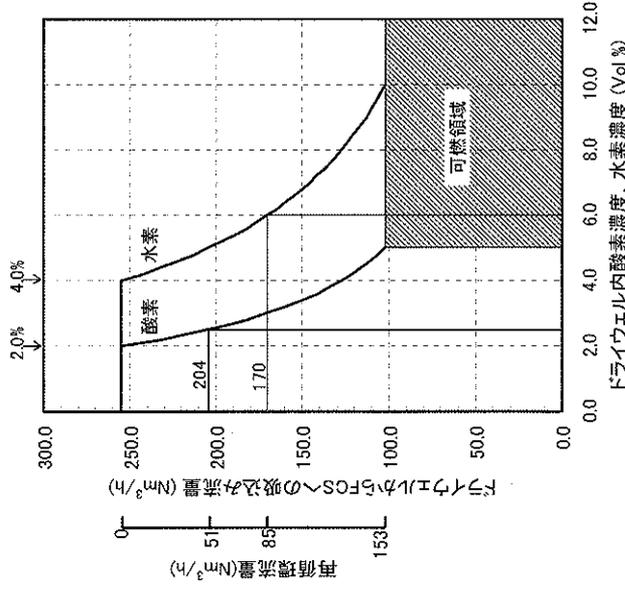
- (1 0) 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の使用可能圧力：0.93MPa [gage] 以下
- (1 1) ドライウエルスブレイ起動圧力：0.1MPa [gage]
- (1 2) 設計基準事故時原子炉格納容器最高圧力：0.25MPa [gage]
- (1 3) 原子炉格納容器圧力制限値：0.28MPa [gage]
- (1 4) 原子炉格納容器最高使用圧力：0.31MPa [gage]
- (1 5) 不測事態「急速減圧」時必要最少主蒸気逃がし安全弁数：2 弁
- (1 6) ドライウエル空間部温度（ドライウエル冷却系冷却器入口温度）通常運転時制限温度：57℃
- (1 7) ドライウエル空間部温度（局所温度）温度高警報設定点：65℃
- (1 8) ドライウエル設計温度：171℃
- (1 9) 主蒸気隔離弁弁位置検出器許容温度：90℃
- (2 0) 水位不明判断曲線：下図のとおり



- (2 1) サプレッションチェンバンスブレイ起動温度：49℃
- (2 2) サプレッションチェンバ空間部温度（局所温度）温度高警報設定点：65℃
- (2 3) サプレッションチェンバ設計温度：104℃
- (2 4) 真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に誤差等を考慮した値：+12.7m
- (2 5) 原子炉格納容器ベント最高水位：+27.2m
- (2 6) ベント管凝縮限界値：-2.59m
- (2 7) 水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間、格納

容器内雰囲気モニタ系の応答時間および計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.4%

(2 8) 可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり



- (2 9) 原子炉格納容器の可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：0.21MPa [abs]
- (3 0) 不測事態「急速減圧」時必要主蒸気逃がし安全弁数：7 弁
- (3 1) 不測事態「急速減圧」時必要最少主蒸気逃がし安全弁数：2 弁
- (3 2) 原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.4MPa [gage]
- (3 3) 原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：3 弁
- (3 4) 原子炉圧力容器満水確認用必要最少弁数：2 弁

添付4 管理区域図
(第158条, 第159条関連)

添付5 保全区域図
(第163条関連)

核物質防護のため非公開

核物質防護のため非公開

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

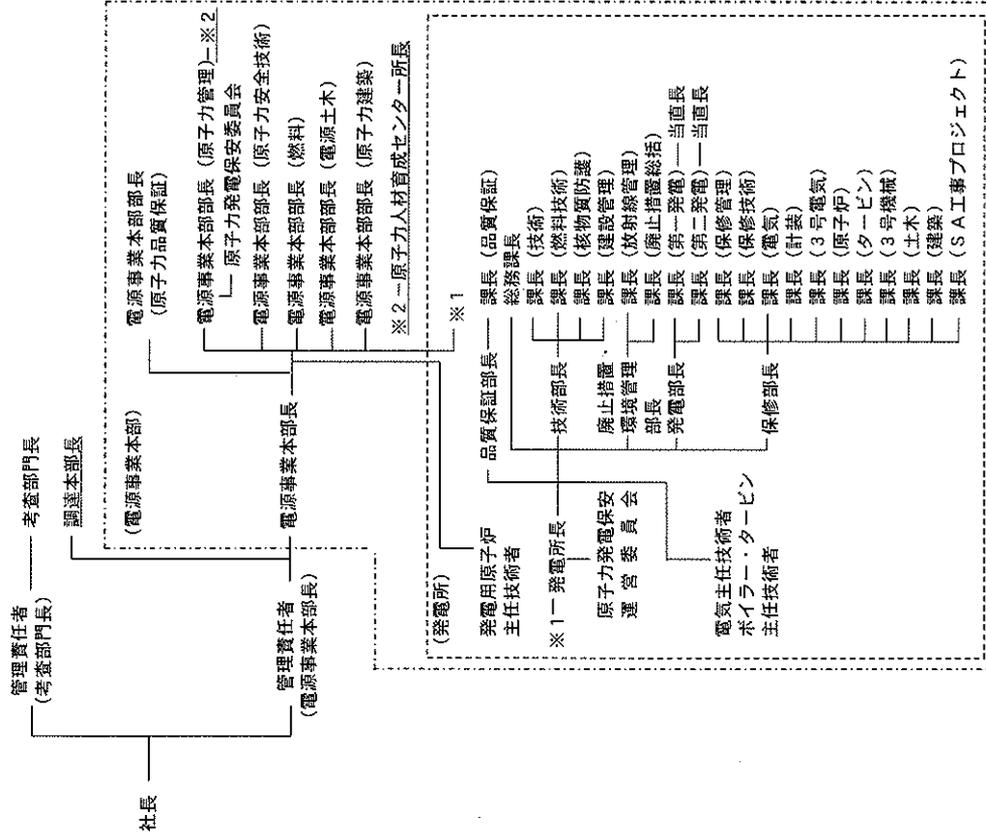
変更前

備考

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

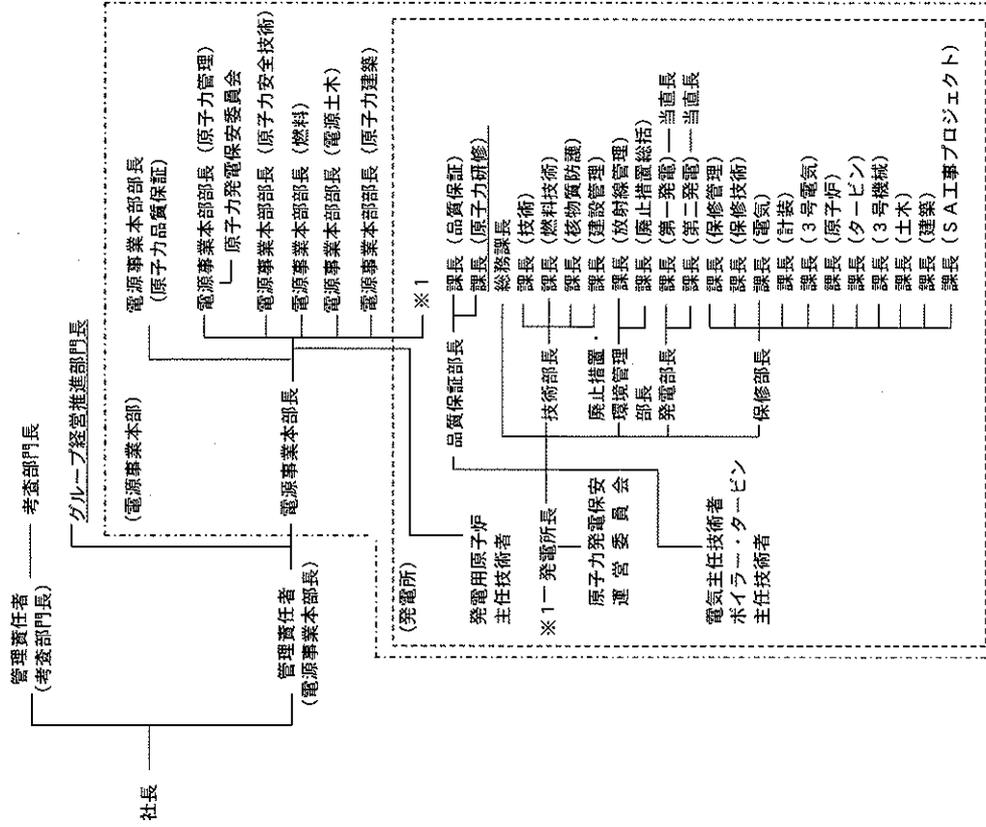


組織改正に伴う
変更

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>25. 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>28. 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>38. 課長（SA工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p>39. 第1.7項から第3.8項に定める職位（第2.7項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置総括）は第2編第1.2.7条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>40. 各課長および当直長は、第1.7項から第3.9項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長および当直長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>41. 電源事業本部部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>42. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p>25. 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>28. 課長（保修管理）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長（保修技術）は、原子炉施設の改造工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保修に関する業務を行う。</p> <p>38. 課長（SA工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p>39. 第1.8項から第3.8項に定める職位（第2.7項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置総括）は第2編第1.2.7条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>40. 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第1.2項および第1.8項から第3.9項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>41. 電源事業本部部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>42. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する規定類の制定および改正 ・ 運転員の構成人員に関する事項 ・ 当直の引継方法に関する事項 ・ 原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・ 巡視点検に関する事項 ・ 異常時の操作に関する事項 ・ 警報発生時の措置に関する事項 ・ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・ 定期試験に関する事項 (2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正 ・ 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・ 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・ 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正 ・ 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正 ・ 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・ 保安区域に関する事項 ・ 周辺監視区域に関する事項 ・ 線量の評価に関する事項 ・ 除染に関する事項 ・ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・ 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保安・保守管理の有効性評価に関する事項 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正(第109条) (8) 保安教育実施計画の策定(第117条)に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する規定類の制定および改正 ・ 運転員の構成人員に関する事項 ・ 当直の引継方法に関する事項 ・ 原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・ 巡視点検に関する事項 ・ 異常時の操作に関する事項 ・ 警報発生時の措置に関する事項 ・ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・ 定期試験に関する事項 (2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正 ・ 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・ 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・ 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正 ・ 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・ 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・ 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正 ・ 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・ 保安区域に関する事項 ・ 周辺監視区域に関する事項 ・ 線量の評価に関する事項 ・ 除染に関する事項 ・ 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・ 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・ 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する規定類の制定および改正ならびに保安・保守管理の有効性評価に関する事項 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正(第109条) (8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長)に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 記載の適正化に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第71条～第74条を除く。)における条文的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、総務課長、課長(建設管理)、課長(核物質防護)、課長(保 修技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当 直長が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証)、課長(原 力研修)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、 課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判 断した場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第71条～第74条を除く。)における条文的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合*1に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証)、 総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、課長(土 木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場 合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証)、総務課長、 課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保修技術)、課長(土木)、課長(建 築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場合</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う 変更</p> <p>組織改正に伴う 変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第72条 運転上の制限を満足しない場合は、各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が、第3節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長に連絡する。</p> <p>5. 課長(燃料技術)または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表72の例に準拠する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)または当直長は、当該運転上の制限を満足している場合、原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p> <p>7. 課長(発電)は、原子炉を運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各課長(課長(品質保証)、課長(原子力研修)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項に定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定められる頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足している場合、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足している場合、その後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該条文の制限を満足している場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第72条 運転上の制限を満足しない場合は、各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が、第3節に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長に連絡する。</p> <p>5. 課長(燃料技術)または当直長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表72の例に準拠する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)または当直長は、当該運転上の制限を満足している場合、原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p> <p>7. 課長(発電)は、原子炉を運転上の制限を満足していないと判断した時点の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、次の各号を適用することができる。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項に定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定められる頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足している場合、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足している場合、その後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該条文の制限を満足している場合、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

備 考	変更後	変更前
<p>組織改正に伴う変更</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第74条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長（課長（品質保証）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。（保修作業を含む。） (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。</p> <p>3. 当直長は、自ら第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は各課長（課長（品質保証）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から第73条第1項または第2項で定める点検・保修を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および点検・保修の内容。 (2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。 (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻。</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第74条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。（保修作業を含む。） (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。</p> <p>3. 当直長は、自ら第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から第73条第1項または第2項で定める点検・保修を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および点検・保修の内容。 (2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。 (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子力研修)は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、2、3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 課長(原子力研修)は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条(原子力発電運営委員会)第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施するとともに毎年度毎に実施結果を所長に報告する。</p> <p>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育内容およびその見直し頻度を定めた「力量および教育訓練基本要領」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人材育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、2、3の実施方針に基づき作成し、原子炉主任技術者および所長の確認を得て、電源事業本部長(原子力管理)の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人材育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条(原子力発電運営委員会)第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人材育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長および電源事業本部長(原子力管理)に報告する。ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人材育成センター所長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
<p>表117-1 (保安教育実施方針(総括表))</p> <p>(表略)</p>	<p>表117-1 (保安教育実施方針(総括表))</p> <p>(表略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
<p>※1：各課長が、所長によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p> <p>※3：アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。</p>	<p>※1：各課長が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p> <p>※3：アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
<p>表117-2 (保安教育実施方針(放射線業務従事者教育))</p> <p>(表略)</p>	<p>表117-2 (保安教育実施方針(放射線業務従事者教育))</p> <p>(表略)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>
<p>※1：課長(放射線管理)が、所長によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p>	<p>※1：課長(放射線管理)が、電源事業本部長(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について、十分な知識および技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(記録)</p> <p>第1119条 各課長および当直長は、表1119-1のうち、1. および2. については保存し、その他については、適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたる事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表1119-2および表1119-3に定める検査に関する記録について適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表1119-4に定める保安に関する記録を適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(記録)</p> <p>第1119条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表1119-1のうち、1. および2. については保存し、その他については、適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたる事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表1119-2および表1119-3に定める検査に関する記録について適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表1119-4に定める保安に関する記録を適正[*]に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トランプル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 審査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. <u>グループ経営推進部門長</u>は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長（原子力建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トランプル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 審査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（<u>発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。</u>）を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長（原子力建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（<u>保安教育の総括に関する業務を除く。</u>）を統括する。</p> <p>12. <u>原子力人材育成センター所長</u>は、<u>教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）</u>に関する業務を行う。</p> <p>13. 品質保証本部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>17. 発電部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（S A工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p> <p>19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>21. 課長（核物質防護）は、燃料の管理および廃止措置工事^{※1}に関する業務を行う。</p> <p>22. 課長（核物質防護）は、保安区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射線測定に関する業務を行う。</p> <p>24. 課長（廃止措置総括）は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>25. 課長（第一発電）は、原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>26. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子力発電保安委員会) 第128条 電源事業本部に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 (1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 電源事業本部部长(原子力管理)を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部部长(原子力安全技術)、所長、廃止措置主任者、各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保安部長)、および電源事業本部(原子力管理)マネージャーおよび電源事業本部(原子力安全技術)マネージャーに加え、委員長が指名した者が構成する。 5. 委員長は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p>	<p>(原子力発電保安委員会) 第128条 電源事業本部に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 (1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 保安教育実施計画の策定(第187条)に関する事項 (5) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 電源事業本部部长(原子力管理)を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部部长(原子力安全技術)、所長、廃止措置主任者、各部長(品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保安部長)、電源事業本部(原子力管理)マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部(原子力安全技術)マネージャーに加え、委員長が指名した者が構成する。 5. 委員長は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p>	<p>組織改正に伴う変更 記載の適正化および組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(廃止措置主任者の職務等) 第131条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 表131-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (4) 表131-2に定める各職位からの報告内容を確認する。 (5) 表131-3に示す記録の内容を確認する。 (6) 第190条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等) 第131条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 表131-1に定める事項のうち、第187条および第188条については、<u>電源事業本部部长</u> (原子力管理)の承認に先立ち確認し、その他の事項については、<u>所長の承認</u>に先立ち確認する。 (4) 表131-2に定める各職位からの報告内容を確認する。 (5) 表131-3に示す記録の内容を確認する。 (6) 第190条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(記載なし)</p>	<p>附則(平成29年9月27日 原規規発第1709272号) (施行期日) 第1条 この原子炉施設保安規定は、平成29年10月1日から施行する。 2. 組織改正に伴う第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第71条、第72条、第73条、第74条、第106条、第117条、第118条、第119条、第126条、第127条、第128条、第129条、第131条、第187条、第188条および第189条については、平成29年10月1日から施行する。</p> <p>第2条 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または予備発電機を非常用発電機とみなすことができる。 なお、1号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第60条第2項および第61条第2項に準じて、1箇月に1回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。 (1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が$6.9 \pm 0.345\text{KV}$以内および周波数が$60 \pm 1.2\text{Hz}$以内であること。 (2) 燃料小出槽レベルが0.16m^3以上あること。 (3) 所定の電力供給が可能な燃料貯蔵量、潤滑油貯蔵量および起動用空気貯蔵圧力(自動用)があること。</p>	<p>1号炉非常用ディーゼル発電機の運用の明確化に伴う変更</p>